

187
256

神道要旨講義
神德略述頌

014276-000-8

187-256

神道要旨講義・神德略述頌

神道教師講習会／編

M37

ABB-0618



187
256

神道要旨
神德略述頌

神道教師講習會
講義錄卷之九十

これの明治の大御代となりて、學の道のいや開けに開けたるは、
今更言ふべき事なれど、それにつきては、何事を爲さむにも、
普通學の智識は、故くべからざるものとなれりける。況して、人
教へずかむには、一わたり物事の道理をも辨へ、世界の事情にも
通するが必要なり。うもく、わが神道が、明治の初、豊榮のぼる朝
日の如き勢ありしに似ず、やうく衰へきぬるは、世のさまに
推し移らず、今の世の人に説き教ふべきやうも知らず、言ひもて
ゆげば、おほかた普通學の智識に乏しき故になむありける。神道
本局は、こたび爰に見る所ありて、これまで教師たりし人々、また
は今より教師たらむ人々に、これの學を講習せしめ、かねては儀
式作法にも通せしめむとて、ものしたるが、本講義録にこそ。おの
れは、この舉を喜ぶあまり、かつは教科監督の任にもあれば、一言

明治

37. 8 31

内交

を述ぶるになむ。

明治三十七年八月

從六位 井上 頼 園

神道要旨

本書は神道と云ふ字の起原及神道の特色を述べ、神道の歴史の
三本柱を述べ、神道と云ふ字の起原があらうと思ふ尤委しく述べると限りもないこと
の要領だけに止めて置くこととする。

神道といふ字の起原

神道といふ語は、云ふまでもなく漢語で、又之を字のまゝカミノミチと訓むことも
古昔にはないことである。たゞ古くは之を惟神とも、神習とも云つたのである。
惟神と云ふ語は、日本書紀孝徳天皇の巻に見えて居る。之をその文中で解釋して、惟
神者謂隨神亦自有神道也としてある。即惟神とは神様のなされたまゝと云ふ義で
あつて神の仰せられた語行ひ給うた事を手本として、少しも私心を加へないのを
惟神の道に適つて居るとするのである。
神習といふ語は、古事記應神天皇の條に上代の事跡を述べた所にある。これは或る

所に二人の兄弟があつたが、兄は心だてがよくないもので、弟に或る償はなければならぬ物を一向償はうともしないうて、其母が教訓をして「ヨクコソ神習ハノ青人草習ヘヤ」と云つた。此言葉は世の中の人には心を正しくして神の所業を習はねばならぬ。人の所業に習つては宜しくないといふ義である。即神習は惟神と全く同じ意義であることが分る。

神道といふ名稱は日本書紀用明天皇の條又孝徳天皇の條に、佛法に對して用ゐてある。これは漢籍に見えて居る語を、そのまゝ取つたのではあるが、其意味は大に違つて來た。支那で神道と云ふのは、天然の奇しい道をさしたので、我國で云ふ所とは、非常な相違である。うれば兎も角、神道と云ふ語は、日本書紀用明天皇の條下に見え、たのが始である。

こゝに一寸云つて置くが、我國のカミに、支那の神の字を當てるけれど、其意義は餘り適合つて居ない。我國のカミは、其功德が人の仰ぎ尊むべき所となつて居るもの、其威勢が人を恐れしむるに足るものを、敬ひ崇めて申す語であるが、支那では靈妙不可思議で、逆も人間の智慧では量り知ることが出來ないことがらをして云ふのである。我國の様に、確に現存して在りますカミとは、大に區別がある。然し、外にカミ

の意義を遺憾なく現し得られる程の適當な文字も見當らないから、先この神の字を用ゐたのも悪くはあるまい。

神道と云ふ文字の起原は、先一通上に述べた様なものであるが、これから其神道とは如何なるものであるかと云ふこと、即神道の内容を述べるのが順序であらう。然し神道とは、所謂惟神で、神の殘し遊ばしたまへを、遠へす守つて行くことであるから、其神道の本義を究め様とすると、如何しても、神々の御事跡を、爲に其を記載した書物を調べなければならぬ。所が今我が講義しやうとする神道要旨は、諸神の行ひ給うた事、述べ給うた語の概略を記したものであるから、こゝに神道の内容を述べること、姑く後へ回して、本文を解釋する所に於て、充分言顯すことしやう。

神道の特色

神道の中に含んで居る、詳しい意義に就ては上に言つた様に、總て本文を解釋する所へ譲つて、緒言中には省くこととしたが、こゝには、その神道に含んで居る意義の中で、孔子の廣められた儒教にもなく、釋迦の廣めた佛教にもなく、又耶穌の宣布した基督教には言ふ迄もなく無い所で、我神道にのみ備はつて居る、特質を抽出して、

こゝに神道の特色と題して解明しやう。
 先第一に擧げねばならぬのは、皇室と臣民との間に存する惟神の道である。我國の民族はもと一家族の繁殖した様なものであつて、皇室は其の本家で、吾等臣民は支流である。これを國家を形作つて居る上から見ると、君臣の關係であるが、其本原に溯つて見ると、父子の關係をも兼ねたものである。それであるから、忠は一面から見ると、孝であつて、孝もまた忠である。忠孝を以て、我神道の精粹とするのは、この國家の組織が自然らしめたのである。
 吾等が上に越く所の天皇は、天の神の仰せに従つて、大八洲國を御治めになり、吾等臣民を撫で慈み給ふことは、慈母が幼き子を見る機で、たい下民を安堵せしめやうと、それ許を御心に懸けさせられる。上代は天皇御自身に祭祀を遊ばされたもので、あるが、その祝詞などを見ると、天皇御一身の幸福を御祈りになることはなく、すべて万民の爲よかれとの大御心から出たものである。御歴代の天皇御一方も此例に漏させ給うたのではない。
 これ皆天神の御任命に違はせ給はぬので、即惟神の道を行はせられるのである。斯様に臣民を慈み給ふ故、臣民も又皇室に仕へ奉ることは、丁度子孫が父祖に奉事す

る如く心得て居る。皇室の御爲といふ一語を以て、一生の目的として、皇命に死するのを無上の榮譽とするのである。親はうの子のよく忠ならんことを祈れば、子も又君に忠を盡してこゝろ始めてよく孝なる道にも叶ふものと心得て居る。斯様な君臣の間の美しい關係は、世界万国鐵の鞋で搜して歩いても見付かるまい。この惟神の道に随ふことに依て、皇室は益繁榮し、國家は愈隆盛に赴くのである。
 次に特色として數へやうと思ふのは、我神道に於ては現世に重きを置いて死後の事即未來界の事を次とすることである。この点に於て神道はあらゆる宗教と相違して居るので、即神道の神道たる所である。すべて重に未來界を説く所の人種は、皆現世の苦痛に堪えかねての所業である。然るに我日本は氣候は中和で地和は肥沃で外部から興へる苦痛と云ふものは極めて少ない。又人間を内部から苦める罪の感念も我清淨な神の裔たる國民の頭腦には殆無かつたのである。若一旦事に觸れて起つた時は、禊祓を行つて心身を清めたので、これで再び塵も止めないもとの清淨な身体となつたと思つて居た。
 多くの宗教に於ては現世を卑しむ所から、自身を粗末にするが我國では其反對で極めて身体を大切にす。此身体はそのもとを探ねると、神から出たもので神の

御意をうけて之を子孫に傳へねばならん吾人の遠祖高皇産靈神及神産靈神のムスビと云ふ詞は生産の義である即吾人の遠祖の天神は子子孫孫を繁盛ならしめやうと云ふのが御主意であるこれをかの佛教の死滅涅槃を智となし理想とするものと較べると非常の相違ではないか、斯様に現世を重んじ身体を尊ぶ所から大なる希望を現世に持つて自大業も終げられるのである、

なほ神道の特色を數へ擧げると清潔を貴ぶこともあれば武を尙ふこともある、祓は清潔を貴び罪惡を去るの明証で三種の神器の中に草薙劍があり我國の古名に細矛千足國の名があるのは武を尙ふことを明に示すものである、餘り長くなるからこゝでは委く説明すまい本文に講ずる折其所々で述べることにしやう、

神道の歴史

神道とは上文に言つた様に神様の行跡を學べば宜いので別に六ツかしい教法も教典もないものであるが、後世儒教佛教などが渡つて來るに隨つて其等のものと結び合つて名目を神道に借つて内實は神道とは大に意味が違つた或る教旨が盛んに

起つて來た而して後世神道と云ふと殆此等のものに限られて居る様な有様である、これ神道を一種異様の宗教のやうにしたので本來の神道では無いがなほ其の變遷を大略知つて置く必要があらう見易い爲に以下項を分けて説明しやう、

(儒教の傳來)太古外國と交通しなかつた時は異つた思想の入り込む道理もないから我國固有の神道も少しの變形を示さなかつたが、應神天皇の十五年に百濟國王が阿直岐と云ふものを使として論語十卷千字文一卷を献らした、次に同じ國の學者で王仁と云ふものが來て、天皇の皇子菟道稚郎子に其國の學問を傳へた、これが我國に儒教の渡つて來た始である、儒教とは誰も知つて居る通り支那に昔からある所の教で孔子が之を大成したものである、

この儒教は我神道とよく似て居る所もあれば非常に違つた所もある、うの似て居る所は現世に施す道徳を説いて未來世には餘り重きを置かないことである、うの非常に違つて居る点は君臣の間をつなぐ所の倫理である、

支那では我國の様に万世一系の君主を奉ずるものではない故に臣下でも材能があつて人望を得たならば君家を覆して自九五の位に即いた所で、誰も其を咎めるものがない、孔子に次で賢人と云はれる孟子でさへ君を弑した賊臣を責めないは

かりか、寧其過を殺された君主に歸してある。これによつても其一斑は推知するこ
とが出来やう。

儒教は傳はつたけれども、この様な君臣の間に存する惡風儀が、もとより我國人の
頭腦に浸み込む筈がない。この一事を除けて、總てに於ても、儒教は我神道を左程變
形せしめなかつた様である。たゞ儒教には、非常に禮儀作法を貴ぶ所から、我祭祀の
次第を愈々鄭重ならしめた傾向があつたこと、も一は儒教に説く所の陰陽五行
の説を以て我國固有の太卜の法を變遷せしめた位が、儒教の我神道に及ぼした太
なる影響と云つて宜らう。

しかし儒教も、後世に至つて、多くの學者が出て、段々孔子の説いたことを、理窟を以て
解釋する様になり、大に當初のものとは違つて來た。うの學者とは、宋時代の程明道、
程伊川、朱文公であるが、其説が我國に傳はるに至つて、我神道は其宋儒の説を、祖述
する者によつて、一の不思議な形をした新神道を生み出したが、それは、これから遙
か後世のことであるから、下文に於て説明すること、しやう。

佛敎の渡來佛敎は、云ふ迄もなく、印度の釋迦が説いた教理である。釋迦滅後久うし
て支那へ傳つた、而して儒教が百濟を経て我國へ傳つた様に、佛敎も同じく、この百

濟を経て我國へ入り込んだ。

時は儒敎渡來後二百七十年欽明天皇の十三年である。百濟國王が佛像并に經文を
獻つて其功德を賞め立てた、之を容れて、我が神祇と相並べて敬しても可ものであ
らうか、と云ふことに就いて、天皇も當惑遊されたから、之を群臣に御相談な
さつた所が、其群臣の中で、忽説が二に分れた可とするものは、蘇我稻目の一類で、否
とするものは、物部尾興の一黨である。この時の事情は、委しく述べるに長くなるし
ことに普通の歴史にも、書いてあることだから、こゝには略する。

この二派の間の争は、終に佛を崇ぶもの、勝利となつて、佛敎は天下晴れて、我國一
般に弘まることが、なつた。而して、この佛敎を弘布する爲に、非常に力を盡されたの
は、用明天皇の皇子聖德太子である。

前にも云つた様に、仁義道德を教へる所の儒教が、傳來したのは、左程我神を崇ぶ思
想に變化を興へなかつたが、佛敎はこれとは違つて、純然たる宗教の形態を具へて
居つて、うの説く所が、我神道とは根本から異つて居るから、其二が並んで世に存在
する上からは、必何れか、非常の變化を蒙らなければならぬのである。

しかし佛敎は渡つたもの、我國固有の祭神の禮は、決して等閑にせられたもので

はない。即神道も其根柢がなか／＼深いから、容易に新参者の佛教に氣押される様なことはなかつたのであつた。うで、勢佛教を弘めやうとする。先神佛兩教を結び合はして、一体としなければ不都合である。而して此等の仕組は既に聖徳太子によつて始められた。太子は神佛の三教を樹木の根本、枝葉、花實に喩へて三教一致を主張せられた。しかし此等はまた其説の至らないもので、年に經るに従つて僧徒は段々狡猾な手段を考へ出した。それは本地垂迹説と云ふものである。
(本地垂迹説)本地垂迹と云ふのは印度の詞で佛を以て万物象像の本地として万物は皆是一佛の種子を殖す理であると云ふので、之を垂迹と云つたのであるが、此字を其儘日本へ持つてきて某所の神の本地は、何の佛である。神は佛の垂迹であると稱へて、神佛其根本は一体であると云ひ出した。
此説の始は聖武天皇の御宇に僧行基がなしたのである。天皇が奈良の東大寺に大佛を御建なさらうとせられた時に、我國では未曾有のことだからと云ふので行基といふ僧を、伊勢大神宮へ遣して佛舍利を献つて、神慮を御尋ね申さした。所が行基が立歸つて、大神の甚御歡ひありばされた神宜があつたと奏上した。又天皇の御夢にも日輪は大日如來であつて、本地は盧舍那佛(即大佛)であると、天照大御神の御告

十

ありばされたといふので、御政教の餘り、大佛を御建立になつた。この事は元享釋書と云ふ書に出て居る。これがまづ本地垂迹説の始であらう。云ふまでもなく、これは行基が佛法を弘める爲の方便であることを神託に借つて、天皇を感し奉つたのである。此天皇も亦非常に佛を御信向になつたから、斯様な夢も御覽になつたものか、或はこの元享釋書の著者は師兼と云ふ法師であるから、自分の宗旨に都合が宜い様に構へたことか、うれば兎も角、行基が神と佛とを一体とする爲に斯様な企をなしたことは疑ない。
佛教が傳つてからこの大佛造立のときまで、既に百八十餘年たつて居るから、其教も漸く社會一般に廣まりかけたけれども、なほ我國固有の神祇を崇ぶ心から憚つて佛教を信向しない者も少なくない。されば、此時佛教を尙一層盛にしやうとするならば、此兩教は併せ信じて、差支ないものであると云ふことを衆庶に示すのが必要である。行基は早くからこの事を見抜いたから、此手段をとつたものであらう。聖武天皇も、自三寶(佛法僧)の奴なりと仰せられたは、佛法を深く御信心遊ばされた方だから、行基も其下に立つて、自其手段を施すに都合がよかつたものと見える。此策は果して成功して、佛教は愈々興隆した。聖武天皇の次の孝謙天皇も、亦非常に

佛敎信者であらせられたから、佛徒の爲には益々好都合であつた。第五十代桓武天皇都を山城に遷されるに至つて、衰へかけた神道を興し、神祇の法制を定められたので、佛敎は大に不利を感じたのであつた。然し同帝延暦二十三年唐へ大使を遣された時に、僧の空海、最澄の二人が之に従つて入唐したが、歸朝するに及んで、空海は眞言宗を弘め、最澄は天台宗を弘めて、再佛敎を盛大ならしめた。而して此二人の僧も、其宗旨を弘める手段として、まづ我神道を自分の宗旨に都合よい様に作直して、最澄は山王一實神道を成し、空海は兩部神道を組織した。まづ最澄の構へたものから説き始めやう。

山王一實神道開創者僧最澄は我國に始めて天台宗を弘めた人で、死後傳敎大師の名を賜はつた有名な僧である。此人が自分の宗旨の寺を、比叡山に立て、様と企てた時、此山には以前から大山咋神を祭つてある。日吉神社と云ふのがあつた。最澄は、此神を自分の寺の守神の様に云ひなして、山王と云ふ名を附けた。此名の由緒は、最澄ある時、小比叡峯に上つた時に、日輪の様な三の光が見ゆるから、よく見つめると、其中に釋迦と藥師と彌陀との像があり、と現はれて居る。うで不思議に思つて、其名を尋ねると、豎の三點に横の一點を加へ、横の三點に豎の一點を添へると言ひ

畢つて、其光は空へ昇つて了つた。其言を文字の上で考へて見ると、豎の三點に横の一點を加へると山の字となり、横の三點に豎の一點を添へると王の字となる。うでよく考へて見ると、高大で動かぬのは山である。又天地人の三才を経緯するものは、王であるから、この神を山王と号けたと云ふので、まづこの神に、釋迦、藥師、と云ふ本地を構へたのである。

これから最澄は佛寺を建て、に就て尙一厨巧な説を云ひ出した。昔人壽二万歳の時、釋迦が都率天に住して大海を見た所が、波浪に梵音が聞ゆるから、それを求めて此國へ来た。所がうの梵音は一本の芦が浮んで居る所に止まつた時に、其芦が化けて、一の島と成た。それが即比叡山の大宮權現垂迹の地である。其後人壽百歳に縮まつた時に、釋迦がまた天竺から此國へ来た。其時は丁度鶴草葺不合尊の御代であつた。釋迦が近江の志賀浦に来ると、其處に魚を釣る翁が居たから、釋迦は其翁に、吾此處で佛敎を弘め様と思ふが、どうであらうと尋ねると、翁が云ふには、我は人壽六千歳の時から、この所の地主である。此所が佛法世界と成つたならば、吾が釣する處がなくなるから、弘めさすことはならぬとの答であるから、釋迦は空しく歸らうとする所へ、東方から大宮權現飛來つて、吾は人壽二万歳の時から、この所の地主で

ある翁は吾あることを知らないからかく申すのである。いかにも此地は今釋尊に
 献るはごに佛法流布の山とせられよと言つて西と東に分れたこの翁は白髮の神
 で、大宮權現とは云ふ迄もなく大山咋神のことである。
 この釋迦と權現との約束によると云ふので、最澄はその寺をこの山へ建てたので
 ある。その附會の仕方が中々功者ではないか。
 此最澄又弟子の慈覺などが段々と演弘めて、すべての神に皆本地を立て、本地は佛
 で、權に神と垂迹して現はれたと云ふので、權現と云ふ号を始めた。また天照大御神
 八幡神、加茂神、松尾神などを始め、名高い神々を撰びだして、これに一一本地をつけ
 月の三十日を、まはり持に交代して、法華經を守護し、番をするなと云つて、これを
 三十番神と唱へた。この三十番神は、日蓮宗でも云ふことだが、うのものは、天台宗の
 ものが云ひ始めたのである。
 山王の意は分つたが、一實は如何なる意義から出たかと云ふに、これは佛語であつ
 て、妙經玄義と云ふ書に、一實諦は即空即假なものである所から出たのであらう。この一
 實の理を守れば、意は誠には正しく、終に治國平天下の業をもなすことが出来る
 と云ふことは、此教旨の説く所である。

この一實神道は、一の教理を造つた神道の始である。而して天台宗が榮ゆるに隨れ
 て段々盛になつて來た。近くはかの徳川家康なども、此教旨を信じて死する時、大權
 現の号を稱せしめたことなどがある。
 (兩部神道)これは前にも云つた通り、僧空海のはじめた神道である。空海とは誰でも
 よく知つて居る弘法大師のことである。
 兩部と云ふのは、神佛二教を合せて作つたから云ふのではない。これは眞言宗に金
 剛界胎藏界の兩部を立てることから來たのである。空海は、先づ伊勢兩宮を金剛界
 胎藏界として、内宮は胎藏界、大日四重の曼荼羅、外宮は金剛界、五智の曼荼羅とした。
 これ等のことを解釋するには、佛書を多く引証しなければならぬから、此處には畧
 する。
 空海が佛法を神道と混合した手段は、最澄よりは一層巧である様だ。その一二を舉
 げて見やう。
 神佛は世を經るに隨つて、段々合一せられたが、なほ神宮に於て佛法を忌むことは
 舊の通であつた。それは佛語を話すことを禁じて佛を中子と云ひ、經を染紙と云ひ、
 塔を阿良々岐と云ひ、寺を瓦葺と云つた類で、知ることが出来る。しかし今全く神佛

を合あしやうとするときは、何故なに神かみは佛ほとけを忌いむかと云いふ理由りゆうを明あにしなければならん。空海くわいはこゝに眼まなこをつけて、一いつの傳説でんせつを構かへた。

昔むかしこの國くにがまだ出で來きない時に、天照大御神あまてらすおほみかみが天上あめにあらせられて、大海おほいの底そこを御覽ごらんあうばされる。大日如來だいにちにょらいの印文いんぶんがあるから、不思議ふしぎに思おもひめされて、鋒しんを指下さしして御搜ごさうりになると、其鋒しんの滴たが、露つゆの様ようで有あつた。うれを第六天だいろくてんの魔王まおうが遙はるかに見みて、この滴たが凝こりて地ちと成なつたならば、來世らいせいには必佛かならずほとけ法ぽうが興おこるであらうから、吾われは之これを破やぶらなければならぬと云いつて、降來くだりた時に、大御神おほみかみは魔王まおうに御向みむかひになつて、吾われは決かして三寶さんぼう佛ほとけ法ぽう僧そうを近附ちかづけまい。又また其名なをも稱なづへまいと、御誓みちかひになつたから、魔王まおうもおとなしく還かへつた。この由緒よしによつて、大神宮おほみやは御本意みほんいではないが、佛語ほとけごを忌いまれるのであるとさだした。

又天照大御神あまてらすおほみかみが天石窟あまのいほに御隱みかくれになつたことを、印度いんに大日佛だいにちほとけが鑊塔くわくたに懸かつたことと、同一事どういつじであると云いひ、こればかりでなく、神かみ殿どのの千木ちぎ、鏝木えぎ、鳥居とりい等らのこと迄まで凡たゞべて、眞言宗しんごんそうの趣おもに引ひき付けた。

空海くわい歿くわい後ご、此兩部神道このふたふたかみちは、非常ひじょうに盛大せうたいなものであつて、あらゆる神かみ社やしろは、皆みな抹香まつかうぐさくになつて了しまつた。

古博學こはくがくで且かつつ政權せいけんを執とられた菅公かんこうの如ごとき人も、この兩部神道ふたふたかみちを信仰しんこうせられた様ようである。又南北朝なんぼくちようの時とき、有名ゆうめいの北畠親房きたはたのちかふさ卿きやうの如ごときも、其著そのあされた神皇正統記しんかうせいとうきに於おいて、神代かみよのこゝを、眞言宗しんごんそうの趣おもに引ひ付けて説せつかれてあるのは、良よく人の知しる所ところである。神皇正統記しんかうせいとうきは歴史れきしのことだから、左程ひだりほどでもないが、元々もともと集東家秘傳しゅうとうかひでんなどは、至いたる神道かみちのこゝを、書かかれたものであるが、其陰陽五行いんやうごうぎやうの理ことわりと眞言宗しんごんそうの趣おもの外ほかには出でて居ゐらな。これに因よつても、其盛大せうたいになつたことが分わらう。

この兩部神道ふたふたかみちが時機ときに適あつて、我社會われしやかいの信仰しんこうを集あめてからは、祖宗そそうを拜まつする様ような極ごくめて單純たんぱんな心こゝろで、神かみを崇あがめた敬神けいしん説せつは、いつとなく、世人よじんに忘われられて、現世げんせいの幸福しんぷくと未來みらいの佛果ほとけぐわとを願ねがふ意味いみで、神かみを祭まつることゝなつた。また因果應報いんぐわおうえうを説せついて、何か變かはり事ことでも起おこつたときは、忽たちち加持祈禱かぢいねだうの爲ために、日ひも足たらぬ様ような有様ありさまであつた。諸國しよこくにも是こゝ等ら兩部神道ふたふたかみちの爲ために、神かみ社やしろの建設けんせつせられて、衆庶しゆじゆの祈願いねがひを込こめたる所ところとなつたのは、少すくくない。

我が國中世くにちゆうせい以前いぜん、盛さかに行いはれた佛ほとけ法ぽうは、天台たいたいと眞言しんごんとの兩宗ふたそうである。而しかしてその創はじめめた山王兩部さんおうふたふたかみちの二神道ふたかみちも、亦また我中世われちゆうせい以前いぜんに盛さかに行いはれたもので、これより外ほかには別べつに神道かみちと云いふ名目なめいを立てる程ほどのものは、一ひとつもなかつたのである。所ところが足利氏あしかがしの時代じだい

に至つて、唯一神道と云ふ、全く山王兩部とは異つて居る、一の新しい神道が起つた。
 (唯一神道)これは山王兩部などの神道が、佛徒によつて造られ、佛具を帯びて居るの
 を嫌つて、唱へ出したものである。唯一の文字は孝徳天皇紀に帝道唯一とあるから
 取つたので、唯一と云へば、佛法のことなどは少しも混じて居ない様に見えるけれど、
 其實は決してさうでない。
 この唯一神道は、後土御門天皇延徳時分の人で吉田兼俱といふ人によつて構へら
 れたのである。吉田家では、其起原をズツと古くしてあるけれど、實際創めたのは此
 人である。

この事を話す前に、往昔神祇の事に與かつて居た家々のことを略述しなければな
 らぬ。神祇を祭祀することは、上代に於て、中臣齋部二氏の子孫世職として掌つて居
 たが、中臣氏は分れて藤原氏となり神祇のことには専關しないことゝなつた。尤中
 臣氏の中に大中臣と云ふ家があつて、神祇の事を掌つて居たけれども、これは次第
 に衰へたのである。今一つの齋部氏は、これも後世全く朝廷の祭祀に與らない事と
 なつた。

伯家と云はれた白川家は、花山院の皇子清仁親王の御子延信王が、後朱雀天皇の頃
 に勅命を以て、神祇伯神祇官の長官に任せられてから、世襲の職となつて、維新の頃
 まで傳へて來た家である。

吉田家は、卜部氏で、元來は神祇官で、龜卜のことを世業とする家筋であつたが、伊豆
 の國から出た平麻呂と云ふ人が、陽成天皇の頃、從五位下に叙せられてから家を起
 し、足利の頃、其裔兼俱と云ふ人が出て世が乱れて、故官の廢れて居るに乘して、神祇
 伯の職掌である祭典や、任官のことまで取込んで了つた。其後徳川時代に神祇權大
 副神祇官の次官に世々任せられて、却つて長官の白川家よりは、實際の勢力が強く
 なつた。

即この唯一神道は、吉田家によつて創められ、又傳へられて、段々盛大になつたので
 ある。

吉田家では、又これを宗源の神道とも云つて居る。これは神代紀に、天兒屋根命主神
 事之宗源とある文に據つて、我が家の神道は、遠く天兒屋根命から相傳したもので
 あるとの意である。

この吉田家の古い著述の中に、名法要集と云ふものがある。一條帝の時代に、卜部兼
 延の作つたのであると言ひふらしてあるけれど、實は右に云つた兼俱の假托である。

其書に據ると、神を木火土金水の五行に配當したり、或は地水火風空の五大とも爲して三元三妙なご、云ふことを唱へて居る。又世に三種の菝と云つて居る御禊の菝六根清淨の菝、中臣の菝は此家から民間に傳へたものである。此六根清淨と云ふのは言ふ迄もなく佛語で、又其菝の詞の中には大日經の語をも交へてある。こればかりでなく三壇行事なご稱して護摩をたき、其護摩壇を八角になし、又柁をたく代りに柁をたくなご、すべて眞言の修法儀に據つたものゝ様で、又鈴を振ること、彼の金剛鈴を振ることから取つたものゝ様である。これに依ても名は唯一と云つて、其實は今迄の兩部神道など、左迄の相違がないことがわからう。

吉田家は上に云つた様に、全國の神官の頭領林であるから、その創めた説が、漸次勢力を得て、徳川時代に至つては、神道と云へばこの外にないものと思つて居たのも無理はない話である。

吉田家の分家に、萩原家と云ふのがあつて、豊國大明神の神主である。其門下に吉川惟足と云ふものがあつて、別に吉川神道と云ふものを始めた。

吉川神道吉川惟足は、徳川氏の初世に生れて、元禄七年七十九歳で歿した人だ。寛文年中迄は江戸の肴屋であつたが、後京都へ上つて、上に云つた萩原家に奉公した。而

して段々其家に傳つて居る神道を研究して、終に其門第一と云はれる様になつた。後其道を以て將軍家の直參と迄なつたものである。

もと吉田家から出た人だから、矢張唯一神道家である。其説に宗源神道は心を本とするのである。故に神事の宗源は、一心より外に出ない。譬へば水の源ある様である。源は方法の歸する所であつて、これ唯一である。而してこの源は始終循環して居るもので、これが輪廻の説ともなり、虚無の心ともなるのである。なご云ふ所を以て一班と云ふことが出来る。中には随分笑ふべき説がある。惟足或時門人に有氣の賀のとき、祭神あるかと問はれた時に、うればウケの御靈の神であると答へたなごは滑稽な話だ。

兩部神道唯一神道は神典を説き、祭典を執行する類の所業を、主として傳へて居たので、別に教法めいたものは先づなかつたのである。所が之を純粹なる教理として説いたものが出て來た。其は度會山崎の神道である。

(度會神道)これは伊勢外宮の神官度會延佳の説いた神道である。其説は、全く易理五行を以てしたものである。例へば伊弉諾尊は乾の卦、三盛成就伊弉冉尊は坤の卦、三書成就で、男女の体が定まつたので、又外宮の國常立尊は水徳の神であるから、内宮

火徳の日神に對したものであるなと云つたので、よく其説の主意がわかる此流も一時随分行はれたので、伊勢の神官を始めとして、此人の弟子になつた人も少くなかつた。

（山崎神道この神道を主唱したのは、山崎闇齋である。此人はもと土佐の或寺で僧となつて居たが、後還俗して、二程子朱子（即宗儒孔子の教を哲學めいたものとした人）の説を明らめた儒者である。後又吉川惟足の門人となつて、別に山崎流の神道を起した。其死んだのは、靈元天皇の天和二年で年は六十五。

この人の神道を、一に垂加流とも云ふがこれは自分の別号を取つて名けたのである。闇齋は、我神代のことを漢籍に引當て、説いた上に云つた通り、吉田の流を受け居る。神道家であるけれども、元來名高い朱子學者であるから、性理、大極、陰陽、五行を以て神典の講釋をして、吉田流以外一派をなした吾身は、即國常立尊の分身であつて、高天原は、心の本体であると云ふ様に辨ずるのは、此流派である。又我國の神道は、天照大御神の建てられた道であつて、其道を導いたのは、猿田彦神であるなど、説いて、凡べて日本書紀神代卷と、神道の教典として、秘傳口訣を極めて多く構へた。此神道は、中々隆盛となつて、近來まで神官などは多くこの流派であつた。又會津の

松平正之卿も甚之を信じられたので、會津藩には此流の信者が多かつたうである。

されど其妄説たることは、疑ないのであるから、後世之を取するものが少くない。殊に古實家で有名な伊勢貞丈は、神道獨語と云ふ書を著はして、盛に闇齋の學を攻撃した。

さてこゝに今まで述べた兩部唯一などの系統をひかないで、全く新説を立てた人がある。それは吉見幸和である。

吉見の神道吉見幸和は、徳川八代將軍の末から九代將軍の始までの人で、尾張名古屋東照官の神官で、漢學に長じて居た。此人は兩部神道は言ふまでもなく、山崎流の説も嫌つて取らなかつた。而して自説は天照大御神を始として、神々皆人であつて、其都は今の和歌山に建てられたものとして、天香山も、天高市も、大和にあると論じ、高天原も大和を指すものと定めた。瓊々杵尊を日向に下したと云ふのも、實は大和から下されたのである。なと、随分突飛な説を吐いた。この神道論は餘り勢力を得なかつた様である。

新井白石もこれとよく似た説を主張した。矢張此人も神を人とする論で、高天原は

帝都であつて常陸國にある常世國も亦此國にあると説いた。さて今まで説いた神道は、儒道から出たものでなければ、佛習を帯びたもので、固有の惟神の道を發輝したものは一人もなかつたのである。しかし此等の習合説は、元來根本の異つて居るものを結びつけたものであるから、何れも牽強附會を免かれ、ない多少眼識あるものが見たならば、其淺薄な所はすぐ知れる。故に之を論難して古道に復歸せしめ様とした者は、餘程古くからあつた様である。

徳川氏の初世林羅山は、本朝神社考を著はして、先習合説を駁した。次で上に擧げた吉見幸和が出るに至つて、五部書説辨といふ書を著して、兩部唯一の神道の荒誕無稽取るに足らざることを一々古書に據つて論じた。

しかし此等の學者は、元來が儒者であるから、眞の古道を復歸するには、適當の人ではない。吉見幸和の神道の一斑を見ても、その惟神の道に戻つて居る所が分らう。

徳川氏の寛文元録の間にわたつて、僧契沖下河邊長流などが出て、種々古言の研究上に功蹟をのこしたが、しかし此等はまた所謂眞の神道を明にしやうとしたものではなかつた。次で、荷田春滿翁が出るに至つて、大に國學を開くことに盡力された。これから、伊勢の神官度會常彰は神道明辨を出し、立石垂穎は大ヤマト沙沙文を著

はし、伊勢貞丈は神道獨語を書き、齋藤彦應は神道問答を記して、各々神道の復古に つとめた。而して猶一屬此方面に大なる功蹟を立てたのは、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤の三人である。

(加茂真淵遠江の人で、同國岡部新宮の祠官の子である。明和六年七十三で歿せられた。業を荷田春滿の子在滿に受けて、專古言を明にすることをつとめた。其意は古言を明にしないと、皇國の上代の事を知ることが出来ぬと云ふのである。専力をそゝいたのは、万葉集の講義である。しかし學問の窮極目的を、こゝに置いたのではない。實は古事記の解釋をする爲に、その手段をして、まづ言古の研究に一身を委ねたのである。うらして其志を次いで、古事記の解釋を大成したのは、本居宣長翁である。)

(本居宣長享保十五年伊勢の松坂に生れ、享和九年歳七十二で歿せられた。加茂真淵の門人で、古事記傳四十四卷は其著書中の大部なるものである。)

宣長の言に古は道といふ言葉も、更に無かつたので、萬の教を、何の道かの道といふは異國のさたである。後に書籍が渡り、其國の風を交へ用ふる御代になつてから、我が國の上古の風を取分けて神の道と名づけたのである。抑々我國の天位無窮に渡つて勤くことのないのは、異國の万の道にすぐれて正しく貴い徴であつて、下民も

亦大命を畏み敬つて、各祖神を齋記り、家業を勉めて、楽しく世を渡るより外の事はなかつた、それが即道で、別に教を受けなければ出来ぬと云ふことはない筈であると云はれた。

これ支那の老子が、大道廢れて仁義ありと云つたのに類しては居るが、從來の神道家の謂ふことが出来なかつた卓見と云はなければならぬ。

又神道を解釋して、抑々この道は、天地の自なる道でもなく、又人の作つた道でもない。この道は、かしくも、高皇産靈神の御靈によつて、伊弉諾伊弉冉の二神が御始になり、天照大御神の受けつぎ給ひ、御傳になつたものであるから、これを神の道といふのであると云つて、神の道は、即天皇の天下しるしめされる道であるとして、かの儒佛二道の意を交へて構へたものは、皆神の道を己が私の物とするもので、臣下のすべきものでないといふ論じてある。

この本居宣長を師として別に一機軸を出したものは、平田篤胤翁である。

(平田篤胤)安永五年出羽の久保田の城下に生れ、後江戸に出て、平田藤兵衛の養子となり、天保十四年六月享年六十八で、郷里秋田に歿せられた。

篤胤は宣長の意を嗣がれたけれども、其説は全く同一でないことに、神道を我國の

みに止めないで、世界萬國までも我教の中に取込まうとした所なほ、從來の學者の嘗て説かなかつた所である例へて云へば、漢土の伏羲は我國の大己貴神である、天竺の梵天王は我少彦名神であるなど、云ふので、其証據を、漢書は云ふまでもなく、廣く印度の經文などにまで求めてある。而してその主意とする所は、先三ある様だ、即日本を萬國の祖とし、皇室を萬國の主とし、神道を萬國の道とするので、其説の廣大なることには、誰しも一驚を喫する。

又俗神道大意をあらはして、兩部唯一山崎の神道等の奸策を、殘る所なくあばいた。數百年の間、牽強附會の説を設けて、愚民を惑はし來つた俗神道は、篤胤翁の爲に大方打敗られて了つたのである。

復古の神道は、篤胤翁に至つて、進歩の頂上に達したもので、これから後に學者も出たが、別に新意を出したものもない様である。

なほ今日まで、一派の神道をなして居るもので、賀茂規清の創めた神習教、井上正鐵の開いた秩教、黒住宗忠の立てた一本教などがあるが、其教理はこゝに説くことを省かう。

これから明治維新後、神道の興廢に就いて一言しやう。

維新後の神道慶應三年十二月徳川慶喜大政を返上するに至つて、朝廷之を御嘉納になり、こゝに王政復古の實を見るに至つた。此時左大臣近衛忠房が上書して太政官八省を興さんことを建議した。議は早速容れられて、慶應四年(即明治元年正月十三日)大政官代を九條道孝の邸に置き、十七日職制を、神祇内國、外國、陸海軍、會計刑法制度の七科に分つて大政官を以て之を總べた。二月三日に至つて、更に官制を更めてこの七科を、さらに八局とした。この神祇の官を他局の上に置かれたのは、大寶令の制に倣つたものであつて、古道家の理想を實際に現はしたものである。この理想からして、こゝに宗教上に大革命が起つた。

明治元治三月十二日神祇事務局から、加藤能登守に對へて左の訓令を發した。
從來相傳の神祇道は皇國固有の大道にて一日も廢弛すべからず候處、中古以來外教宇内に廣布し、盛大に成立ち候より終に一種の小道と齊しく神道と唱へ候事、偏に外教に對し候より起る俗稱にて、就中應仁大乱の後、は万民塗炭に墮ち、古道盡く煙滅せんと欲するの勢に至り、因りて一時の權道を以て、聊常典の万一に存せられ候處、天下昇平に屬し、右文の世に推移り、人の識見も相開け、天下の耳目一變致し候へば、愈々國體堅牢、皇道の基礎相立ち、祭政一致の境に臻り候様にと、

浸染の流弊を去り、純粹の古道に復し、普く天下に布告し、古道熱心の輩をして、祭館に於て、古道講習のこと願の通勅許を蒙られ候、この段相心得させらるべきこと。

次で元年三月十七日及二十八日布告を發して革新を令した。

王政復古、舊弊御一新在らせられ候に付、諸國大小の神社に於て僧形にて別當或は社僧、杯と相唱へ候輩は復職仰せ出され候。

この度御一新に付、石清水、宇佐、箱崎等八幡大菩薩の稱號止めさせられ、八幡大神と稱し奉り候様仰せ出され候事。

中古以來、某權現或は午頭天王、杯と稱し、その外佛語を以て、神號に相稱へ候神社、少なからず候。何れもりの社の由緒に基き、稱號相改め申す可き事。

佛像を以て、神体と致し候神社は、以來相改め申すべき事。

附本地杯と唱へ、佛像を社前に懸け、或は鰐口、焚鐘、佛具等の類、差置き候分は早く取り除き申すべき事。

多くの神道復古者の志は、こゝに至つて達せられたものである。この兩部唯一を破却する爲の運動は、最激烈であつた。お寺を壞つとか、佛像を燒棄るとか、僧侶をいぢ

めるとか、餘程乱暴に類したこともある様である。唯佛者を排斥したばかりではない。舊神官も職に任へないものは、汰いて了ひ、又祭政一致の方針を以て、神官を官吏とし、一般行政官と同様の待遇をなし、その任命とか轉免とかは、皆悉く官省に於て處分することゝした。

二年三月、行政官に教導取調局といふを設けられ、翌月には、太政官中に、民部、大藏、兵部、宮内、外務の六省を置かれて、更に神祇官を太政官の上に居らしめることゝなつた。

その年七月には、改めて宣教使といふ官を置かれ、十月に至つて、これを神祇官に統括せしめることゝ定められ、神祇伯が宣教使の長官を兼ねることゝなつた。翌三年正月には、祭政一致の古に復したといふ御趣意を以て、大教宣布の詔を發せられた。その詔の中には、皇祖の大教を尊信し、死生惑はず、神明に依頼すべし等の十餘箇條があつた。是れは實に祖宗が神明を敬ひ給うた御教に遵はせられたので、古の祭政一致の國體に復する御思召であつて、千歳空かつた御儀典、此に擧り、神道の眞面目も、始めて發揮せられることゝなつた。この時には、宣教使心得書といふものをも編み、人材を擧げて、宣教使に任じ、天下に布教せしめられたことであつた。又宮中の佛

像は、泉涌寺の恭明宮に移され、古來朝廷から佛像を保護せられたのは、一切停止されることゝなつた。

所が、明治四年八月になつて、神祇官は神祇省と改り、尋いで神祇省も廢せられ、新に教部省を置かれることになり、宣教の事も廢らず、此に移されたが、漸々政教一致の實は擧げられることになつた。併し、この時祭典祀典の一部は、式部寮に移されたのであるから、教部省は、教導専門の役所といふべき有様になつた。

五年四月には、教導職を置かれて、神官僧侶を以て、これに補せられ、政府はその進退黜陟を掌り、三條の教憲を定められ、大教正に授けられた。

- 一 敬神愛國の旨を體すべき事
 - 一 天理人道を明にすべき事
 - 一 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事
 - 一 教導職の等級は、左の通であつた。
- | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-----|
| 大教正 | 權大教正 | 中教正 | 權中教正 | 少教正 | 權少教正 | 大講義 |
| 權大講義 | 中講義 | 權中講義 | 少講義 | 權少講義 | 訓導 | 權訓導 |
- 明治六年一月、大教院を創立し、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大神、及び天

神地祇を鎮祭した是れより先教導職を分つて、東部西部としたが、この時布令があつて、その稱を廢し、専ら神道と稱することゝなつた。この大教院は、芝の増上寺に設けたので、神祇官の八神殿を賜つて、これを神殿となし、六月鎮座祭を行ひ、一品轡仁親王御染筆の大教院といふ大きな額を、増上寺の山門に掲げた。この額は、今もなほ神道本局に寶藏して在る。そこで、地方大小の神社、各宗の寺院を、小教院として、布教に努めさせることにし、又府縣毎に、神佛教導職より合成した中教院を置いた。うれであるから、佛前に祭場を設け、僧侶が坊主頭に冠を戴き、直垂を着るといふやうな奇妙の有様もあつた。所が、増上寺は、その年十二月の火災で焼けた。

明治八年四月、神佛分離の説が行れて、その結果、神佛の教導職は分離せられ、大教院は廢せられた。そこで、神道事務局を創建し、大教院奉齋の主神及び神道全部を此に遷し、神道は漸次様子が變つて來た。九年十月、教部省を廢し、教導の事は、内務省社寺局に移されたが、神道事務局の組織及び教導職の職制などは、總べて舊の如くで、改る所もなかつた。十年九月、皇太神宮遙拜殿及び四柱大神の神殿を東京に建設するの擧を聞召されて、金壹千圓を、神宮司廳及び神道事務局に下賜せられた。

明治十三年十二月、大教正千家尊福、田中頼庸を、神道事務局副管長に補命した。然る

に、奉齋主神の事から、二人各意見を異にして、その任に就かなかつた。そこで、神道會議といふことを仰出され、祭神及び管長の事を議せしめられた。翌年一月、神道大教正神道分局長、神宮及び官國幣社の宮司、直轄教會長等を招集して、この會議があつた。大教正鴻雪、爪、平山省齋二人が、議員物代といふことで、祭神及び管長の事は、一に、勅裁を仰ぎ奉るといふことを願出た。そこで、會議費五千圓を、内務省から支給されて、左の通り仰出された。

- 一 宮中祓齋祭所の神靈遙拜奉仕可致事
- 一 一品轡仁親王總裁に被仰付候事
- 一 議官岩下方平副總裁被仰付候事

宮中に被齋祭所の神靈
天神地祇
實所

歴代皇靈

この時一品轡仁親王は、左の令旨を教導職に賜はつた。
伏て惟るに神道は、皇國の大道、天祖の懿訓にして、皇統一系、天壤と窮り無

きは新道の存する所以なり夫れ 皇國の臣子たる者誰か奉戴せざる者あらんや是れ余が七旬に餘る身を以て總裁の命を拜して辞せざる所なり苟も職を奉ずる者宜しく余が意を體し匪勉從事 皇道をして隆盛ならしめんことを冀ひこの令旨は親王御親ら御筆を染めさせられたるれゆゑ神道本局では今に至るまでこれを親王の靈璽として神殿に齎さ奉つて居る。

その年三月神道事務局定規を定め四月局を駿河臺北甲賀町に移した從來の制規では神官は必ず教導職を兼ね神社の祭祀と教法の弘布とは兼掌る所であつた所が明治十五年一月内務省は令して自今神官は教導職に兼補するを得ず但府縣社以下の神官は當分従前の通たるべしと一般に達せられた。

この年三月一品親王の總裁を免せられた時に在京の教導職六級以上の者が連署して親王が更に神道總裁で任らせられるやうにと請うた親王は御快く御採用になつた併し前の總裁は天裁に出でこの度のは推戴に成つたのであるからその間無論輕重の差は免れぬことである是れ即ち政府が教法の干渉を緩めたものである。

これより先黒住修成神宮大社扶桑實行大成神習の六教會は別派獨立して神道事

務局の所轄を離れたいといふことを願つてその允を得た即ち黒住教會と修成講社は明治九年十月二十三日別派して一は神道黒住派と稱し一は神道修成派と稱することとなり神宮教會出雲大社教會扶桑教會實行教會本教大成教會神習教會は明治十五年五月十五日獨立を聞届けられ神道神宮派神道大社派神道扶桑派神道實行派神道大成派神道神習派と稱することとなつたこの外に御嶽教會は大成派から出て明治十五年九月二十八日別派して神道御嶽派と稱することとなりこの年十二月修成派を除いて黒住以下八派は派といふのを止めて教名を唱へることを許されることになつた。

明治十七年八月太政官は教導職を廢し教師の任免黜陟を管長に委ねることにした是れは神道の大幅變遷でこの時神道事務局は從四位子爵稻葉正邦殿を神道管長と定め十月の允を得た十九年一月神道教規を定め認可を得て單に神道と稱するの所部を神道分局神道支局と改稱した即ち今の神道本局及び分支局は是れである明治二十七年十月二十日部下禊教會は獨立を許されて神道禊教と稱し金光教會は三十三年六月十八日に獨立を許されて金光教と稱することとなつたこの外神理教會は御嶽教から出て神理教となつて別派獨立した神道管長は稻葉正邦

殿薨去せられて、明治三十二年從三位子爵稻葉正善殿これに代られ、同三十五年稻葉正善殿薨去せられて、番附所藩主正三位子爵本多康種殿これに代られて、現今に至つて居る。

要するに我が神道は、皇國固有の大道を承け、天祖懿訓の要義に基いて、維新の初、聖旨を以て興復し給うたもので、うの間世運の推移に従ひ、多少の變遷を経て、今日に至つたのである。

古天地未だ成らざりし時に、天之御中主神と謂して最も尊き神坐しませり。

○天之御中主神御名の義は、天とは一物もない空中をいふので、所を定めて云ふのではない、御中は俗に真中と云ふのと同じ意で、即大虚の真中にあらせられて世の中の主たる神と申す義である。

大意は大昔天も地も人も万物も何にもまだ出来て居あかつた時に、大空の中に天之御中主神と申す甚尊い神があらせられた。

この神は無始より坐しまして、天地間のあらゆる物を御作りなされた神様である。すべて有る限りの万事万物は必始と終りがある。鳥獸でも草木でも、一として生死を免がれる物はない。又生命がない物で、机とか茶碗とか云ふものでも造つた

た始があれば、必毀れる終もある。何百年何千年何万年何時までもその形を保つて行くものは、此世界には一もないのである。所が此神はさうでない。生死とか存滅とかの制限を離れて、無限の時間内にましますのだ。斯様に此神は御座らん時もなくあらせられると同時に、又至らぬ限もない大なる神徳を持つて居られる。即我等に光明を與へる所の日月も、我等が日夜踏で居る所のこの地球も、皆この神に依つて造られたのである。凡そ前に云つた如く、物には必始と終りがある。而して其物の始は、必他の一物の物が造つたのに相違ない。うの造つた物も、又他の物に依つて造られて居る。斯様に段々始源々々と詮索して行くと、終には始かない。又其始を探らなくてはならない。こんな事をして居ては畢竟際限もないことであるから、必其本源は無始よりあつて無限の力を具へて居るものとしなければ到底説明が出来ない。この無始よりあつて無限の力を具へて居るものと云ふのは外ではない。即こゝに擧げた天之御中主神であらせられる。こゝに一寸言つて置かねばならんことがある。それはあらゆる物皆此神に依つて作られたとは云ふもの、直接に作られたのではない。うれ、次々に見える諸神をお作りにな

つて其神々に、あらゆる物を作らしめたのだ。しかし其本源は此神にあるのだから、直に此神がお作りになつたと云つても差支へはあるまい。

此神の靈徳によりて、成り坐せる神を、高皇産靈神、神産靈神と謂す。

○高皇産靈神、神産靈神、高も神も御神徳の高く、又神々しきを稱へて申したのである。産靈と云ふのは物を生成し給ふ靈妙なる徳を申すのである。即此神名は、あらゆる万物を生成し給ふ靈妙なる神靈のある神と云ふ義である。

この文の大意は、天之御中主神の、限りない大なる神徳に因つて、成り出た神を、高皇産靈神、神産靈神と申し奉ると云ふのである。

此二神は天之御中主神の物を作り出される御力が顯れて、神となられたのである。云つても差支はない。さて斯様に産靈神が、二柱並んでおらせられるのは、如何なる故であるかと云ふに、此二神は男女の形体があつたと云ふのではないが、唯男女の二徳を分て持たれたもので、其二徳が交はる所之に産靈の徳が現れたのであらう。即高皇産靈神は男神の徳を具へて居られて、産靈の外事を受持たれた神産靈神は女神の徳を具へて、産靈の内事を掌られたものと見える。其証據を一一舉て見やう。尤是は後文に出て居るから、詳しいことは其所々を参照して貰はう。

天照大御神が、天石竈に御隠れになつた時、又皇美麻命が天降りなさらうと遊ばされた時なせに、主として事を執り行はれたのは、高皇産靈神である。是等は外事とも云ふべきで、今日でも男子のするのが相當だらう。又大名持神が、燒石に燒着れて御死れになつた時に、蛸貝比賣と、蛤貝比賣とを降して、蘇生させた事、又少毘古那神が、海から渡つて來られた時に、大名持神と兄弟となつて、國を造固めよと仰せられた事なせは、今日でも男子よりは、寧ろ女子がするのを至當とするので、云はれ此等は内事である。なほ神産靈神の亦の御名を、神魂大刀自神と申し上る。この刀自と云ふ詞は、女子に限つて用ふことであるから、此神は女神の徳を具へて居られることがわかる。然らばこれに對する高皇産靈神が男神であることは申す迄もなからう。

此二柱の神の靈妙なる産靈の靈徳によつて、其狀言ひ難き一の物生る是を國と謂ふ。

○國、こゝにある國は、後世で日本の國とか、支那の國とか云ふ國とは、意味が違て居る。こゝは、天も地もまだ開けない時の、あるものを指して云つたので、この或者が分れて、天ともなり、地ともなり、万物ともなつたのである。

此文の大意は産靈神二神の極めて不思議な物となし出だす神徳によつて、其形
状が言葉では言ひ現し難い、一の物が出来た是を因と名附ける。

この因と云ふのは、終には分れて天地となる一物を指したのであるが極めて
混沌な有様で、何處を捉へて名附けて宜いやらわからんから、止むなく假に因と
云ふ名を付けたのである。我々が今日眼にふれ耳に聞くもの、皆盡く此一物から
出て来たので、其もとは、産靈の神の御心から出たのである。されどなほ其大元を

尋ねると、畢竟は天之御中主神の御神徳に歸さなければならん。
其因分判れて二となる。一は天因となり、一は下因と成る。是を天地とは謂ふなり。

○天因これ我々が毎日仰ぐ所の天のついでである。たゞ天とばかりも云ふ。○下因即
我等が住つて居る、この大地を云ふので、又天に對つて唯地とばかりも云ふ。
此文の大意は其形が何とも言葉で以て言ふことが出来ない、假りに因と名附け
たものが、終に分れて二となつた。其上の方にあるのを天因と名附け、下の方にあ
るのを下因と云ふので、又單に是を天地とも云ふのである。

此一の物が分れて二となつたのも、亦産靈の神の御心によるのである。併し何様
有様で、二に分れたか、その詳しいことは、今日に於て想像することが出来ないが、

大凡輕くて上る力を含んで居る物と、重くて下らうとする物とが、かの因と云ふ
一物の中に自出来て、上る物は上り、下る物は下つて、其間が追々遠くなるに隨れ
て、終に全く分れて二の物となつたのであらう。

爾其天に因て成ませる神は、可美葦牙彦男神次に天之常立神。

○爾上の言を受けて、下の言を起す時に用ふる古言である。○可美葦牙彦男神、可
美と云ふのは、此神を讃めて申したのである。今日では物の味が宜のをうまいと
云ふが、昔はさうでない。心にでも、口にでも、目にでも、よく適たものをさしてウマ
シと云つたのである。葦牙と云ふのは、葦の芽を云ふのである。何故此神に葦牙と
云ふ御名を附けたかと云ふにも、天が上つて地と分れる始の萌芽が葦の芽が
地の中から段々出てくるのに、よく似て居つたものと見える。而して此神は、その
葦牙のやうに立上つた天に因つて、成らせられた神であるから、斯様な御名を附
けたのであらう。彦男と云ふのは、男子を稱美して云ふ古言である。○天之常立神、此
神の亦御名を天之常立神と云ふ。即ち常は底と同じ義で、すべて至り極まる所を
さして云ふのである。此神は天となるべき物が上り登つて、其の至り極まつた處
で生られたから、かやうに名附け奉つたのであらう。

此文の本意は立上る所の天となる物に因つて出来た神が二柱あるうれば可美
 草牙彦眞神と天之常立神とである。
 さて此二神は天日の御國を修り固めんが爲に産靈神の作られたのであらう此
 大地が伊弉諾伊弉册の二神に因つて造られた様に天國も此に擧げた二神の力
 で造られたのであらうと思はれる。
 又其地に因て成り坐せる神は因之常立神次に豊斟淳神次に初土煮神次に妹沙土
 煮神此神より五世の神を伊弉諾神伊弉册神と謂す。
 ○因之常立神天之常立神に對して名附けられたので、即下つて地となる物が至
 り窮まる處で生れました神と云ふ義である。○豊斟淳神豊は物が充分足り整う
 て居る義で、つまり此神を稱へて申したのである。斟淳の二字は字を借りた迄で
 此字の意義とは違つて居る。これは物の集り凝る意である。されば此神は大地が
 段々集り凝る時に成出でた神であることがわかる。○初土煮神妹沙土煮神初土
 は此字の意で、此地が初々しく、まだ充分固つて居ない時に顯はれたから、此様
 な御名を持つて居られるのである。沙土も字のまゝの意で、地と水とが分れて、や
 り凝固まらうとする時に、成出でた神と云ふ意であらう。この妹といふ言は、男と

女と對して云ふときに、女を斯様に唱へるので、後世姉に對して妹と云ふのとは
 違つて居る。○五世の神上の二神から伊弉諾伊弉册神までには、其間に六柱の神
 がある。即角織神次に妹活織神次に大斗能地神次に妹大斗乃辨神次に淤母陀珠
 神次に妹訶志古泥神で、此次に出られたのが伊弉諾伊弉册の二神である。此等の
 神はうれゝ國士の固まる形勢とか、或は神の御身体の調うて行く様によつて
 名附け奉つたのであるが、煩を厭つて、こゝにはその解釋は省くこととする。○伊
 弉諾神伊弉册神伊弉は誘ふ義で、此神互に相誘うて、御夫婦となられたから申す
 のであらう。
 此文の大意は此大地に付いて成出でた神は先づ因之常立神と豊斟淳神の二柱
 である。さて次に出られたのが、初土煮神と妹沙土煮神とで、此神から五代目の神
 が、即伊弉諾伊弉册の二神である。
 さて以上の神は、此大地に因つて成られたので、而して此大地を修固める事に力
 を御盡しなされたのである。初土煮神妹沙土煮神から男女の神が并んであらせ
 られたのであるが、まだ御夫婦とは申されない。夫婦の神は伊弉諾伊弉册神か
 ら始まるのである。

又此地に属きて、一の物成る。これを夜見の國と謂ふ。此物断れ離れて、別に一の國と成る。即ち今見放くる月なり。

○夜見の國、これは此文の中にもある通り、月を云ふのである。月は夜見えるものであるから、かう云ふのであらう。此國一に根國とも又底の國とも云ふことがある。

此文の大意は、此大地に属して、又一の物が出来た。これを夜見の國と名附ける。是はもとこの地に付いて居たものであるが、何時かそれが離れて一の國となつた。即今我々が眺める所の月である。

斯様に夜見の國は、此大地から分れたのであるが、この大地の中でも、重く濁つたものが、段々垂れ下つて成つたのであるから、此國は極めて穢い汚れて居る所である。

こゝに高皇産靈神、神産靈神の命、以て伊弉諾伊弉册二柱の神に、此漂蕩國を修理固め成せと詔ごちて事依し賜ひき。

○命、以て、命は借字であつて、御言といふ義である。以てと云ふ詞は、此處での意味は極めて輕いので、たゞ御言にてと云ふと左程違ひはない。○此漂蕩國、これは前

にあつた太虚空の中に出來た一の物で、天となるものは、既に上つて了ひ、夜見となるものも垂下つて了つて、中に残つた物をさして云つたのである。○詔ごちて、詔言爲てを約めて云つたので、ナルとは人に物を言聞かすことを云ふのである。

○事依し賜ひき、國作りのことを御任せになつたと云ふ義。

此文の大意は、うこで高皇産靈神、神産靈神が、詔命を以て、伊弉諾伊弉册の二神に、此大空の中に出來た、海と陸との差別もない、また十分に成り整はない國を作り固めよと仰せられて、此國作りのことを御任せになつた。

此時産靈神から、伊弉諾伊弉册の二神に、天瓊戈と云つて玉を以て飾つてある牙を下された。これは國土を作固める御璽として、賜はつたものであらう。

故二柱の神、天降坐して最も妙なる神術、以て、先此大八洲國を成し出たまひ、また萬の國々をも作り固め賜ひき。

○天降、天下の約つたのである。○大八洲國、これは伊弉諾伊弉册の二神が、先御作りになつた島が、入あるから、名附けたので、我日本國の古名である。うの八の島と云ふのは、淡路穗之狹別島、今の淡路國、大倭豊稱津島、今の本州伊豫之二名島、今の四國、築紫島、今の九州、壹岐島、今の壹岐津島、今の對馬、隱岐、之三子島、今の隱岐、佐渡

島(今の佐渡)を云ふのである。○萬の國々上に擧げた八島以外、即日本ばかりでなく海外の諸國も亦此二神の御固めになつたのである。

此文の大意は、うこで伊弉諾伊弉册の二神は、この浮雲のやうに漂蕩うて居る國へ御下りになつて、奇妙不思議な神術にて、先此大入洲を御作りになり、又海外の萬國をも御作りになつた。

此二神が御下りにならなかつた前は、此大地は海陸の差別もない泥海の様な有様であつたから御下りになつても差當り御居でになる場所がない。そこで二神は其前におのころ島といふ一の島を御作りになつた。此島は、今紀伊國の海邊にあるさうだ、この島を御作りになるには如何なされたかと云ふと、先づ天浮橋と云ふ天から地に往來する橋の上に御立になつて、かの産靈神から賜はつた天瓊戈を以て、此大地を御探りになつた。而して其矛を引上げられた時に、其末から滴る潮が、自然に凝り固まつて、一の島となつた。自ら凝りて出来たものであるから、此島をおのころ島と名附けられた。うこで此島へ御下りになつて、此處で二神が始めて御夫婦となられて、其後此の多くの國土を御作りになることに力を盡されたのだ。さて斯様に國を御作りになると同時に、其國々を始める神をも御生み

になつたのである。

然國を成し終へて、更に海之神、山の神、木の神を生み賜ひ。

○海之神、海をわたと讀むのは、渡ると云ふ義から出たのである。これは海を掌る神で、其御名を大綿津見神と申される。綿津見、皆借字で海を持つと云ふ義である。即海をもち掌られる神と云ふ意である。○山の神、此の神の御名は大山津見神と申すのである。山つ持を約めて山津見と云ふので、山を掌る神であるから、かく唱へるのである。○風の神、御名は志那都比古神と申される。風を掌る神である。○木の神、これは久久能智神と申すので、木を掌る神である。

二神は既に多くの國を御固めになり、又それを治める神をも御生みになつたが、うれ許りではまた足りない。既に陸を御固めになつたにつれて、自然と海も分れたから、其を掌る神がなければならぬ。陸が成ると自ら地の高低があらうから、山が出来、其を掌る神もなくてはならぬ。又風が吹かなくては雲霧を拂ふことが出来ない。木がなければ種々な器物を作ることが出来ない。そこで其等の必要な物を御作りになると共に、其等を掌られる神をも御生みになつたのである。なほ此處に擧げた神ばかりではない。金の神、水の神、野の神、船の神を始として、ありと

あらゆる物を掌られる神を悉く生まれたのである。
 最末に、火之迦具土神を生み坐さむとして、伊弉冉尊男神伊弉諾尊に日は七日、夜は七夜、吾をな見賜ひうと白して石隠り坐し、時に夫神の異しと思はしめして、伺み賜ひしを甚く恥恨み賜ひて、遂に神避り坐して夜見の國に入り坐しき。
 ○火之迦具土神これは火の神である。迦具は赫と云ふ義で、火は赫くものであるからかく申すのである。○石隠り坐、石屋を閉ぢて、堅く籠られたと申す意である。○神避り坐、夜見の國へ避られたので、御死去になつたのではない。○夜見の國、此大地から出来た國で、終に離れて月となつたことは、上文に見えて居る。この伊弉冉尊が御出でになつた時は、まだこの大地とは斷離れなかつた時であつた。
 此文の大意は上に云つた様に、種々様々な神を御生みになつて、一番終ひに火を掌られる火之迦具土神をお生みにならうとする時に、伊弉冉尊伊弉諾尊に御向ひになつて、七日七夜、自分を御覽下さらない様にと申されて、石屋の中へ御籠りになつた。其時伊弉諾尊は、是れまで多くの神を生まれた時には、更に何とも仰せられないで、此度に限つて斯様なことを云はれるから、不思議に思召されて、隙見をなさつた。其を伊弉冉尊が御知りになつて、出産の様子の醜い所を御覽になつ

たのを甚恥しくお思ひになり、又我言葉をお用ひにならぬのを御恨みになつて、再夫の神を見まいと決心なされて、夜見の國へ避らせられた。
 こゝに七日七夜と、確かに日數をきつて云はれたのは、色の様な仔細があることか分らんが、兎に角、これが後世七日七夜の齋と云ふことの起原であらう。さて火の神を生まれる爲に、男神の見られる事を憚られたのは、此火の神は極めて猛烈な性を備へて居られるから、出産の時に御自分の身体の損じ傷れることを豫め思召されたのであらう。案の如く女神は火の神の爲に大なる御怪我をなさつて、惱み苦んで居られる所を見られたから、恥恨されたものと思はれる。
 爾伊弉諾尊大く怒り坐して即ち、其迦具土命を斬り賜ひ、亦女神の後を慕ひて、夜見の國に入り賜ひき。

此文の大意は、ここで伊弉諾尊は、火の神の爲に女神が夜見國へ去られたことを御怒りになつて、遂に火の神を斬つて了ひ、亦女神を追止め様となされて、其後を慕つて、夜見の國へ行かせられた。
 さてこの火の神を斬られた時に、其血によつて多くの神が成出られた。其の御名は、石杵神、根折神、石筒之男神、瓊速日神、繩速日神、建御雷之男神、閼加美神、閼御津

羽神などである。又火の神の斬られた身体に依つても多くの神が顯はれた。即正
鹿山津見神、於藤山津見神、奥山津見神、開山津見神、志藝山津見神、羽山津見神、原山
津見神、戸山津見神などである。此等の神々、皆ろれく、尊る所があるけれど、餘り
必要もないから、此處には書くまい。

其妹伊弉册尊と語り賜ふ時に、伊弉册尊の白し賜はく、吾妹命何遅く來ましつる
吾已に夜見の戸食しつと白し賜ひき。

○吾妹命、わが親み思ふ夫の君と云ふ義で、ナセは汝兄の意である。

○夜見の戸食、夜見の國の竈にて、煮た物を食ふたのである。戸は竈の事を云ので
ある。

此文の大意は、伊弉諾尊が夜見の國で、伊弉册尊に逢はせられて種々御談をなさ
つた。是に女神の白されるには、吾夫の君は何故に遅く來られたのであるか。我は
歸らうと思つても、最早此夜見の國で煮た物を食へて、一旦此國の汚穢に觸れた
からは、もう歸ることは出来ぬ。如何にも残念なことである。

斯様に女神が仰せられたのは、男神が女神に向はせられて、吾と汝と共に作つた
國が、まだ充分出來あがつたと云ふではない。なり整はない處も少くないから、今

は一件に歸つて、共に國作のことに力を盡さうと仰せられたのに、御答へなされ
たのである。斯様に御答なされて後、併しながら、我親しく思ふ夫の君が能々此
處まで來られたのが、如何にも恐れ多く有難いことであるから、既に汚穢には觸
れたけれど、我はなほ御一緒に歸らうと思ふから、先づ入つて、此夜見の國を主る
神と評議を爲し、程に暫く此處で御待下され、其間決して私の居る處を御覽下さ
らない様にと、堅く詞をつがへて、御殿の中へ御入りになつた。男神は暫く御待に
なつて居つたが、終には嫌兼ねて、女神に止められた詞も忘れて、御殿の内を御覽
なされた。其時女神の御体に蛆蟲がたかつて居つて、且其傍に、入の雷公がううて
居た。其見悪い有様を御覽になつて、我は計らず此様穢い汚れた國に來たのだ。殘
念である。と仰せられて、終に其處を退出された。此等のことは、皆本文中には略し
てゐる。

伊弉諾尊、御心に良しからず思はして、女神に別れさせる時に、族のために悲み慕ひ
しは、吾拙かりしなりと、詔せ賜ひき。

○良しからず、相應せぬと云ふ義である。○族字の意義で、親族を云うた古言であ
る。

此文の大意は、伊弉諾尊は伊弉册尊の見悪い御姿を御覽になつて、うれを我清き心に相應しない様に思召して、終に女神と御別れになつた其時族即伊弉冉尊が夜見の國に去られたのを悲しく思つて穢れた處まで慕つて來たのは我考慮の至らなかつたのであると仰せられた。

此本文だけでは意味が充分わからんから、今少し詳しく云つて見やう。上に云つた様に、伊弉諾尊は女神の醜い姿を見て、逃げ歸られた時に、女神は以前我姿を見給ふなど、堅く約束した言葉を違へられたのを、非常に御怒りになつて豫母都醜女と云ふ形のおろろしく見悪い邪魔を遣つて男神を追ひ止めさせた。伊弉諾尊は御劍を御抜になつて、後手で振りながら、黄津平坂(この國と夜見の國との界にある坂)に御遁けになつた。丁度其處に、桃の木があつたから、其下に御隠れになつて、其實を三取つて投げつけた。醜女はこれに恐れて、待進まずに遁歸つた。そこで伊弉諾尊は、其桃に、汝今我を助けた様に、世の中の人民どもが、艱難にあつて苦む折に、之を助けてやれよと、仰せられて、其桃に、大加牟豆美命といふ名を御付けなされた。此時伊弉諾尊は、千人はせで、やつと動かされる様な、大岩を以て、其坂路を御障きになつて、丁度伊弉册尊が男神を追つて此處まで來られたので、其岩を中に

置いて御立むかひになつて、御夫婦離縁の御誓を御立て遊ばされた。其時女神が我なつかしく思ふ夫の君よ、左様につれなく仰せられるならば、今から君が受けもたれる國內の人民を我一日に千人づゝ、送り殺さうと仰せられたから、男神はそれに御答なされて、汝が斯様に致すなら、我は一日に千五百づゝの産屋を立てやうと仰せられた。これ死ぬ人よりも生れる人が多い理由である。時に伊弉諾尊は重ねて我先に妹命を悲み慕つたのは、皆我心の至らなかつたのであると仰せられたから、伊弉册尊も、又男神に御向ひになつて、君と我とは、最早國を固め諸々の神を生んだから、此上子を生む要はあるまい。されば我は此のまゝ、夜見國に止まつて歸るまいと仰せられた。此詞を伊弉諾尊は御賞美になつて、終に御互に其處を御立分れ遊ばされたのである。

斯て還り來まして、吾は不須也凶目凶目汚穢國に到りて在りけり、かれ御身の祓へ爲ひと詔賜ひて、筑紫の日向の橋の小門の檉原にて、身祓祓へ爲させ賜ひき。
○不須也凶目嫌に穢い有様を見たといふ意である。凶は見悪いことといふ詞である。○凶目汚穢國、醜い穢しい國といふことで、見夜の國を云ふのである。○御身の祓へ爲む、御身を清潔にせん爲に祓をなさるのである。○筑紫の日向の橋の小

門の橋原筑紫の中にある日向國の橋といふ處の小門の阿波岐の生えた原をいふのである筑紫は九州の總名で小門は小さい水門を云ふのである橋は萩の一種で今ミソハギといふ物である今の日向にこの橋と云ふ地名がないのを見ると此日向は今の日向ではないかも知らんといふ説がある。○身禊祓へ爲させ賜ひき御身をろゝぎ洗つて穢を御拂ひなされたと云ふ義。

此文の大意は伊弉諾尊は既に夜見の國から御歸りになつて我は嫌に汚穢れた國に行つたことだから此身も非常にけがれて居るであらう其故身体の祓へを爲やうと仰せられて筑紫の日向にある橋と云ふ處の小さい水門の橋が生えて居る處で御身をろゝぎ洗つて穢を御拂ひ遊ばされた。

上文は此時の禊の大綱を云つたので如何様に祓をなされたかいはわからんから其大略を擧げやうかの夜見の國へ御越なされた時に御身に着けられたものはみな御取捨なされた其帯とか衣とか褌とかを投棄せられると其に依つて現れた神が九柱ある其御名はこゝには省くこととする次に潮を浴びて御身の穢を御洗ひなされた時に現れた神は大瀧津日神である此神は夜見國へ入らせられた穢によつてまづ出来た神である次に其禊を直さうとなされた時に大直見神

が現はれた次に出られたのが伊豆能賣神で次は速佐須良比賣神であるさて潮の底へ御沈みになつた時に御息によつて現はれたのが底津綿津見神次に底筒之男命で又潮の途中で御潜きになつた時に中津綿津見神中筒之男命が相次で出られたりそれから潮の上に御浮びになつた時に現はれた神は上津綿津見神次では上筒之男命であるこの三柱の筒之男命は則住吉に祭つてある大神である。斯様に伊弉諾尊は身の穢を御拂ひになつて終に清浄な御身体となられたのである。

此御行によりて大御身も清く深く大御意も清くしく成らせ賜ひし時に天照大御神素盞鳴尊生坐き。

○天照大御神天にあらせられて照り耀き給ふ大神と云ふ意である天を照らすと云ふ義ではない。○素盞鳴尊此神の御性質が猛くまじまじす故の御名であつていさみ進み給ふ神と云ふ義である。

此文の大意は伊弉諾尊は身禊の祓を遊ばされたので御身体の汚穢も去つて清くなり御意も極めて爽に快くなされた時に天照大御神と素盞鳴尊が御現れなされた。

門の橋原筑紫の中にある日向國の橋といふ處の小門の阿波岐の生えた原といふのである筑紫は九州の總名で小門は小さい水門を云ふのである橋は萩の一種で今ミソハギといふ物である今の日向にこの橋と云ふ地名がないのを見ると此日向は今の日向ではないかもわからんといふ説がある。○身禊祓へ爲させ賜ひき御身をろくぎ洗つて穢を御拂ひなされたと云ふ義

此文の大意は伊弉諾尊は既に夜見の國から御歸りになつて我は嫌に汚い穢れた國に行つたことだから此身も非常にけがれて居るであらう其故身体の祓へを爲やうと仰せられて筑紫の日向にある橋と云ふ處の小さい水門の橋が生えて居る處で御身をろくぎ洗つて穢を御拂ひ遊ばされた。

上文は此時の袂の大綱を云つたので如何様に祓をなさつたかといわからんから其大略を擧げやうかの夜見の國へ御越なされた時に御身に着けられたものはみな御取捨なされた其帯とか衣とか袴とかを投棄てられると其に依つて現れた神が九柱ある其御名はこゝには省くこととする次に潮を浴びて御身の穢を御洗ひなされた時に現れた神は大瀧津日神である此神は夜見國へ入らせられた穢によつてまづ出來た神である次に其禊を直さうとなさつた時に大直臣神

が現はれた次に出られたのが伊豆能賣神で次は速佐須良比賣神であるさて潮の底へ御洗みになつた時に御息によつて現はれたのが底津綿津見神次に底筒之男命で又潮の中程で御澄きになつた時に中津綿津見神中筒之男命が相次で出られたりれから潮の上へ御浮びになつた時に現はれた神は上津綿津見神次では上筒之男命であるこの三柱の筒之男命は則住吉に祭つてある大神である斯様に伊弉諾尊は身の穢を御拂ひになつて終に清淨な御身体となられたのである。

此御行によりて大御身も清く深く大御意も清々しく成らせ賜ひし時に天照大御神素盞鳴尊生坐き。

○天照大御神天にあらせられて照り耀き給ふ大神と云ふ意である天を照らすと云ふ義ではない。○素盞鳴尊此神の御性質が猛くまします故の御名であつていさみ進み給ふ神と云ふ義である。

此文の大意は伊弉諾尊は身禊の祓を遊ばされたので御身体の汚穢も去つて清くなり御意も極めて爽に快くなられた時に天照大御神と素盞鳴尊が御現れなされた。

古傳によると、伊弉諾尊が左の御目を御洗ひなされた時に天照大御神が御出現になり、右の御目を御洗ひなされた時に素盞鳴尊が御出現になつたとしてゐる。天照大御神は、又大日靈貴命とも、撞賢木殿之御魂、天疎向津比賣命とも申される。素盞鳴命も又月夜見命とも申される。これは後に素盞鳴尊が夜見の國へ御移りになつてからの御名である。

於是伊弉諾尊詔賜はく、天照大御神は、高天原を知すべし。素盞鳴尊は若海原潮の八百重を治すべしと、詔賜ひき。

○高天原即上文にある、この大地から立上つて出来た國である。○若海原海原を見渡すと、蒼々として居るから云ふのである。○潮之八百重、さてこれは海を云ふのではなくて、この大地をすべて云ふのである。八百重の波が折重つて至り極る所と云ふ意である。

伊弉諾尊は、身藏によつて、あまたの御子を得られたが、其中でも天照大御神と素盞鳴尊との御性質が、取分け勝れて居給ふのを御覽になつて、大層御悦ひ遊ばされた。此天照大御神と申されるは御生れながらに御身の光が天地に照徹る程であつたから、御父伊弉諾尊は、我御子は數多くあるけれども、まだ斯様に不思議に貴

い御子はない。是は此國に上置くべきではないと仰せられて、其御首に御纏ひ遊ばされた。玉の緒をゆらくと御搖がしになつて、天照大御神に御授け遊ばされ。汝命は、高天原の君たれよと仰せられて、天へ送り上げられた。次に素盞鳴尊も、又天照大御神に續いて、美しい神であつたから、汝命は大地のあらん限りを治めよと仰せられた。

かれ天照大御神の其御依のまに、參上りて、高天原を知らし賜ひき。此文の大意は、そこで天照大御神は、御父伊弉諾尊の仰せに乖かずして高天原に御上りになつて、其國を御治めになつた。

上文に見えた所によると、高天原には、既に天之御中主神を始めとして、五柱の神が御居でになるけれど、其國の君主とは申されない。君主はたゞ此天照大御神ばかりである。しかし五柱神を人臣の神と思つたら、非常な誤りであるから、よく心得ねばならぬ。

又素盞鳴尊は、其御依に従ひ奉らさして、吾は母の國根堅洲國へ罷まはしとて、哭泣ち賜ひければ、御父の神大く御怒まして、然ば意の隨に去ねと詔賜ひて、神逐ひ逐ひ賜ひき。

○母の國母とは伊弉册尊を申されたのである。抑天照大御神、素盞鳴尊などは伊弉册尊の御親によつて御出來になつたので、伊弉册尊が御生みになつた神等ではないのであるを、斯様に母と仰せられたのは、深い理由があることと思はれる。この伊弉册伊弉册の二神は、始め産靈神から國造りの御委任を受けられたのであるから、其御神徳は産靈神と少しも異はないのである。産靈神が万物を作らるゝのは形体を交へて御作りになるのではない。されば此二神も亦其と同じく自然の感應から御子も生まれるものと思はれるから、我々人間の心を以て、直に神の御上を推量することは、出來難いのである。○根堅洲國これは上に云つた夜見の國のことである。堅洲は借字で、片隅の義である。かく根と云ひ、片隅と云ふのは、此國は此大地の下の底にあるから、斯様に稱へるのである。○哭泣ち小兒のやうに、足摩をして泣くことを云ふのである。○神逐ひ俗に追放すると云ふのと違はない。神と云ふのは、すべて神のせられる事にうへて云ふ詞である。此文の大意は、素盞鳴尊は、父尊の仰せに御従ひ遊ばされないので、吾は母が居られる夜見の國へ行きたいと仰せられて、哭さむづかられるばかりである。御父伊弉册尊は、我言ふことは用ゐないで、しかも汚れた國へ行きたいと仰せられるから

大層御怒りになつて然らば、勝手にへ行けと仰せられて、終に夜見の國へ追放せられた。さて此時素盞鳴尊の泣かれた爲に、人民の害を受けることが少くなかつた。うの泣かれる時は、青々と木が繁つて居る山でも、枯山として了ひ、河海でも皆乾上つて了つたと云ふことだ。これは、此神の御性質が勇悍しい爲である。父尊が怒つて追放せられたのも、斯様な荒々しい神に、此國を治めさしては、人民を殘ひ傷ることが多からうと云ふことを恐れられたからでもあらう。こゝに素盞鳴尊其學天照大御神に告して、罷らむと思はして、高天原に參上り坐し、時に其御性の健く坐し、故安河原の御誓の勝荒に、樋放、溝埋、畔放、頻時、串刺、種々の御荒行爲させ賜ひ、大く姉の命の御心を憐ませ奉り賜ひさ。○安河原の御誓の勝荒、安河は高天原にある河の名である。誓は字の通りで、神に誓つて事を定めるを云ふのである。勝荒はこの誓に勝たれた心の進みにする悪行である。この誓の詳しいことは下文に述べやう。○樋放、樋と云ふものは、田に水を引く爲に、溝とか池とかに構へて、常は板を以て塞いてあるものだ。其を取つて了つたので、用がある時でも、田に水を引くことが出來ない様にしたのである。○

溝埋田に水を入れる爲に掘つた溝を埋めるのである。○畔放田の畔を壊して了ふのだ。○頻時稻種を一度播いてある上へ又重ねて播くことで、此様ことをしては苗が思ふ様に生長しないのである。○串刺田の中へ杭串などを刺して置いて其中へ這入ると足を害ねる様にしたのである。○姉の命即天照大御神のことである。

此文の大意は素盞鳴尊は、父尊に追放せられて根の國に行くに就いて、其事を姉の尊の天照大御神に申し上げて、其後根の國へ行きたいと思はれて、高天原へ御登りにあつた所が、其御性質が荒々しい神であるから、安河原で天照大御神と誓をなされて、うれに勝たれた勢に乗して、樋を放つとか溝を埋めるとか、種々の悪行をなされて、甚く姉命の天照大御神の御心を悩まされた。

この御誓の顛末を、今少し詳しく云はねば事實が分らん。始め素盞鳴尊が天へ御上りになつた時に、其勢が烈かつたものであるから、國土山川皆この爲に鳴り動いた天照大御神は、此事を御聞になつて、我弟の天に上つて來るのは、眩度善い心からではあるまい。定めて我天國を奪ひ取らむ下心であらう。われは女神ではあるけれど、父命の御授け下さつた此國を、とめく逃れ去るものかと、非常に御怒

りになつて、御劍を帯び、弓矢を持たれて、丁度男の様な御装をなさつて、勢猛く弟命を御迎へになつて、登來た所以を責問はれた。其時素盞鳴尊は御答なされて、我は決して悪い心があつて、上つて來たのではない。此度父命に追放せられて、夜見の國へ行くにつけて、姉命にも其事を御知らせ申して、其後行く所へも行かうと思つて、御暇乞の爲に登つて來たのであると仰せられた。併し大御神の御疑がまだ解けないものであるから、然らば誓を致して我心の清い事を御覽に入れ様と云ふことで、終に天安河原の中に置いて、御誓をすることになつた。

さて其の御誓の有様は、天照大御神の御詞によつて、此御誓の中で、素盞鳴尊が生む所の御子が男子ならば悪心が無いのである。若し女子ならば善い心ではあるまいと定められた所が、其時天照大御神の御息によつて、現はれたのが、女神三柱であつて、素盞鳴尊の御息によつて、御出現になつたのは、男神五柱であつた。正しく誓に勝たれたものであるから、素盞鳴尊は悦びのあまり正しくわれ勝ちたりと仰せられた。因て其始に現れた御子の名を、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命と付けられた。この神の御子が日向へ御下りになつた瓊々杵尊である。この御誓によつて、素盞鳴尊の異心のないことが分つたから、大御神の御心も解けたので、暫く

天に置かれてあつた其間に此文にある様な悪行をなされたのである。
故天照大御神其御荒びに堪賜はで、天の石屋に幽居ければ、八百萬神等天之安河原
に會ひて思兼神に思はしめて。

○天の石屋、これは眞に石を以て作つた屋か、又石と云ふのは、たゞ堅固なことを
云つたのみであるかは、充分分らんが、せうも此處は眞の岩窟と見る方が適つて
居るらしい。○八百萬神多くの神であつて八百萬と數を限つて云ふのではない

○思兼神數人の智慮を此神一柱で兼ね持たれる義の名である。
天照大御神が岩屋へ御隠れになつた後と云ふものは、高天原は云ふ迄もなく、天
下盡く晝夜の別もない眞暗であつて燈火で、やうく事を辨する程であつた。期
様に暗の世となつたものであるから、惡神は五月の蠅の様に湧出し、あらゆる惡
い事は一時に起て來たので、八百萬神等の心配は一通りでなかつた。うこで多く
の神が、天の安河原に御會合になつて、大御神の御心を和けて、岩屋から御出し申
すには、如何したら宜からうかと云ふことに就て衆議まら／＼であつた。其時高
皇產靈神の御心で、思兼神は思慮に富んで居る神であるからと云ふので、先此神
に其手段を考へよした。

天目一箇命、石凝姥命に鏡鏡を作らしめ、玉祖命に玉を作らしめ、天日鷲命、長白羽命
に青幣白幣を作らしめ、

○天目一箇命、銀治の神である。御名は眼の一しかなかつたによつて申すのであ
らう。○石凝姥命、此神は、此時鏡を二度鑄られたから、鏡重といふ義であらう。○玉
祖命、此時玉を作られたから、玉を作つた祖と云ふ義で、付けられた名と思はれる
○天日鷲命、此神、矢も作られたものを見る。矢は鷲の羽を以て作から、御名に負
せたのであらう。○長白羽命、古は布帛を白羽とも云つたので、其作られた布帛の
長いと云ふことで、此神を稱へたのであらう。○青幣白幣、ニギテは、ニギタへの約
まつたので、タへは布帛の類の總名である。ニギは、其の布帛の和かなのを云ふの
である。さて青幣は、麻で織れる布で、その色が少し青味を含んで居るから、かく云
つたのである。白幣は、穀の木皮で織つた布で、其色が白から白の字を冠らし
たのである。

此鏡は大御神の御姿をうつしてたばかり申さん爲である。先づこれを造る前に
安河原にある堅き石を取つて、かなとこと爲、又天香山の鐵を掘取つて來て、之を
地金とし鹿の皮を全剥にはいで、羽韃に作つて是等の品々を以て鏡を鑄たので

ある其始に造つた二面の御鏡は、小さかつたものであるから、諸神の氣に入らな
い次に造り上げたのが、八咫鏡で、思ふ様に立派に出来た。これが今日伊勢に御祀
り申してある、皇太神宮の御神体である。又玉祖命に八咫勾玉を作らした。これは
三種の神器の一である。また、天日鷲命には穀の木を植ゑて白幣を造らしめ、長白
羽命には麻をうるゑて青幣を作らした。この穀とか麻とかは、一夜の中に生立つて
蕃茂したさうである。

天羽槌雄命に、倭文を織しめ、天御鉾命、天八千二姫命に神衣を織しめ、手置帆負命、彦
狭知命に瑞御殿亦鉾楯を作らしめ、

天羽槌雄命、この時綾布を織られたから、負うた名で、羽と云ふのは布帛を云ふの
である。○倭文、シブオリの約まつたのも、シブは筋である。即筋織と云ふことで筋
は文であるから、綾布を云ふのである。これを大御神に奉るのは、御帯の料とする
のであらう。○天御鉾神、天手力雄神の御子であるから、御力も強かつたであらう
から自ら御鉾のことにも功があつて、この御名はあるのであらう。○天八千二姫
命、亦天柵機比賣命とも申される。御名も織られた布帛によつて附けたものと思
はれる。○神衣、即神の御着用になる衣といふ意。○手置帆負命、手置は手を置いて

物を度るを云ふので、古は曲尺がなかつたから、手で物を度つたのである。帆負の
帆は借字で、尋負であらう。尋は手を廣げた長さを云ふのである。此神は木工の神
であるから、斯様に御名を負せたのであらう。○彦狭知命、彦は男子を稱へて云ふ
詞で、狭知は度知であらう。此神も木工の神であるから、かやうに申したのであら
う。○瑞御殿、美麗な御殿と云ふ義である。即大御神を御入れ申す爲に造つたので
ある。

此文の意味は、これに見えた通りであるから、別に言ふまい。

太玉命、太御幣を取持ち、天兒屋根命、太諄辞を宣り、天手力雄神を御門の腋に立たせ
天鈿女命、巧に俳優を爲して、大御神の御心を取り誘ひ奉りて、石屋を出し奉りき。

太玉命、太御幣即太玉串を持たれたから、斯御名はあるのであらう。○太御幣、太は
稱へて云ふ詞、御幣は御手坐の意で、手に取持つて献る物を載せて置く臺を云ふ
のである。○天兒屋根命、言語に綾があつて、祝詞を申されるのに巧であつたから
斯様に稱へるのであらう。此神が即藤原氏の祖神である。○太諄、詞神の前で祈り
申す辞をいふのである。太は稱言で、ハ、リトは宣説言の約まつたのである。宣は人
に物を言ひ聞かせることである。○天手力雄神、手力の強い神であるから、負れた

御名である。○天鈿女命此神は女であつたけれど非常に猛々しい性を備へて居られたからかく申すのである。鈿女はオズメの意である。○俳優面白く可笑しい業とすること。

さて是より前に天見屋根命太玉命の二神が鹿トと云ふことを行つた。これは此謀が程よく成就して大御神が石屋を出られるか、さうかと云ふことを判断したのである。この鹿トと云ふのは鹿の肩骨を全抜にぬいて波々加と云ふ木で、それを焼いて、その焼けひいた形によつてトふことである。このトに其謀が成就すると云ふ形が出た。

こゝに見えて居る太玉命の取持たれた太御幣は何であるかと云ふにこれは根なから掘取て来た榊に上文に見えた八坂瓊の曲玉、八咫鏡、青幣、白幣などを附けたものである。

前に見えた所で一通り準備が出来たから、愈々大御神を石屋から引出すことに取かゝつた。先づ太玉命は、大御幣を取持たれ、天見屋根命は、太諄詞を申された。又手力雄神は、岩戸の側に隠れて、隙があつたら岩戸を開けやうと構へて居る。天鈿女命は神遊の長となつて、諸神達の嘶子の中に舞ひ始めた。其出立は、先づ天香山

の日蔭をどつて鬘とし、眞折の鬘を取つて袴にかけ、小竹の葉を結束ねて手に持ち又鈴を着けた矛を持つて石屋戸の前で狩火を焼いて面白可笑しく遊ばれた。その有様が可笑しいので、八百萬神は皆高聲で笑はれた。是が神樂の始である。其騒がひびいたので、天照大御神は不審に思はれた。又天見屋根命が祈申された。太諄詞が實に巧に出来て居るのを御聞になつて、此頃多くの人が我に石屋を出る様に請すけれど、まだ斯様に詞の巧く上手なのは無いと愈々不審に思召されて石戸を少許あけて、我石屋に籠て居るので、高天原は自暗く葦原の中國も眞暗であらうに何の楽しい事があつて、天鈿女は歌ひ舞ひ八百萬神は笑ひ楽しんで居るのであるかと仰せられたので、鈿女命は爰に大御神にささつて貴い神が居られるから、斯様に遊び樂むのであると御答申した。

其時天太玉命は彼の大御神の御像に似せて造つた鏡を差し出して、御覽に入れたので、大御神は盛々怪しく思はれて、少し石戸から出られて外の方を御覽遊ばされた時、待設けて居つた天手力雄神は、力を極めて其岩戸を推しあけて、大御神の御手を取つて御出し申した。天見屋根命、太玉命は、尻くめ繩(即しめ繩)を其御後の方に引き渡して、是から内へは再御歸り遊ばすなと申された。此時高天原は、云

ふ迄もなく、天の下自照り渡つて、八百萬神が互に御顔を見合せられても、皆明白に分る様になつたから、うれしさの餘り、舞はれた。
八百萬神相談りて、罪を素盞鳴尊に負せて、千座置戸の袂を科せ、手足の爪を抜きて、神逐ひに逐ひ賜ひき。

○千度置戸座は、被物を据置く臺である。置戸は置物と云ふのも同じことで、座の上に載せる被物を云ふのである。凡そには二ある。一の伊弉諾尊が掃原でなされた袂袂の様なもので、一はこゝにある解除で、罪犯ある人に、物を出さして、其罪を贖はすことである。こゝに千座とあるのは、其罪が重いので、出す物も多からず、千と云ふ詞を添へたのである。○神逐ひ、俗に追放すると云ふのと同じである。此文の大意は、八百萬神の御評議になつて、此度大御神の石屋に籠られたのは、皆素盞鳴尊の御所行が悪いからである、と云ふので、まづ素盞鳴尊に、千座置戸と申す、重い穢を負せ、うれではまだ足りないから、手足の爪まで取つて、根の國へ追放せられた。

斯て素盞鳴尊は、其祓の功德に因りて、御心和み正さ神と成らせ賜ひき。
この所で、本文に省いてあることを、一つ云つて置かう。

この追放せられた時に、素盞鳴尊が思はれるのには、我此度根の國へ去つた後は、最早姉尊を見ることは叶ふまい、今一度まみえて、其後に去ることに爲様と、再天へ御昇になつた。其時天鈿女命は、早く之を見付て、其事を大御神に申上げた所が、我弟命の又上り来るのは、必善い心ではあるまいと仰せられる中に、素盞鳴尊は、早や上つて来られて、我悪心のないことを証明し、今斯様に御目に懸つて願も叶つたから、衆神の申すまゝに、永く根國へ罷去らうが、希くは姉命幾久しく平かにましゝて、此天國を御治め遊ばせ、又某が清い心を以て生んだ子は、盡く姉尊に奉らうと仰せられた。此生まれた御子と申すのは、上に見えた正哉吾勝速速日天之忍穗耳命等である。即此神は、實は素盞鳴尊の御子ではあるけれど、此御詞によつて、天照大御神の御子となられたのである。
さて斯様に、一點の悪心も止めぬ清淨な身体となられたのは、全く祓をした爲である。
なほ本文には書いて無いが、此時素盞鳴尊天から御降りになつて、其子の五十猛神をつれて、天下にあらゆる國々を御見廻り遊ばされて、韓國へも御出でになつたが、其國は金銀の多くある所であるから、うれを取来る爲には、吾兒の治める國

に、浮實船の古名がなくては、不便であらうと思はれて、其を造る所に、多くの樹を植ゑられた。此等によつて見ても、素盞鳴尊の功德の少くないことが分る。因天降りて、出雲國肥河上に行まして、脚名推手名推神のために、其女櫛名田姫を喫ひとする。八俣蛇を斬屠り賜ひさ。

○肥河上肥河は、出雲國の大河で、出雲神門飯石仁多、大原の五郡を貫いて流れて居る。○脚名推手名推、櫛名田姫を撫愛しんだによつて、名附たので、足を撫で、手を撫で、大切に育てたことを云ふのである。○櫛名田姫櫛は借字で、此神を稱へて申す詞である。名田は、一に稻田とあるから、思ふに地名から来た名であらう。○八俣蛇首と尾とが、八に分れて居る大蛇である。

この所の事實を、今少し詳しく話さう。さて素盞鳴尊は、出雲國肥河の水の上にある鳥髪と云ふ所に御越なされた時に、川上から箸が流れて来たのを、御覽になつて、此河上には必ず人の住處があるのであらうから、一ツ尋均て見やうかと思召されて、流に添うて往かれると、遙か向ふに人の泣聲が聞えたので、愈々不審に思はれて、其聲を知邊に御尋ねなされると案の通り、人家がわつて、うに翁と姫とが美しい少女を中に置いて、其背を撫でさすつて泣いて居るのである。尊はさうも合

尊が行かぬから、汝は一体何者であるか、名乗つて聞かせいと仰せられたのに、翁は答へて、某は國神大山津見神の子で、名は脚名姫と申し、姫は某が妻で、手名推と申し、又これなる少女は、某が女で、名は櫛名田姫と申すのであると申し上げた。素盞鳴尊は重ねて、さらば汝等は、何事があつて、斯様に泣き悲んで居るのであるかと御尋ねになると、其答に、是には悲しい仔細が御座ると申すは、もと我等二人の間に、女八人持て居ましたが、古志と云ふ所に、八俣蛇と云ふ大蛇が住んで居つて、毎年やつて来て、其女を取つて食ふのが例で、今は唯此女一人残つて居るのであるが、又あの、大蛇の来て、此女も食はうとする時が来たので、悲さに歎いて居るのであると、御答申した。

尊は之を聞かれて、然らば其大蛇の形は、如何なるものであるかと、御尋ねなされると、かの大蛇は、一通りのものでは、御座らぬ、身体は一であるが、頭が八、尾もまた八あつて、眼と云へば、赤酸醬の様な、眞赤なもので、惣身には、昔が生えて、檜杉などの大木が立つて居つて、其長は、八谷八丘に這ひ渡つて居る。其腹を見ると、いつも赤く爛れて居つて、見ても、氣味が悪い程であるとの答であつた。さてこれから、素盞鳴尊が大蛇を退治される段であるが、次の本文で解くことゝ

爲やう。

初め、素盞鳴尊、脚名椎手名椎神に、櫛名田姫、汝が女ならば、吾に進らむやと詔せ賜ひし時に、恐てこれども、御名を知り奉らずと答す。素盞鳴尊の、吾は天照大御神の弟なりと答させ賜ふを受賜はりて、畏し進らむと白して、其櫛名田姫を進りさ。

此文の大意は、素盞鳴尊、脚名椎手名椎夫婦の神に、櫛名田姫、眞汝の女であるならば、汝の自由に出来るであらう程に、吾に呉れまいかと仰せられた。如何にも恐れ多い御詞で、早速御受致す答であるけれど、まだ御名を承知致さんによつて、願はくは御名を承はりたいとの答であつたので、素盞鳴尊は、吾は天照大御神の弟である。と仰せられた。其答で、尊の御身分も知れたものであるから、翁は無論異存のある筈なく、さらば如何にも畏れ多いことである。御望に任せ、女を進らうと云つて、其櫛名田姫を進つた。

素盞鳴尊は、其少女を御自分の御櫛となさつて、御醫に御さしなされ、さてうこで脚名椎手名椎の神に、今から汝は、いろ／＼の木ノ葉を取集めて、毒酒を造り、又垣を結び廻らして、其垣に、八所の入口を構へ、其入口毎に、八の假床をかまへ、其上にかの毒酒を、八の酒槽に盛つて、一づ／＼据え置かれよ。斯様にしたらば、我汝等が爲

に、其大蛇を殺して、少女を救うて得さす手段があると、御諭示になつた。脚名椎手名椎神は、自分の女が助かると云ふことだから、大悦びで、御敷の通りに一つ殘らず作設けて、大蛇の來るのを待つて居ると、果して大蛇はやつて來て、好物の酒をうなへてあるのを見ると、非常に満足に思つて、八の酒槽の中へ、八の頭を入れて、思ふ存分飲んだから、次第に酔がまはつて來て、終に前後も知らず寐込んで了つた。

尊は、其時を伺つて、腰に帯ばれた十拳劔を抜かれて、かの大蛇をすたく／＼に切り散らした。其血で肥河の水が、赤くなつたうである。さて尊が、其尾を御切なされる時に、御刀の刃が、少し缺けたので、不審に思はれて、刀の鋒で、割つて御覽なされど、其中から一口の劔が出て來た。これは不思議だと思召して、取收めて遂に天照大御神へ奉つた。是即天村雲劔で、今猶熱田神宮に御祭り申してある。

斯て素盞鳴尊、其櫛名田姫命を妃として、御子數多生せ賜ひ、次々御玄孫、大己貴神まで生まし、後神逐ひの法のまに、根堅洲國、即夜見國に入坐しき。
○大己貴神、御名の義は、大名持である。即此神の御名の世に、高いと云ふわけを以て、稱へて云ふのである。この神は、多くの御名を持つて居られる。即大國主神ども、

宇都志罔玉神とも、葦原醜男神とも、八千矛神とも、大地主神とも申される。」
 さて素盞鳴尊は、栴名田姫を妃と遊ばされる前に、御夫婦共に御住居になる宮殿
 を造らねばならぬ。うこでまづ其地を御尋になつたが、出雲の須賀と云ふ所に御
 出になつて、我こゝに来て、心が清々しう覺ゆると仰せられて、即其地に宮造を御
 始になつた。其時、うこから雲が立登るのを御覽になつて、かの八雲たついても八
 重垣妻をめでに八重垣のくる其やへがさとの歌を御詠みになつた。これが三十一
 言の歌の起である。
 栴名田姫を妃となさつて、御生みになつたのが、八島士奴美神である。此神は、新羅
 國の神を、三身の繩を打ちかけて、出雲國へ引きよせられた神である。此神の御子
 は、天之冬衣神で、この神大己貴神を生されたのである。
 なは素盞鳴尊は、大山津見神の御女、大貴比賣命を娶つて、大年神を生された。此神
 の御子は、御年神で、年殺を守り給ふ神である。
 斯様にさまざまの御功をあらはされた後、素盞鳴尊は、追放せられた法則を御守
 りになつて、根堅洲國即夜見國に御入り遊ばされた。
 こゝに大己貴神、庶兄弟八十神坐しけるに、其八十神、甚く妬心深く、大己貴神を殺さ

ひと相議りて。

○庶兄弟、異腹の兄弟である。○八十神、八十柱と數を限つて云ふのではない。たゞ
 兄弟の多いのを云ふのである。
 斯様に、八十神が大己貴神を惡んで、終に殺さうとする迄に至つたには、自理由が
 ある。其理由を左に話さう。
 もと大己貴神と申されるのは、御生れながら、徳の勝れさせられた神で、自然諸神
 が馴付かれる傾があつた。さて御兄弟の八十神が、其因幡の國の八上比賣と云ふ
 女神が勝れて美しいと云ふことを聞かれて、此を娶らうと思はれて、皆一緒に因
 幡國へ往くに就いて、大己貴神には袋を背負はして、供人とした。うの途中で、氣多
 崎と云ふ所へ行かれた時に、皮を剥れた一疋の兔が、仆れて居た。八十神は、これを
 見ると、惡戯に兔を苦めて慰まうと思つて、其兔に對つて、汝それでは定めて苦し
 からう。早く潮を浴びて、其後此岡の上で、風に吹かれたら、早速愈るであらうと教
 へたので、兔は欺かれるとは知らんから、教の通りにした所が、潮が段々乾くに
 来て、其皮は次第に裂れて、苦みは尋常でない。到頭地に伏願んで泣いて居る。
 其時、大己貴神一人後れて、此處を通り懸られたが、兔が泣いて居るのを御覽にな

つて、其理由を問はれた。兎はそれに答へて、我はもと隠岐の島に居ました。が、よくより此國へ渡らうと思つて居たれど、海を隔て、居れば、我力では渡る事も叶はぬので、一日鰐を欺て、思ひ通り、此處へは渡りました。が、其欺いたことを、鰐が知つて怒の餘り、吾をとらへて衣服をはぎとつて、赤裸に致しました。そこで我は、如何したら宜からうかと泣いて居た所へ、君に先だつて行かれた。八十神が通りかゝつて、斯様々々にして欺いて、此様に苦まじめたのであると、詳く其顛末を話して御聞に入れた。大已貴神は、之を不便に思はれて、然らば、汝清水でよく身体を洗ひ、水門に生いて居る蒲英を取つて、地へ敷散らして、其上に臥して見よ。かくしたらば、膚は原の様に愈えるであらうと、御教へなされた。兎は悦んで、これに随つた所が、其身は其場でもとの様になつた。うで、兎は非常に悦んで、君は仁愛深い神でます。くから、必入神比賣を得られるであらう。かの八十神は、逆も思がかなふまいと申上げた。

此の兎が言つた通り、八上比賣は八十神がさまゝ、挑んだけれど、うれには應じないで、大已貴神に従つた。うのわけで、八十神は大已貴神を殺さうと迄悪んだのである。

或は欺きて大石を焼きて、其を取らしめて、殺さむとし、或は大木を切倒し、矢を茹めて、其下に追入れて、其矢を放ちて、打殺さむとしけるを、御母の神の、大く欺かひ坐して二たびまで、救ひ活し賜ひ。

○矢、此矢は木を割る時、其割目を大にする爲に打ち込むクサビと云ふ物である。

○欺かひ、欺きの延びて、かひとなつたので、意に違はない。○御母の神、大已貴神の御母は、刺國若比賣と申す神である。

八十神は、怨を報いる爲に、大已貴神をつれて、伯耆國の手間山の麓に行つて、さて大已貴神に申さるには、此山に賊猪が居る、我等は山に上つて追ひ下すから、汝は麓で待構へて居る、生捕れよ。若しにがさば、汝を殺して、了ふぞと云つて、猪の形した大石を火で焼いて、赤くなつたのを山の上から願はした。大已貴神は、斯様な謀計があらうとは、少しも御存知ないので、之れを捕へやうとしたものだから、忽其石に焼つかれて、御逝れになつて、母の神は之を聞かれて、欺きの餘り、天に上つて、神産靈神に其生命を助けることを御願になつた。から、即蚌貝比賣と蛤貝比賣とを遣つて、大已貴神を活さうと遊ばされた。所が、此二神の力で、大已貴神は蘇生した。

八十神は、こゝで又一の謀をめぐらした。先山に入て大木を伐り倒して、其木に矢を打ち込んで、其開いた口へ大已貴神を推込んで、而して其矢を抜き取つたから大已貴神が忽打ちひしがれて了つた。母の神は歎き悲んで其木を裂いて、又蘇生さした。

其危ふからむ事を思ひ置らせ賜ひて、木國の大屋毘古神の許へ遣り賜ふ、こゝに大屋毘古神、大已貴神を根陸洲國に坐す、素盞鳴尊の御許へ行坐すべく謀り賜ひき。

○木國紀伊國である。○大屋毘古神名義は、屋は家屋で、大も毘古も稱へ名である。此神は、家屋の事に就いて御功蹟があつたによつて、期様に申するのである。亦の御名を五十猛神と申して、素盞鳴尊の御子である。

母の神は、大已貴神が此地に居られては、終には八十神のために亡ぼされることを御心配になつて、紀伊國に居られる、大屋毘古神の御許へつかはされた、うことを聞かれて、深く御考になつた上、然らば汝今から素盞鳴尊の御出遊ばす根の國へ行くと宜からう、必其大神の御計があるであらうからと、御諭になつたので、大已貴神も、其職に隨つて、根の國へ御出になつた。

大已貴神根陸洲國に入賜ひて、素盞鳴尊の御許に行まし、時、素盞鳴尊謀り賜ひて、或は蛇の室屋に寐しめ、或は蜈蚣の室屋に入れて苦ましめ賜ひし時に、其御女須勢理姫命、太く憐み坐して、或は蛇の比禮を授け、或は蜈蚣の比禮を授けてとを振ふ禁厭法を教へて、其害を避けしめ賜ひき。

蛇の室屋、蛇の居る所である。如何なる故で蛇とか蜈蚣とかの室があるのか、分らぬが、根の國であるから、人の害をする、此等の類も、自多いのであらう。○蜈蚣の室屋上と同じく蜈蚣の居る室である。○蛇の比禮、蛇の身の鱗を云ふのではない、蛇を撥ふ比禮である。比禮は振手の約つたので、何でも打振る物を云ふので、魚の鱗も水中を遊ぶ時に、振るものであるから、かく名付けたのである。これは打振つて蛇を撥ふものである。蜈蚣の比禮も、此の通りである。○禁厭法俗に云ふまじなひである。其仕方下は下に云はう。

本文にある通り、素盞鳴尊は大已貴神を、蛇の室屋の中へ寐さしたので、須勢理比賣命は、非常に之を氣の毒に思はれて、父の尊に知られない様に、蛇の害を避ける比禮を、大已貴神へ御渡しなされて、若其蛇が御身を食はうとした時に、此比禮を三度ふつて、打拂はれよ。然らば御身を傷ることはあるまいと、御教申したので、其

通り爲て見ると、蛇は自静まつて平に其一夜を御明しなされた。
次の夜には、蜈蚣と蜂との室屋へ入れられた。姫神また御心配になつて、蜈蚣と蜂とを除ける比禮を御授なされて、前の様に、其兇術を御救なされたので、其夜も事なく御過しなされた。

本文には、これだけであるが、また、外に大己貴神を苦めた話がある。前の事があつた其翌日、素盞鳴尊御自身に鳴鏑矢を野の中へ射込されて、大己貴神に、それを拾はせられた。そこで大己貴神は、是を取る爲に、其野に分入られた時、四方から火をかけて、此野を焼立てられたので、何處から遁出して宜いか、出口がわからず、こまゝ切つて居られた時、どこからともなく鼠が出て来て、内はほら／＼外はすぶすぶといつたので、不審には思はれたが、試に其所を御踏になると、忽中に落入られた。其處は穴になつて居つて、丁度身を隠すのに、適當な所だ。こゝに暫く潜んで居られる中に、野火は早く燃通つて了つた。其時かの鼠、其鳴鏑矢をくはへて来て、大己貴神に奉つた。須勢理比賣命も、此度は逆も助かるまいと、御悲嘆になつて居る所へ、大己貴神は、御無事で歸つて來られて、其矢を素盞鳴尊にさし上げた。
大己貴神其苦しさに堪へ賜はで、素盞鳴尊の寐ませる間に、須勢理姫命と相語りて

素盞鳴尊の活太刀活弓矢を取持して、其御女須勢理姫命を率て逃還りましき。

○活太刀活弓矢、活と云ふ字を冠らせたのは、これを執持つ主の命長く生きる意である。今夜見國で、これを得られたのは、凶から吉を得られたものである。

前にある様に、素盞鳴尊は、色々手段を變へて、大己貴神を御苦めになつたが、それでもまだ足りない。今度、今度は御自分の頭にわいた鼠を、とらせた。大己貴神は、其御頭を御覽になると、蜈蚣が澤山居るのである。此時須勢理姫命は、掠木の實と赤土とを、大己貴神に御渡になつたから、其實を嚼碎いて、赤土と共に、はき出されたのを、素盞鳴尊は御覽になつて、御頭の蜈蚣を、噛んで、はき出すものと思はれて、御心の中で、御悦びなされながら、うと／＼と御心よく御寐みになつた。
本文にある、大己貴神が、須勢理姫命を連れて逃出されたのは、此御寐みになつた時であつた。然し御目が覺めた時、直ぐ追かけられては、かなはぬから、大己貴神は、大神の御神の毛を、其室屋の垂木ごとに結びつけて、五百人もかゝつて、動かす程の大石で、其室の戸を塞いで、置いて、而して後に、須勢理姫命を背に負はれて、素盞鳴尊の御秘藏の生太刀、生弓矢、うれから天沼琴と云ふ琴を御持になつて、其所を逃出された。

さて斯様に蓋素鳴尊が大己貴神を苦められたのは、眞底から憎くてせられたの
 ではない。全く大己貴神を試して見る御心であるのだ。うれば何故かと云ふに御
 頭の蛇蟻を取らせられた時に、大己貴神のそれをも懼れないで、咋破られるもの
 と思はれて、御悦になつたのでわかる。即其御勇猛なるを心中で御悦になつたの
 である。前に蛇とか蟻蛇とかの室屋に入れなかつたときも、野火で圍んだ時も、恙
 なく免れたのを心の中では竊に御悦びあうばされたのに相違ない所が其所々
 では何とも云はずして、今終の一事にかく云つて、自ら上の事にも響せたのは、古
 文の巧な所である。

こゝに素蓋鳴尊後より追行坐して遙々に見放けて、其汝が持ちたる活太刀活弓矢
 を以て、汝が兄弟を坂の御尾に追伏せ河の瀬毎に追撥ひて。
 ○遙々に近ぐへはよらずに、遠方からと云ふ意である。○坂の御尾山の坂路の末
 が長く延びた所であつて、御はうへた言である。○河の瀬毎瀬とは河の水が淺い
 所を云ふのである。さて斯様に坂の神尾河の瀬毎といつたのは、詞を對にして、飾
 つた迄でた。此處彼處に追伏せ追撥ひてといふ意に過ぎない。
 上に云つた様に、大己貴神は素蓋鳴尊が御殿なまつて居られる中に、其活太刀活

弓矢と天沼琴とを携へて、逃出された所が餘り急いだ爲か、其琴が樹にさはつて
 鳴つたので、其音に素蓋鳴尊は目を覺まされた所が自分の髪を垂木に結ひつけ
 てあるものだから起上つた勢で、其室屋を引倒した併し其結んである髪を解い
 て居られる中に、大己貴神は遠く御逃げになつた。素蓋鳴尊は、漸々與母都平坂上
 文に出で居るまで追つて來られたが、こゝから遙かに大己貴神を御呼になつて
 今汝が持つて居る、生太刀生弓矢を以て、汝が庶の兄弟をも、此處彼處に追伏せ
 追ひはらへよと、仰せられた。なほ素蓋鳴尊の御言は、此處で済んだのではない。下
 に續くのである。

己が大國主神と成りて、其吾が女須勢理姫を妻として、宇迦の山の山本に底津石根
 に宮柱太知り、高天原に氷掛高知りて居れよと呼ひ謂り賜ひき。
 ○已れ人を暇めて呼ぶ詞である。斯様に表面では賤んだ素振を遊ばされる、され
 ば内心は大己貴神の御勇猛に御感心遊ばされて居られるのである。○大國主神
 大は稱詞で、天下の主宰たる神と云ふ義である。○宇迦の山、出雲國出雲郡宇賀郷
 にあるさうである。○山本山の麓である。○底津石根に云々、地の底にある石のも
 とまで深く掘つて宮柱を立てると云ふ義である。○太知り、宮の主人が其宮を知

り掌るを云つたので、太ハ稱詞である。されば此處の詞は、地の底まで掘つて立てた丈夫な宮を知ると云ふ義であるが柱と云つた縁で、太と稱へて柱の大なる宮主の動きを兼ねて云つたのである。○高天原に、高天原までもと云ふ程の義で、たゞ高いことを云ふ古言である。○氷椽高知り、氷椽は千木と同じ物で、今も神社の屋根の上に高く差出たものである。これは高く出て居ると云ふので高知りと云つて、宮主の隆盛のさまを稱へたのである。

此文の大意は、汝此國を支配する所の神となつて其汝が連れて居る、我女須勢理姫を妻として、宇迦の山の麓に立派に御殿を建て、居れよと云ふのである。

かれ大己貴神、その御教のまに、八十神を追退け、大國主神となりて、此國を治め坐しき。

此文の大意は、うこで大己貴神は素盞鳴尊の仰せの通り、彼の生太刀生弓矢を持つて、庶の兄弟、即八十神を御追伐なされた所が、八十神等は其の御威勢に敵することが出来ぬので、悉く大己貴神に降参をした。うこで大己貴神は、外に難も敵するものがないから、愈々大國主神となつて、此國を御治め遊ばされた。さて大國主神は、上に云つた、八上比賣をも御迎へになつて、御子を御生ませにな

つたが、嫡妻須勢理姫命の御嫉妬を恐れて、八上比賣は、其御子を木の股へさしはさんで御歸になつた。よつて此神を、木俣神とも御井神とも申される。處々へ井戸を掘られて、人民に利益を興へられた神で、昔神祇官に御祀り申してあつた。此事は、本文とは何の縁もないが、序だから一寸云つて置く。

こゝに大國主神、少彦名神、兄弟となりて、國を造り、醫の方を定め賜ひき。

○少彦名神、此神は御身が極めて小さいので、かく御名を御附け申したのである。その御小さいこと、又醫の方を御始になつたことなどは、下に委しく示さう。

始め、大國主神が國中を御平定なされた時に、出雲の國の伊奈佐小濱といふ所で、御休息なされた所が、其時海の上で、人聲が聞えたので、驚いて御覽になつたが、格段御目にさはるものもなかつた所が、暫くたつて、極めて小さな獨の神が、天羅摩船と云つて、草の實の皮を船としたものに乗つて、鶴の羽を若物にしたのが、潮の流に隨つて、段々近よつて來た。大國主神は、其餘り小さいのを、不思議に思はれて、手のひらに載せて御覽遊ばすと、此神が不意に踊掛つて、御顔に嚙附いた。愈々怪しい物と思召されて、御名を御尋になつたが、少しも返答をしない。うこで仕方がないから御供の神たちに、御問合なさつたが、誰も知つて居るものはない。所が谷具

久(此は蟪蛄である)といふものが居つて、是は久延比古(今云ふ案山子)のことであり、御尋になつたら、存知て居るであらうと申した。依て久延比古を御召になつて御尋なると、これは神産靈神の御子で、少彦名神と申されるので、御座ると御返答致した。

そこで使を天へ遣つて神産靈神に、この事を申上げた所が、是はいかにも我子である。我生んだ子は、數多くあるが、其中でも、此神は、極めて我儘な性質で、自分の致にも随はずに、手の俣から漏落ちた子である。今からは是を大切に育て、汝大國主神と兄弟となつて、其國を作堅めよと仰せられた。

この御言によつて、大國主神は、少彦名神と力を協せて、國土を繼登められて、まだ充分固らない所へは、葦とか菅とかを御植になつて、築固められた。此わけで、此國を葦原の國とも云ふのである。

或時、大國主神が、御病氣に罹られた。少彦名神は、是を愈さうと御思になつて、豊後國大分の速見湯を取つて来て、湯浴を御させ申すと、御惱が忽ちめて、我は暫時の間、熱睡して居たと仰せられた。力足を踏んで、元氣なく起上られた。これからして、二神は、人民の病氣にかゝつたものを憐れまれて、是が爲に諸國に藥湯を御始にな

つた。今ある多くの温泉は、皆この二神によつて作られたのである。

また人民及畜類の爲に、病を愈す方を御定になり、また鳥獸などの害を除く禁厭の方をも、御教になつた。今民間に傳はつて、功験がある禁厭奇藥は、この二神の遺法であつて、多くの民は、一人として、神恩を蒙らないものはない。依て此二神を醫藥の祖神と申すのである。

後にこの少彦名神は、伯耆國の粟嶋と云ふ所で、粟を蒔いて居られたが、其粟がよく實のつた時、其莖に御上りなされ、この爲に彈かれて外國へ御渡になつたやうである。

こゝに天照大御神の命以て、豊葦原の中國は、吾子正哉吾勝々速日天忍德耳命の知らさむ國なりと、事寄し賜ひき。

○豊葦原の中國、豊は何事をも足備つて居ることを云ふので、稱詞である。葦原の義は前段の所で示した。

○正哉吾勝々速日天忍德耳命、此神の御生になつたことは、天照大御神と素盞鳴尊との御誓の段でいつた。即此御誓の間に、現れ給うた神で、實は素盞鳴尊の御子であるけれども、大御神の御子とせられる理由も、上文で示してある。御名の義は、正

哉吾勝は、御誓の時、素盞鳴命が御勝になつたので、御悦のあまり、正しく吾勝らりと仰せられたに因て、申すのである。勝速日は、勝サビと云ふのと同じことで、勝つた勢に乗じて、猛る状を云ふので、素盞鳴命の御行によつて、負はれた御名である。忍穂は大々で、ミ、と共に稱言である。

此文の大意は、茲に天國では、天照大御神の勅命で、此豊草原の中國は我が子正哉吾勝々速日天忍穂耳命の治め保たれる國であると定められて、即忍穂耳命へ其事を仰せになつた。

此本文にはないが、斯様に仰になつたから、御装を整へられて、天浮橋の上に御立になつて、此國のさまを御覽遊ばされたが、まだ此國には、惡神があつて騒がしい様子であるので、今直様御自分で御下りになつては如何だらうかと、危険に思召されて、さらにまた御上りになつて、そのことを天照大御神に申し上げられた。

斯て天照大御神、高皇產靈神、天穗日命に、葦原中國の千早振荒神をも、掃ひ向けよと詔して、天降し賜ひき。

○天穗日命、此神も忍穂耳命と同じく、かの御誓の時に御生になつたのである。御名の義は、穂は借家で、大の約で、正の日と共に、何れも美稱である。○千早振荒神、ち早く荒れ廻る神と云ふ義である。○掃ひ向けよ、掃ひ平げよと云ふに同じである。

天忍穂耳命が、天へ上つて、天照大御神へ申し上げられたので、此國の様子がわかつたから、うこで天照大御神、高皇產靈神の勅命を傳へて、八百万神を、天安河原に呼集めて、かの葦原の中國は、わが御子の君たるへき國であるが、まだそこには荒ぶる神が多く居て、騒いで居るやうである。就ては、何れの神を遣したら、其惡神を平げることが出来やうかと、御尋になつた。うこで、かの智慧のすぐれた思兼神を始めて、八百万神たちが評定して、天穗日命は、智勇ともにすぐれた神であるから、此神ならば、必其惡神を退治することが出来る。御座らうと、御答申した。其議宜らうと云ふので、即天穗日命を天降して、其國を平げしめられた。

然るに、穗日命、大國主神に、縋ひ附きて、三年になるまで、復命奏さしりき。

○復命、使人の還つて申すことを云ふのである。此國を平げらる爲に、穗日命を下されたが、此神は、負せられた自分の役目はせず、大國主神の御氣に入る様にとめて、天降つてから三年になつても、天へ上つて復命することをしなかつた。

大國主神は此國土を作固められて種々人民に利益を興へられたので、此國に於ける徳望は非常なものであつたに相違ないもしさもなければ穂日命が之に婚びへつらん理由がないのである。

さて穂日命の音信がないので、これについて、其子の武三熊之大人を天降したが、此神も其父の穂日命に随つて、此國へ留つたさりで、天へは再び上らなかつた。此で事は、本文に略してある。

復の御使として、天若彦降りけるに、大國主神の女下照姫を妻とし、また其國を得むと思慮て八年になるまで復命奏ささりき。

○天若彦天津國玉神の子である名の義は、若も彦も皆美稱である神とも命ともつけてないのは、此行狀の道にもとつて居るのを悪んだのであらう。○下照姫亦の御名を稚國玉神と申される、父神を助けて、天下を経營することに力を盡され、たから下照と云ふ御名もあるのであらう。

先年天降した穂日命父子は何の功も立てないので、此度は何れの神を遣つたらば宜からうかとの御評議があつたが、諸神みな天稚彦に手を舉げたり、そこで天稚彦を召出して、天之加久弓、天之加久矢、これは鹿を射る弓矢であるが、たゞりれば

かりではない、すべて大なる弓矢を云ふのである。を賜はつて、つかはされた所がこの天稚彦も、又忠誠の心がないもので、大御神の御任せになつたことは、爲儀ともせず、大國主神の女下照姫を妻として、うのまゝ、此國に止つて居たられば、かりでなく、折が宜くば、此國を自分の手に握らうと、怪しからん心を持つて居つて、年を歴ること、八年にもなつたが、天へ上つて御返事を申さなかつた。

かれ三度の御使として、名鳴女を降し賜ひし時に、天若彦天探女と相議りて、即其名鳴女を射殺しき。

○名鳴女、これは雉であつて、名の義は卑しいから、名も無い者と云ふのである。○天探女、これは天稚彦の侍婢である。他人の心を邪推するから、探女と云ふ名をつけたのであらう。

天稚彦も、上に云ふた様に復命をしないので、高皇産靈神は、不思議に思はれて、また衆神へ御尋になつた。其時思兼神及諸神たち、談合なさつて、此度は名鳴雉を遣して、其故を問はしたら宜しからうと申上られた。うこそ、名無雉を召しよせて、汝彼國へ往つて、天稚彦に、斯様に申せさきに、汝を葦原の國へ遣つたのは、惡神を和けて、其國を平にせうとの爲である。然るに、汝其仰を承りながら、八年になる今ま

で何故御返事を申さぬのであるかと尋ねて見よと言合めて遣された。此雉子は、命を受けて飛降つて、天若彦が家の門の側にある桂の木梢に止つて、天神の勅を委細に申述べた所が天若彦が侍女で天探女と云ふものがあつてはやくかの雉のいふことを聞きつけて、天若彦に鳴音の悪い雉が門の桂の木に居るによつて射殺されるのが宜からうとすゝめたので、天若彦は彼の天神から賜はつた弓矢を以て、其雉を唯一箭で射殺した。

かれ其射たりし矢、無端射上げて、高天原なる高皇産靈神の御許に落けるを、高皇産靈神甚く異み思はしつゝ、其矢を見をなはして、こは前に天若彦に賜ひし矢なり、今如何にして來つらむと、詔賜ひて、

○無端思ひがけなくと云ふ意である。○見ろなはして、御覽になつてと云ふことである。

かの天若彦が雉を射殺した其矢は雉の胸を貫いて、天上まで行つて、高皇産靈神が御座なされる所へ落つた。高皇産靈神は不思議に思はれて、其矢を取つて御覽になると、見覺ぬのある。先年天若彦に遣つたものに違ひないなほよく見ると、矢の羽に血が付いてゐた。愈不審に思召されて、一体此矢は、どうして此處へ來たの

であるかと仰せられた。

即ち其矢を取りて、詛ひつらく天若彦若忌き心もて射たりしならば、此矢に遭害られなむ。若清き心もて射たりしならば、幸かれと詔賜ひて、其矢を投げ返し賜ひしかば、其矢落ち下りて天若彦が高胸坂に中りて、頓に死す。

○詛ひのろふと云ふのと、同じことで、祈願をこめて、敵に害を興ふことを云ふのである。○遭害られなむ、意は遭害の二字がよく當つて居る。まゝと云ふのは、凶なることで、即害に遭ふことである。○幸かれ、矢の當らずにわれよと云ふことで、幸くわれの約まつたのである。○高胸坂、たゞ胸のことである。○頓に、其處でと云ふに同じである。

さて高皇産靈神は、其矢に血が付いてゐるのを、不審に思はれて、若し天若彦が國神と戦つて、かやうなことがあつたのではあるまいかと、思はれたから、衆神にも御見せになり、さて咒詛つて仰せられるには、天若彦勅命を奉つて、惡神と戦つて射た矢の此處へ來たのであるなら、天若彦に當らない様にも、し又不忠の心があつて射た矢ならば、天若彦此矢に當つて、死ぬ様にと、言ひ終つて、うの矢を取つて再び天の下へ投げかへされた所が、其矢が少しもくるはず、天若彦の胸に當つてす

其處で死んで了つた。
 此の通り天若彦は天神の勅命を承らぬのみか天孫の治め給ふことと定められた此國まで自分の物にしやうとした罰で、到頭自ら射た矢に貫かれて死んで了つた叛逆のもの、榮えないのは大古からして此の通りである。
 如此てまたの御使として天降り坐したは健甕槌神經津主神なり。
 ○健甕槌神此神は伊弉諾尊が火の神を御切りになつた時に其血によつて生れたので其段にも一寸示して置いた御名の義は健は御性質の健さよしで、ミカはイカと通つて、殿しく強い意であるツは、ノと同じ助辞で、千は男子の尊稱である此神は今常陸國鹿嶋神宮に御祀り申してある。○經津主神御名の義は節靈といふ御劍に依つて、負はれたのである。
 かくて又天上で御評議があつて次で下される神を御選びになつた所で此二神は、すぐれて勇猛な神であるからこれが適當であらうと云ふので、此二神を天降すことに定めて、その趣を傳へたから、二神は早速旨を領けて、天神の御許を辞した。

此二柱の神大國主神の許に至りて、天照大御神高皇產靈大神の問遣はせり汝が領

ける葦原の中國は吾御子の知らさむ國と言寄し賜へり故先吾二神を遣はせり汝が意何如に避奉らじや否と問ひ賜ひし時に、大國主神汝二神は吾許に來たるに非ざるか甚疑はし故諾なひ奉らじと答へ申しき。
 ○領ける主となつて統領して居ること。○汝が意何如に汝が心には如何様に思ふかと云ふので、この國を皇孫に獻るか、どうかと尋ねられるのである。
 ○諾なひ納得することである。
 此所を猶一鳳詳に示さう。經津主神健甕槌神は天神の勅命を承つて、出雲國伊那佐の小濱といふ所に御降になつて、各々十拳劍を抜いて、波の上に逆さまにさしたて、其劍の鋒に御座りなされて、さて大國主神に向つて、わがどもがらは天神が汝に御尋になる勅命をうけて、御使として來たのである。汝が支配して居る葦原の中國は、天神の御子が、末永く治められる所であると御定むらばされた。故に吾等二神に、天下らして其國の中を平げしめられるのである。如何に汝が心この國を天神の御子に奉つて避申すか、どうかと御尋問なされた。しかし、大國主神はまだ其詞を實としないので、吾つくつく考へて見るに、汝二神は恐らく天神の勅をうけて、吾許に來たものではあるまいもしまことに、天神の御心から出たことな

らば我住所を天神の御子が此國を治められるに當つて平常居られる所の大宮の様に御造り下され然らば早速此國を御譲り申して天津日嗣を御守り申さうと御返答致した。

さて斯様に大國主神が御答申した所を見ると天神に對して餘り敬順の意がない様であるがよく考へると決してさうではない此神は素戔鳴尊の仰によつて此國を作固められる大任を持つて居られる今は其仰の通り此國を悉く作堅めて惡神を平らげ衆民の爲には種々の利益を興へて大國主神と成られて此國を支配して居られる御功蹟は決して輕々しいものではないされば天神の御使だとは云ふものゝこの大なる功蹟を少しも勞はれる御詔もなく唯威勢を示してせまられた所で、其儘御受申して此國をさげられては畢竟素戔鳴尊から托された大任を輕んずることゝなる況して其御使が果して天神の御心から出たのかまだ曖昧なので若し此時輕忽に御受致しては其こそ却て大國主神の失策と申さなければならぬのである此時大國主神の御所置は極めて法に當つて居るものと認めなければならぬ。

こゝに二柱の神還り上りて報告し時に高皇產靈神乃ち二柱の神を復し遣して大國主神に汝が言ふことを聞くに深く其理あり故更に條々にして勅賜ふ其汝が知らずる顯露事は吾皇孫尊に知らさしめ汝は幽冥事を治すべし。

○報告し前條の大國主神の御言を天神に報告せられたことである。○條々下文にある數ヶ條の勅賜を云ふのである。○露顯事現世のすべてのことを云ふので即大國主神の此大八嶋國を經營固めてなほ此國を御治め遊ばされて居る万の御政事を申すのである。○吾皇孫尊これは高皇產靈神の御言ではあれど親んで吾皇孫とは宣はれたのであらう。○幽冥事この世以外の生れる前死んだ後の世の事である。

經津主神健甕槌神の二神は私に返答も出来ないものであるから天へ歸り昇つて委細の事情を申し上げた此時高皇產靈神は其申す所を如何にも尤も御聽になつて又二柱の神を遣つて大國主神に斯様に御諭しあるばされた。

今汝が言ふことを聞くに實に深い理由があるに依つて今一々條項を分けて申聞かさう汝が今迄掌まつて居る現世のことは今から天神の御子の治める事と定める汝はこれから隠れたる幽世の事を治めよと。

產靈神の御言は尙下文に續いて居る。

亦汝が住むべき、天日隅宮を造らせむ、亦汝が海に往來はむために、高橋、また天鳥船も造らせむ、亦百八十艘の句楯も造らせむ、亦汝が祭を、天穗日命に爲させてむ、に告らしめたまひき。

○天日隅宮、大國主神の隠退かれる所であるから、天のひろまりの宮と云ふ義であらう。○高橋、今の反橋と云ふものである。併し海に橋と云ふのは、似合しくない。これは上の海と云つたのに、河もこめたのであらうと思はれる。○天鳥船、鳥の様に、はやくゆく船と云ふ義である。○百八十艘の白楯、百八十は楯の数の多いのを云ふのである。必百八十あると云ふのではない。縫と云つたのは、縫て製くる物であるからである。白楯と云ふのは、白木のまゝで別に飾をつけない楯である。さてこの楯は、何に用ふるのであるか、或は社の周にもたて、又は神幸の時などにも用ふるのであらう。

本文の大意は、また汝がすむ、天日隅宮も造らさう、また汝が海を往來して遊はむ爲には、高橋及天鳥船をも作らさう、又數多の楯をも、造備へささう、又天穗日命に、汝が祭を掌らしめ、極めて、感懃に勅命の旨を傳へさした。

天穗日命に、大國主神の祭祀を掌らしめ、たのは、此神先に天降つて、早くから大國

主神の御氣に入つて居るからである。

こゝに大國主神、天神の御諭如此、感懃なり、豈命に違き奉らむ、吾子事代主神に問て、報と告すべしと申して、問す時に、事代主神恐し、此國は、天神の孫に献り賜ふべしと答へ白しき。

○命御言であつて、即勅命を云ふのである。○事代主神、事代は事の証であつて、此神後に天下を皇孫尊に御譲り申すに付いて、事の代を立てられたので、かく申すのである。○問す、大國主神が、事代主神に問はせられるのである。○恐し、畏れ多いと云ふことである。

此文の意を、詳く述べやう。大國主神は、勅命に御答申して、天神の御諭が、是程御可憐であるに、どうして我は背くことが出来様か、言ふ迄もなく、仰に隨ふべきが、唯我子事代主神は、鳥を取り、又漁をすることを好んで居るが、今日もろの爲三種の崎に出て居る。彼に一通勅命の趣を申聞かせて、其上御受を仕らうと言はれて、稻背、應命と云ふものを使者として、事代主神の許へ遣して、其意見を問はれた。事代主神は、早速御答申して、天神の勅命はいかにも畏れ多い。我父宜しく此國を仰にまかして、差上られよ、我も決してとむくまいと言つて、其乗つて居る船の舳を踏

んで御自分で船を獲らして、御隠になつた。
本文はこれ迄であるが、大國主神には、まだ健甕名方神と申す御子があつて、此神に付いて、一の話がある。序だから述べて置かう。
使者の船背懸命は、歸つて来て、事代主神の御返事を申述べた。大國主神は、其旨を二柱の神に申されると、健甕槌神は、然らば、此神の外には、又問合はされる子はないかど尋ねられたのに答へて、まだ我子に健甕名方神と云ふものがある。此外には別に意見を聞く程の神もないと申された。其時丁度、健甕名方神は、大きな石を手の上に捧げて、此所へ來られたが、經津主、健甕槌の二神を咎めて申されるには、汝ら一体何用あつて、此所へ來て、こそくと内所話をして居るのであるか。我は、汝が如何なる神であるか知らんが、先我と力競べをして見よと、つめかけたので、健甕槌神は、其敵手となつて、忽健甕名方神を搦みひしいで、投げのけた。御名方神は、其大力に驚いて、逆も叶はないのを知つたから、急いで其處を逃出した。甕槌神は、其後を追つて、到頭信濃國の諏訪の湖まで追詰めて、うこで漸々捕へて、既に殺さうとした時に、健甕名方神は、頭を低げて、せうか我命は助けて下され、今から我は是地をおいて、決して他へは出行くまい。又父兄の尊の詞にも違ふまい。此國は

天神の御子に奉らうと申された。此神は今に至るまで此諏訪の地に鎮まつて居られる。
大國主神、吾子の白せるまに、此國は獻らむ吾領す顯露事は、皇孫尊領し賜ふべし吾幽冥事を司りて、百足す八十の珂手に隠りて侍らひなむと白して、御身を隠し賜ひき。
○百足す百に足らぬと云ふので、八十の枕詞としたのである。○八十の珂手、幽界を云ふのである。珂手は、道路の隈で、八十はうの隈の多いことである。つまり顯國と幽界との遠く離れて居ると云ふ意味である。○隠りて侍らひなむ、幽界に引籠つて、この世を守護しやうと云ふ意である。
此文の大意は、そこで大國主神は、二柱の神に答へて、我子をもらすが、斯様に勅に隨ひ奉つた上は、某に於ても、決して違存は御座らぬ。此芦原の中國は、仰の通り奉つて、我今迄掌つて居た。此國の政治は、天神の御子に御譲り申さう。我は更に幽界の事を司つて、其世に在りながら、猶此世のことも守護致さうと申されて、其儘御身を御隠しありばされた。
其後高皇產靈神先に、大國主神に勅らせ賜ひしまに、出雲國多藝志の小濱に、天

御舍造らしめ、また楢、鳥船種々の物造らしめ、また天穗日命を降して長く御祭仕へ奉らしめ賜ひき。

○多藝志の小濱出雲國神門郡の中に、今武志村と云ふのがあるううだ。これが昔の多藝志の小濱であらう。○天御舍、ミアラカは、御在所であつて、御住所と云ふ意である。

此段の意は、高皇産靈神は先に大國主神の爲に、天日隅宮を造らうと云ふことを仰せられたので、今其仰せの通り、出雲國多藝志の小濱と云ふ所に、御殿を御造營になり、又楢とか鳥船とか迄、其々皆造らし、又天穗日命は、大國主神の御氣に叶つて居る神であるから、此神を下して、末長く大國主神を御祭り申さしめた。

さて、此宮を造られる時に、多くの神たちが、此地に集つて、杵で其地を築きかためられたに依つて、此宮を杵築の宮と申される。即今の出雲の大社である。

斯て天照大御神、高皇産靈神の命もちて、太子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊に、葦原の中國已に平治ぬ、先に言依し賜ひし事に、降りて所知食と詔賜ふ。

○太子、天津日嗣を御継ぎあうばされる御子と云ふ義である。此本文に書いてある事柄の前に、經津主神、健甕槌神は、此國の中を御廻りなされ

て、荒ふる神を残りなく平らげ、さて後に天へ上つて、天照大御神、高皇産靈神に、葦原の中國は、最早辭體になつたことを委しく奏聞に及んだ。うこで此文にある通り、天照大御神の皇統を嗣がれる、正哉正勝勝速日天忍穗耳命に仰せられるには、葦原の中國は、先に非常に荒れた地であつたが、今は全く平に定まつたと云ふことである。されば前年命した通り、天降つて彼國を治められよとの御言であつた。こゝに其太子白し賜はく、吾既に御子生坐しき、天彦火瓊々杵尊と白す。この御子降すべしと白す。

○天彦火瓊々杵尊彦は男子の尊稱である。火瓊々杵は稻穂が饒々しく豊に出來て居ると云ふ義で、稻穂によつてたゞへた御名である。

此段の意は、天忍穗耳尊は、御答申上げて、某葦原の中國へ降るべき筈では、御座るが最早男子が出生致した、其名は天彦火瓊々杵尊と申す某にかはつて、此御子を下されては如何と申された。

この瓊々杵尊は、天忍穗耳尊が、産靈神の御女、萬幡豊秋津比賣命の子、玉依比賣命を娶られて、生された御子であつて、天照大御神、高皇産靈神が、格段御寵愛なされ居つたさうである。

かれ白し賜ふまに、彦火瓊杵尊に詔おはせて、この葦原中國は汝知らむ國なりと言依し賜ふ。

○かれ、上の此御子下すべしとある隨を承たのである。○詔おはせおはせは負ひ持たす意で詔命を負ひ持たすのである。

此段の意は、うこで天照大御神高皇產靈神は、忍穗耳尊の仰せられるに隨はれて、瓊杵尊にこの葦原の中國は、汝君となつて治める國であると仰せられた。

かれ命のまに、天降り坐すべしと詔賜ひて、天兒屋根命太玉命天劍女命石凝姥命玉祖命併せて五伴男神をさしうへ。

○命、御言の意である。○天兒屋根命より以下、玉祖命までの五神は、上の石屋戸の段に出て居る御名義も其所で解釋してあるから、こゝに省くこととする。○五伴男神伴と云ふのは、一部ともいふことで、即一の組合をなせる部である。男は其部の長と云ふので、つりめて云へば、五の部の長である。さてこの五柱の神を指して、五伴男と云つたのは、石屋戸の段にも見えて居る様に、此神等は各々掌つて居られた職があつて、其職々の部屬を帥る長の神であるからである。此時瓊杵尊に供奉して降られたのは、この五伴男ばかりではない、又天忍日命

及諸々の伴男神たちをも添えられたのである。

かの招し八尺勾瓊、八咫鏡、瓊雲劍、三種神寶をもて、無窮に天津日嗣の御璽となすべしと詔賜ひて依し賜ひ。

○かの招し、凡て物を招きよせる事で、かの石屋に幽られた、天照大御神を招き出し奉つた行事を云ふのである。しとは過去つた事を云ふときの辞である。○八尺勾瓊、かの石屋戸の段で玉祖命に命じて作らしたものである。○八咫鏡、上と同じく石屋戸の段で、石凝姥賣命に負せて作らしたことが見えて居る。○瓊雲劍、此劍は素戔嗚尊が、八咫蛇を切られた時に、其尾の中から得られ、後天照大御神に奉つたものである。○三種神寶、この事については、下文に於て述べやう。○無窮、長久の意である。○天津日嗣、天照大御神の大御業を、嗣々に知し看される由の言であつて、即天皇の御位を云ふのである。○御璽、皇位を御嗣ぎあうばす所の御璽である。○依し賜ひ、こゝでは上の三種神寶を賜はることである。

此時、皇孫に賜はつたのは、こればかりではない、大國主神の献つた、國平の廣茅、又思兼神、太玉神、天手力男神、万幡豊秋津姫神、併して四柱の御靈寶、外に護齋の鏡、三面子、鈴、一箱をも添へて賜はつた。

三種の神器はこゝにある通り、八咫鏡、草薙劍、八咫勾瓊を申すのである。瓊々杵尊より、開化天皇に至るまでは、天皇御自身の御坐遊はす御殿に御祀り申しておかれたが、第十代崇神天皇に至つて、漸く神威を畏こくおぼしめされて、同殿同床でましますことを安からず思はれ、別に模造の鏡劍を造られて、勾瓊と共に宮中に安んじまゐらせ、實の鏡劍は伊勢へ御遷し申したが、後景行天皇の時に、日本武尊東夷を御征伐なさる時、御劍を御身の守に持たれたが、歸途尾張の國へ止めて御置きになつた。其を後世熱田に御祀り申したのである。さればこの時、天神から皇孫へ下された三種の神器の中、勾瓊は宮中に、鏡は伊勢に、劍は熱田にましますのである。

また御手に鏡を捧げ持たして、祝詔賜はく、この鏡は、専ら吾御魂として吾前を拜くが如く拜き祭り賜へ、寶祚の隆盛まさむこと、天壤の興無窮なるべしと詔賜ひ。

○鏡即八咫鏡である。○捧げ持、さし上げ持つのである。必指上げることでなくとも、たゞ貴物を恭しく手に持つことを、かく云ふ例である。○祝詔賜はく、祝は言を以て祝ふことである。○専ら、全くといふ意である。○吾御魂、大御神の御靈を、此御鏡に取託て賜はつたのである。されば大御神の御神靈は、全く此御鏡であらせら

れるのである。○吾前、大御神の現御身の大御前である。○天壤の興天地と共にとの意である。

此段の意は、天照大御神は、また御手に八咫鏡を捧げ持たれて、仰せられるには、この吾持つて居る鏡は、全く我靈魂と思つて、今まで天上で、吾前に拜禮した様に、是から後は、是鏡に向つて拜せられよ、皇位の隆盛になり行くことは、天地のあらん限り窮まることとはあるまいと仰せられた。

此鏡を賜はつたのは、何如なるわけかと云ふに、大御神は高天原に御留遊ばし、皇孫尊は此國へ御降りなされるに因て、これが天と地と遙に隔り給ふ御別で、今まで吾御前に侍坐して、親近く、拜奉つて居られた様に、今からは出来ぬから、御鏡に御靈を依せて、御紀念として賜はつたのである。

天津日嗣の幾久しく、連綿としてつゞくことは、此大御神の御一言で定まつた我等臣民が、今日万世一系の皇統を戴いて、世界無比の國体を、諸外國に誇つて居るのも、其基を尋ねて見ると、此御一言に歸するのである。

また天見屋根命、太玉命に勅賜はく、汝二柱の神御前の事、取持て爲政賜へと勅賜ひ

○御前の事、皇孫尊の御前の事で、神祇を御祭り申すこと、又百姓を治める御政事なすすべてのことである。○取持ちて、其事を身に負持つて、執行ふことを云ふのである。○爲政賜へ字の通り、政を爲賜へと云ふことである。

この時高皇産靈神が此二柱に仰せられた御言がまだある。昔は天津神龍をおこしたて、皇孫尊の御爲に齋祀らう。汝天兒屋根命太玉命は、うの天津神龍を以て、芦原の中國に下つて、皇孫尊の御爲にいはひ祭れよ。殊に太玉命は、諸々の伴男神を率ひて、各其職を以て仕奉ること、この天上の儀式の通りにせよとの御言である。

此御詔にあり、天神國神は謂ゆる天神地祇で、其社々を定齋ひて、忘らずに御祭致せと御教ありばされたので、神祭を以て、天下を御治めあそばす、御政の本とせられたのである。これ祭政一致のもので、民を治めること、神を祭ること、の間に、差別を立てない神に仕へる所の臣は、同時に世の政事も執るのである。

こゝに彦火瓊杵尊天降り坐むとしたまふ時に、猿田彦神、天八衢に迎へまつれり。○猿田彦神亦の御名は、佐太大神とも申される。猿田は佐太と訓むので、即出雲國意宇郡の地名である。其地名に依つて負はれた御名である。古くから此神と字の

通りに解釋して、猿に似て居る神として居るのは、非常の誤である。○天八衢、チマは道俣の意で、八は彌と云ふことで、方々へ分れ行く岐が、幾つもあるを云ふのである。これは天から降る道の衢である。

うこで皇孫尊は、行幸の準備を悉く整へられて、御供の神々も、皆備つたから、天降らうと遊ばされた時に、先驅の神が立歸つて、申上るには、天の八衢に、不思議な神が御座る。其神背の長は七尺あまりで、身体から發つ光で、上は天原をてらし、下は葦原の中國を照らして居る。又其眼は、八咫鏡の如く、大きくて、光つて居るとの言であつた。うこで御供の神の中で、誰かを遣つて尋させうと思召したけれども、皆其神の形容に恐れて行くものはない。其時天照大神、高皇産靈神は、天鈿神を召されて、汝は女神であるけれども、如何なる神に向つても、敗はとらない神である。されば、汝かしこに云つて、今皇孫尊が天降らうと遊ばす道に、ひかへて居るのは、一体何者であるかと尋ねて見よとの仰せであつた。鈿女命は、旨をうけて、早速其所へ行きついで、其神に勅命の趣を告げた。其神はこれに答へて、某は國神で、名は猿田彦神と申す。此所にかくひかへて居るのは、天神の御子が、天降給ふと云ふことをうけたまはつて、御迎の爲に、御待申して居るのであると申されたり。こで鈿女

命は立歸つて、其返答を申上げると、然らば其神を御先ばらひとせよと定められ

かれ其媛田彦神を御前に立して、天忍日命、天大久米命二人、初取り負ひ、太刀取り佩き、弓矢手握り御前に仕へませむ。

○天忍日命、御名の意は、前に解釋してある。○天大久米命、久米は組であつて、軍の組のことである。この神は、武神を率ゐられたに依つて、かく申すのである。○初、これは箭を盛る具である。この時、二神の取負はれた初の名は、天磐初と云ふのである。○取り負ひ、初は背に負ふものであるから、かく云ふのである。

此段の意は、そこで媛田彦神を御先に立たして、道案内となし、天忍日命、天大久米命の二神は、背に初を負ひ、腰に太刀を帯び、弓矢を手に握つて、先驅をした。

この天忍日命、天大久米命の二神は、當時の武官であつて、弓矢を以て、皇孫尊を護衛すること、職掌として居たのである。其子孫も、父祖の業をついで、長く朝廷の武官となつて居つた。天忍日命は、大伴氏の祖で、天大久米命は、久米直の祖である。

大伴氏は、長く榮へたけれども、久米氏は、後世衰へたので、餘り聞ゆる所がない。天石座はなれ、天の八重雲を後威の道別にちりきて、筑紫の日向の高千穂の檮觸峯

に天降らしむ。

○天石座、座は宇の意で、人の坐處である。石は其御座處の堅固なる意である。これは皇孫尊が、平常あらせられた高天原の御殿である。○天之八重雲、八重雲は、幾重にも棚引いて居る雲である。○後威の道別にちりきて、威勢よく、御降りになる道を押し排さくしてと云ふ意である。後威は威勢の鋭いこと、道別は道を別けることである。○筑紫今の九州全体の總名である。○高千穂の檮觸峯、この山は今日向國諸縣郡霧島山であるとか、又同國臼杵郡高千穂嶽であるとか云つて、まだ確定しない。○天降、天下の約束つたのである。

此の段の意は、環々杵尊は、天上の御座所を、御出立遊ばされ、幾重にも棚引いて居る雲を、威勢よく押し別けて、道を御排さになり、遂に筑紫の日向にある高千穂の檮觸峯と云ふ山へ御降になつた。

さてこの峯へ御降にはなつたが、空が冥暗で晝夜の區別も出来ないので、人々皆道に迷つて、困つて居た。其時、大紺小紺と云ふ二人の土蜘蛛、これは眞の蜘蛛ではない、岩窟土穴などに住んで居る人であるが、出てきて、皇孫尊に御向ひ申して、今大御手を以て、稻の穂を抜きとらせ、初とせられて、四方へ御散らし遊ばされたなら

ば、必空は自然と晴れるで御座らうと申し上げたうこでうの申すとほりなすつた所が果して、天色晴れ渡つて物の色目もわかる様になつた。此事は本文にはないが、序に一寸示したのである。

こゝに天津彦火瓊杵尊此處より笠沙の御崎に到り坐して此處は朝日の直刺國夕日の日照國なり。こゝを善き地なりと詔賜ひて、底津石根に宮柱太敷立、高天原に氷椽高知りて坐ましき。

○此處、高千穂の穂觸峯である。○笠沙の御崎、薩摩國阿多郡の中にある。○朝日の直刺國朝になると、東の方から日影が直にさし来る國と云ふ義がある。○夕日の日照國、夕になると、西の方から日影が障りなく照らし来る國といふ意である。○こゝを善き地、宮殿を造られるのに適當な土地といふのである。○底津石根に云々この詞は、上の素盞鳴尊の大國主神に仰せられた御詞の中で解釋してある。此段の意は、天津彦火瓊杵尊が、穂觸峯を御立なされて笠沙の御崎へ御着になつたが、此地が非常に御意になつて、此處は朝日も夕日も障る物なく照らし来る、いかにも宜い國であると仰せられて、其處へ御殿を立派に御建立なされて、御住居ありはされた、是を日向の高千穂宮と申すのである。

ここに天日高彦火瓊杵尊笠沙御崎にて麗美人の遇るに、誰女と問賜ひしかば、吾大山祇神の女木花開耶姫と申す。

○天日高天上なる天つ日の高き様に、仰がれせつられる由の尊稱である。彦火以下の解釋は、始めて見えた所にある。○麗美人、容貌の美麗な女である。此處にの遇へるののは古文の格で、後世にと云ふべき所である。女の來たのに、遇つたとの意である。○大山祇神、山を掌られる神で、上文に出て居る。○木花開耶姫、御名の義は木の花の咲光映姫といふので、容貌の美しいのをはめた御名である。咲光映は、咲き匂ふと云ふことである。

此段の意は、其後瓊杵尊笠沙御崎で、一人の處女に御遇ひなされた其容貌が餘り奇麗なので、一体汝は誰の女であるかと、御尋なされると、妾は大山祇神の女で名は木花開耶姫と申すものであると御答申した。

吾汝を妻と爲ひと思ふは奈何にと、詔賜ひし時に、木花開耶姫命、吾は得白さじ、吾が父大山祇神、白さじと示し賜ひき。

○吾は得白さじ、吾は其御返答致すことが出来ぬとの意である。此段の意は、瓊杵尊は開耶姫命の美しいのが御氣になつて、吾は汝を迎へて、

妻と爲やうと思ふが、汝の心は如何であるかと、御尋なされた。すると、木花開耶姫命は、妾は其御尋問は御返答致すことが出来申さぬ何故とならば妾には父が御座れば、その父が否應の御返事を仕るで御座らうと申された。

かれ、其父大山祇神に請ひ遣はし賜ひし時に、其神大く歡びて其女開耶姫を奉しき。○請ひ遣はし、御使を遣つて、后となされたい旨を述べて、乞申されたのである。○奉しき奉り出しきと云ふことで、御女を皇孫尊の御許へ贈られたことである。

此段の意はそこで、開耶姫の父の大山祇神の許へ使を遣られて、御女を下さるまいかと請はれた所が、大山祇神も、皇孫尊の仰であるから如何にも有難い仕合と大悦で、其女を皇孫尊へ献つた。

この木花開耶姫命には、一人の姉神があらせられた。其御名を石長比賣と申される父の神が、開耶姫命を献つた時に、この石長比賣命も添へて共に差し上げた所が、皇孫尊は開耶姫命は止めて妃とせられたが、石長比賣命は、顔貌が極めて見にくいので、御氣にめさなかつたものだから、其儘父のもとへ送りかへされた。大山祇神は、姉女の石長比賣命を御歸しになつたことを、非常に恥しく思はれて、吾女二人ならべて献上したのは、大なるわけがある。それは、石長比賣を奉つたに就いては、天神の御子の御壽命は、雨がふり風が吹くとも常に巖の如く、何時までもおらせられる様に、又木花開耶姫を奉つたに就いては、木の花の榮える如く、榮えられる様に、祝つて差上げたのである。うれに今石長比賣を返されて、木花開耶姫一人を御留めになつたからは、天神の御子の御壽命は、木の花の早く委ひ様に、ましますであらうと申された。

又其女の石長比賣も、歸されたことを、恥ぢられて、これから世の中の人々は、皆悉く木の花の散り易い様に、衰へ様と咒はれた。是に依つて、人の壽命が、段々短くなつて来たのである。そうだ。

こゝに、天津日高彦火瓊杵尊、木花開耶姫命を御妃として、生しめ賜へる御子、火酢芹命、次に天津日高彦火々出見尊、すべて二柱坐しき。

○火酢芹命、此御生れなされた時のことを、下に述べるから、其時御名の義の解釋をしやう。○天津日高彦火々出見尊、天津日高は、瓊々杵尊の御名の所で、解釋した。彦は、屢云つた通り、男子の尊稱、火々は、借字で、大穗である。出見は、稱名即此神も、父尊と同じく、緇によつて、御名を負はれたのである。

さて、此二神を御生みなさつたに就いて、本文にはないが、一の事實がある。始木花

ては、天神の御子の御壽命は、雨がふり風が吹くとも常に巖の如く、何時までもおらせられる様に、又木花開耶姫を奉つたに就いては、木の花の榮える如く、榮えられる様に、祝つて差上げたのである。うれに今石長比賣を返されて、木花開耶姫一人を御留めになつたからは、天神の御子の御壽命は、木の花の早く委ひ様に、ましますであらうと申された。

又其女の石長比賣も、歸されたことを、恥ぢられて、これから世の中の人々は、皆悉く木の花の散り易い様に、衰へ様と咒はれた。是に依つて、人の壽命が、段々短くなつて来たのである。そうだ。

こゝに、天津日高彦火瓊杵尊、木花開耶姫命を御妃として、生しめ賜へる御子、火酢芹命、次に天津日高彦火々出見尊、すべて二柱坐しき。

○火酢芹命、此御生れなされた時のことを、下に述べるから、其時御名の義の解釋をしやう。○天津日高彦火々出見尊、天津日高は、瓊々杵尊の御名の所で、解釋した。彦は、屢云つた通り、男子の尊稱、火々は、借字で、大穗である。出見は、稱名即此神も、父尊と同じく、緇によつて、御名を負はれたのである。

さて、此二神を御生みなさつたに就いて、本文にはないが、一の事實がある。始木花

開耶姫命は皇孫尊にめされて、唯一夜の程で懐胎なされた。よつて開耶姫命は其事を皇孫尊に御告げ申した。皇孫尊は之を聴かれて、眞とは思しめされず嘲つて仰せられるには、汝がたゞ一夜で娠んだと申すことはいかにも豊束ない恐らく、それは吾子でなくて必國神の子であらうと、御疑わそばされるので、開耶姫命はこの御言を取恨んで、妾が今娠んで居る子が、もし國神の種であるならば産む時必不吉のことがあらう。もし、全く天神の御子であるならば、ことなく出産せられるだらうと誓はれて、戸のない室を作つて、其中へ御入になり、土で其周圍を塗りふさいで、愈々今出産と云ふ時、其室に火を付けられた。其火が盛に燃える時に、御生になつたのが、即火酢芹命で、酢芹は、進ひ意で、即火が燃え進んだ時に、御生れになつたから、かく申すのである。次に、火炎が漸々鎮まりかけた時に、御生れになつたのが、即彦火々出見尊である。斯様に二柱の御男子を御無事に生まれ、後開耶姫命は、其火燼を踏みわけて、皇孫尊の御前に出られて、妾が生んだ所の御子、又妾の身体が猛火の中にありながら、此の通り、少しも損はれないのを御覽になつて、御疑をおはらし下されと仰せられた。

所が皇孫尊は、それを御聞になつて、我はもとより、この汝が娠んで居る所を、我御

子であること云ふことを知つて居た。知つては居たが、唯一夜で娠んだと云ふのは、衆人が定めて疑つて、眞とすまいと云ふことを恐れたから、本心ではないが、前様のことを言つたのである。今はこの不思議によつて、誰も疑ふものはあるまい。我前に云つた詞を、深く恨られなと仰せられた。

其次に、天津日高彦火々出見尊、天津日嗣所知、食賜ひき。

○其次、瓊々杵尊の次である。

この彦火々出見尊が、御位に即かれる前に、瓊々杵尊は、高千穂宮で崩御になつた。この本文には、畧してあるが、この彦火々出見尊と、御兄の火酢芹命との間に、一の紛紜があつたので、この紛紜によつて、彦火々出見尊は、御兄を超えて、御位に即かれる様になつたのである。されば、今その事件を極めて簡略に説き示さう。

御兄の火酢芹命は海に出て、魚を釣ることを御好になつて、得物も自多かつた。弟の彦火々出見尊は、山に入つて、獸を狩ることを御好みなされて、又うの方の得物が多かつた。或日、兄命の御望によつて、兄命は、弟命の弓矢を持つて、山へ入られ、弟尊は、兄命の釣針を持つて、海へ出られた。所が、山へ入られた兄命も、得物がなけれ

ば弟尊も同じく何にも得られないならばかりでなく借物の釣針さへ海でなく
 なされたので手を空しくして御歸になつた。而して釣針を失つたことを兄命に
 詫びられたが、どうしても承知しないもとの釣針を求めて返せと責められる。う
 こで彦火々出見尊は當惑の餘り一人海邊に出て泣いて居られた。其時鹽樅神と
 いふのが此處へ通りかゝり其仔細を尋ねたので委しく話して聞せると非常に
 氣の毒に思つて間無勝間の小船といふ船を造つて尊を乗せて海中へ押し流し
 た。その着いた所は海神豊玉彦命の御殿である。さてうの海神にあつて我が此處
 へ来た仔細を話してうの釣針を捜し出す工夫はあるまいかと御頼みになつた。
 すると海神は早速あらゆる魚類を呼集めて汝等の中で皇孫尊の釣針を呑んだ
 ものではないかと尋ねられると集つたものは皆覺がないと云ふ所が唯一つ。口女
 といふ魚が口の病があると云つて来て居なかつた。それは怪しいと云ふので呼
 出して見ると果して失つた釣針を咽喉にたて、困つて居た。うこで求めた釣針
 は再び皇孫尊の御手に歸つた。さてこの海神の願によつて其女の豊玉姫命を妃
 として、こゝで三年の間違はれた。
 然し、いづれもこゝに居てはならんと云ふので海神に歸國のことを申されると、

海神は潮満珠潮涸珠と云ふ二の珠を皇孫尊に御渡申してこれで兄火酢芹命を
 歸服させる手段を委しく御教申した。そこで彦火々出見尊は鰐の背にのせられ
 て此國へ御歸りになると早速かの釣針を兄尊に御返し申した所が問もなく兄
 命は非常に貧乏になられて其腹立まされに兵を起して弟の尊を攻め様となさ
 れた。其時彦火々出見尊はかの潮満珠を御出しになつて海水へ浸されると忽潮
 が満ちて来て兄命を溺らした。火酢芹命もどうもこれには争ふことが出来ない
 から、これから後は汝につかへて奴僕とならう程に救つて呉れどおやまられた。
 うこで潮涸珠を御出しになつて同じく海水へ浸されると忽潮は干て了つた。
 この事で火酢芹命は全く弟尊にかなはないことを知られたから心から弟尊に
 歸服して了つた。そこで彦火々出見尊は兄命を起して天津日嗣をうけられるこ
 とゝなつたのである。

次に天津日嗣所知食賜へるを彦波瀲建鵜草葺不合尊と謂す。

○彦波瀲建鵜草葺不合尊の御名の義の解釋は下文に於て示すことゝする。
 さて此神は彦火々出見尊の御子で御母は海神の女豊玉姫命であるがうの御生
 れなつた時のことに就て一の話がある。

始彦火々出見尊が海神の許を辞して歸らうとなされた時に、妃の豊玉姫命の申されるには、妾は最早君の種を娠んで居る就ては、この海の中で、皇孫尊の御子を生まむことは、いかにも恐れ多いから、出産の時は御許へ参ることゝ致さう。この後風波のはげしい日があらば、妾が爲に、預邊に産屋を作つて、御待ち下されと言をつがへて御別れあそばされた。

彦火々出見尊は、うの御言の如く、御歸になつた後、鵜の羽を葺草として、産屋を作つて、また屋根が充分葺合せないうちに、豊玉姫命は、大な龜にのつて、御出でになつた。かの産屋に御入にならうとする前に、妹君に御向ひになつて、妾が出産の時は、必御覽下さるなど、固く御止めなされた。妹君は、うれを不審に思はれて、戸の隙から、うつと御覽になると、豊玉姫命の御身は、大な鰐となられて居つたので、うの驚き様は一通でなかつた。豊玉姫命も、その事を御存知になつて、非常に恥かしく御思になり、生まれた御子は、其儘捨て置いて、御歸にならうとなされた時に、彦火々出見尊は、御出生の御子は、何と名付けて宜からうかと御尋ねなされると、彦波瀲建鵜草葺不合尊と御付け申したら、宜からうと仰せられて、其儘海へ御入になつた。

即御名の義は、これから出たので、鵜の羽を以て葺かれた屋根が、まだ充分葺き終らない中に、御生れになつたから、鵜草葺不合尊と申されるのである。彦は稱名、波瀲は、海邊で御出生あそばされたから、建も同じく稱名である。

この鵜草葺不合尊の御位につかれる前に、彦火々出見尊は、崩御になつたので、其御陵は今大隅國始羅郡溝邊郷にある。

さて豊玉姫命は、一端海宮へ御歸にはなつたものゝ、御出生になつた御子のことを氣遣はれて、御妹の玉依姫命をつかはして、御子を養ひ奉らした。其御子即鵜草葺不合尊は、御成人の後、御叔母の玉依姫命を妃となされて、生まれたのが、神日本磐余彦尊即神武天皇である。

この鵜草葺不合尊も、高千穂宮で御崩あそばした。其御陵は、大隅國肝屬郡始羅郷にある。

次に立せ賜へるが、神日本磐余彦尊に坐すなり、其兄五瀬命と共に、高千穂宮に坐して、譲り賜はく、何れの處に坐ばか、天下の政を平けく、聞食さむまづ、東の方にこると詔賜ひて。

○神日本磐余彦尊神は稱名、日本は大和である。磐余はその大和の中の地名であ

る。即大和國で、天下を御鎮めありはしたから、かく申すのである。さてこの尊は、鶴草葺不合尊の第四の御子で、御兄は、こゝに擧げてある。五瀬命以外に、稻氷命、御手入、沼命の二柱が、ましますのである。後世論を奉つて、神武天皇と申上けるのは、即この磐余彦尊である。○五瀬命、御名の義は、嚴稻であつて、嚴は稻の勢が盛なことである。○坐ばか、居たならばとの意である。○平けく、安くと同じ意である。○政祭事であつて、天皇の國を御治めありはすことの中で、神祇に事へ奉ることを最大切なことにするから、祭事と云つて、其他のことは、此内に含めてあるのである。○東の方にて、東の方に行かむとの意。此段の意は、鴨草葺不合尊に次いで、御位に即かれたのは、神日本磐余彦尊である。或時、御兄の五瀬命と共に、高千穗宮で御評議をありはされて、この日向國は、餘り西へ偏つて居るので、遠國は悉く歸服して居ない様である。されば、此度此處を立て、東の方へ轉るのが、天下一般を安く治めるのに、都合が宜からうと思ふと仰せられてと云ふのである。

さて、この御評議があつたのは、甲寅の年、天皇御年四十五の時であつた。日向より立して、豊國に到り。

○立して、御出發遊ばされてと云ふ意。○豊國、今の豊前豊後である。さて、日向を御出立なされて、豊國の菟狹と云ふ所へ、御到着になつた時に、其土地の人で、菟狹津彦菟狹津媛といふ夫婦のものが、御座所を造つて、御饗應申上げた。これから安藝へ御出でになる途中、筑紫の國の岡田宮と云ふ所に、しばし御逗留遊はした。

安藝國吉備國と、漸々に幸まして、浪速の渡を経て、白肩の津に到り。

○吉備國、これは後世三國に分つて、備前備中備後となつたが、後又備前の國の六郡を分て、美作國とせられた。○漸々に、俗に段々と云ふに同意である。○浪速、攝津國の西生郡又東生郡の西邊までをわけて云ふので、此處は、格段浪が速いので、斯様に名附けたのである。○渡、渡り行く處で、海にも川にも云ふ詞である。○白肩の津、和泉國大島郡にある地名である。

安藝國では、埃宮で御休憩になり、吉備國では、高島宮に居させられた。こゝでは、三年間も御逗留になつて、糧食などの準備をあらはされた。うれから、御船で、白肩の津へ御渡になつたのである。

其所より始めて、長髓彦、兄、弟八十建の徒を征討め。

○其所即白肩の津である。○長髓彦長髓は、邑の名であるが、取つて名としたのである。これは、大和國に住んで居る人である。○兄猾猾は大和國宇陀郡の中の地名である。この者は、弟があつて、それを弟猾と云ふに對して、兄猾と云ふのである。○八十建多くの強い會長といふ意。

○征討めきたむと云ふのは、よく取りたいして罪することである。

大和國登美の會長に、長髓彦と云ふものがあつた。先に此地へ下られた天神の裔である。饒速日命を推戴して主となし、その威勢を近傍に震つて居た。今天皇の御軍が白肩の津へ着かれたと云ふことを聞いて、これは必我國を奪ひ取る爲であらうと思つて、兵を出して、逃へ聚つた。此時御兄の五瀬命は、流矢に中つて、傷つた。そこで、今度は舟を轉して、茅渟海和泉國和泉郡にあるから、紀伊の雄水門に至られた時に、五瀬命は、創の爲に、遂に御薨れになつた。磐余彦尊は、うこから廻つて、熊野の荒坂津へ至られる途中で、暴風が吹いて、御船が危かつた時に、皇兄稻飯命三毛入野命御二方とも入水をなされた。さてこの荒坂津へ着かれて、其處から更に、吉野の方へ御向ひになつた。うの途中で、岩窟に住居して居る土人も、天神の御子が御出でになると云ふことを聞いて、御迎へ申すものが多かつた。

これから又、兄猾八十建、兄磯城等の諸賊を殺され、更に進んで、再長髓彦を攻め機となされた。時に長髓彦が使を遣つて、磐余彦尊に申すには、天神の御子である。饒速日命は、とくに天磐船に乗つて、この國へ下られ、吾が妹の三炊屋媛を娶つて、可美真手命を御生みになつた。吾はこの饒速日命を君として居る。天神の御子に、兩種あると云ふことはあるまい。後に來た者は、漫に天神の御子と云つて、人の地を奪ひ取るものであらうと。

磐余彦尊は、これに答へられて、天神の御子と云つたこと、唯一種とさまつたものではない。數多くあるのである。汝が戴いて居る饒速日命が、眞に天神の御子であるならば、必其証據とする物があらう。うれを見せよと仰せられた。そこで長髓彦は、饒速日命が持つて降られた矢と鞆とを御簾に入れた。磐余彦尊は、うれを御覽になつて、いかにもこれは偽でないかと仰せられて、更に御自身御持ちになつて居る矢と鞆とを出して、御見せになると、長髓彦も、これを見て、その天神の裔でましますことを確めた。然しも、性質の頑迷な長髓彦であるから、穩に此國を奉らうとはしなす。

饒速日命は、長髓彦の仕業の誤まつて居ることを惡まれて、終に之を殺して、手下

の軍兵を率ゐて歸順した。う。こで磐余彦尊は、この事を非常に御悦になつて、饒速日命を御寵愛になつたさうである。總て荒振神ども、不伏人等を拂ひ平げ賜ひて、大和國畝火の橿原の宮に坐まして、天下治しめし賜ひさ。

○不伏人、附き従はぬ人である。○畝火、大和國高市郡にある。○橿原の宮、橿原の木の多く生ゐて居た所に、宮處を定められたから、かく申すのであらう。○天下治しめす、天下を御治め遊ばすと云ふことである。この荒振神とか、不伏人とか云ふのは、新城戸畔、居勢祝、猪祝などの諸賊をさしたのである。

さて斯様に、歸服しないものは、段々討ち平げて、天下も漸く靜謐になつたので、天皇は、諸臣に御向ひになつて、朕、西國の宮を出發してから、こゝに六年である。天神の恩顧に依つて、諸賊悉く平定した。故に、今、大御位に即いて、天下を治め様と思ふが、其に先だつて、まづ都をつくらなければならぬ。かの畝火の東南にある、橿原の地は、國の中央に當つて、天下を治めるに都合がよければ、山林をさき拂つて、大宮を造らうと思ふと仰せられて、うの如く、こゝに宮殿を御造營になつて、終に天津

日嗣を御踐みになつた。此年を以て我日本の紀元元年とするのである。

四年の二月に、天下の平になつたのは、皆天神の御靈を蒙つたに由るのであると仰せられて、靈時を鳥見の山中に立て、天兒屋根命の孫、天種子命、太玉命の孫、天富命に、祭の事を掌しめ、天鈿女命の裔である、瓊女君に、神樂の事を掌して、皇親天神等を御祭り遊した。

又天照大御神から、天孫へ御授けあうばした三種の神器は、天皇の平常起臥あうばされる御殿に、御祭り申して、皇宮と神宮とは、常に一であつたから、國々の調物なども、神物と官物との差別をしなかつた。かの天種子命、天富命は、専神事を掌る者であるが、兼ねて、朝政をも掌つて居つた。即祭と政とは、一事であつて、二分して居なかつたから、惟神なる道は、自天下に行はれたのである。

天皇御位にあらせられること、七十六年で御崩れになつた。其御陵は、畝傍山の東北に當る、橿尾上にある。

自此後の御代々々の天皇、皆天神に仕へ賜へる道を以て、天下治しめすこと申すも更なり。

○自此後、神武天皇より以後である。○天皇すめらみことと訓むのは、天下を統へ

る尊といふ義である。
 此段の意はこの神武天皇より以後御歴代の天皇皆天神に御仕へ遊ばす所の道
 即惟神の道を以て天下を御治り遊ばすことは申す迄もないと云ふので更に下
 文につづくのである。
 我國には古から神祇を祭ることを最重大なることとして民を治めることを本
 を尋ねると皆神へ仕へる道から出て居るのである其例証を擧げると數限りも
 ないことであるが一二参考の爲記して置かう。
 まづ天孫瓊々杵尊が御降り遊さうとなされた時に天照大御神は御手に八咫鏡
 を御持になり此鏡は吾御魂として吾現身に仕へる如く拜さまつれよ寶祚の隆
 盛になりゆかむことは天地と共につさる時はあるまいと仰せられ又高皇産靈
 神は御自天津神籬を御立てになつて皇孫の命の爲に御祭りなされ之を兒屋根
 命太玉命に持下らして同じく皇孫命の爲に齋ひまつらしめたことなどがある。
 この皇祖天神を敬ひ祭られるのは大祭の本であつて其御祭は天下を御治り遊
 ばすことの本であることは茲に明である。
 御代々の天皇はこの御由緒によつて神事を第一と遊ばされる先上古には天皇

御みつから神事をなされて天下の人民の衣食住に安然ならむことを御祈にな
 り毎年一月と十二月との晦日にはあらゆる人民の枉事罪穢を御拂ひあそばす
 爲に大祓と云ふ神事をなされる。
 後儒教并に佛教が渡つて来てからは朝廷の儀式に外國風の事も交へられたが
 しかしなほ朝廷の儀式作法を記してある書籍などは皆神祇に關することを先
 としてある令義解と云ふ書物があるが其一は神祇令と云つて神祇に關する御
 令を載られ延喜式と云ふ書籍は其初巻から小巻までは神祇式とて同じく神祇
 に關する事を記したものである又南朝の忠臣北畠親房が書かれた職原抄にも
 神祇官を第一に擧げてこの官を諸官の上に置くことは神國の風儀として天神地
 祇を重んずる故であると記してある又順徳天皇の御書き遊ばした禁秘御鈔と
 申す書物にも先神事後に他事と仰せられてある例をあげると限りもないが要
 するに御代々の天皇は皆天神の詔に従はれて天下を御治めあそばす御政事に
 は神事を先となされたのである。
 皇子等臣等も天地の法則のまに／＼天皇を尊び敬ひ御政を輔け仕へ奉りしこと
 御代々の皇典に昭なり豊尊きことならずや。

○皇子等、これは皇族を總べて申し奉るのである。たゞ天皇の御子のみをさして申すのではない。○臣等、臣下のことを古くオミと云つたのである。○御代々々の皇典、御歴代のことを記したる書物である。

さて、皇子等、臣等が天地の法則のまに、天皇を尊び敬ふと云ふことは、我國固有の國体を成す所の要素である。この君臣の關係を、天地の法則と云つたのは、天地開闢以來、自定つた自然の法則であるからである。

天之御中主神、并に二柱の産靈神の御力によつて、この天地は形造くられ、次に伊弉諾伊弉冉の二神出させ給ふに至つて、此國土は固められ、万物は創造され、その支配せられる神々をも御生みになつた。その諸神の中、天照大御神を高天原の主となし、素盞鳴尊を此大地の主とあそばされたが、この素盞鳴尊は仔細あつて根の國へ遷られた。されど其裔大國主神に至つて、惡神を誅し、良民をいたはり、此國を靜謐なるものと遊ばされた。次いで天照大御神、高皇產靈神の御計で、皇孫瓊杵尊に、この葦原の中國は、汝知らさむ國なりと仰せられて、御降しあそばされた。以後皇統連續として、今日に傳つて居るのである。されば君臣の關係の淵源を尋ねると、天地さへまた出来ぬ前、その緒を引いて居ることがわかる。これを

以て、天地の法則と云つたとして、強ち過言とは云はれませぬ。

また、臣下の君上に對して、忠誠を盡したことは、例証を引く迄もなほ、一部の日本歴史を繙いたならば、其記事悉く此例証を以て、填められて居ることが分らう。我等がこゝに貴重な紙面を費す迄も、ないことである。

神道要旨講義 終

神德略述頌

源 季謹茲撰

神德は天地神明の御恩徳で、略述は大略を逃ぶる義である。うこで頌は文體明辨に、
按詩有六義、其六曰頌、頌者容也、美盛徳之形容云々とある。其の義は明かである。
(因にいふが中古の物語文に落書といふことがある。此は後三年記などには、略頌と
書いて、當時の出来事を簡略に頌美するよしなのであつたが、轉じて惡様にいふに
も用ひ、後には字も落首と書き、竟には落首と書くやうになつた。抑神明は天地萬物
を鎔造化育し給うて、實に此の世界中有りと有らゆるもの、一として神明の造り給
ひ、生じ給はざるものは無く、吾人人間たるもの、生れる時から死ぬる後まで、神明の
御庇護に頼らないものはない。されば神明の恩徳の廣大無邊なることは、實に名狀
すべからざるものである。此の神徳をさとり、其の神跡に習ふこと、これ所謂惟神の
大道で、神道によつて生ずる所である。然るに餘りに其の徳の廣大無邊なるので、却
て之を悟ることが出来ないものである。たま／＼僞聖の異端を唱へた中に、明教に裨
益する者があると、以て無上の賜として、目をくるめかし、靈魂を奪はれるものが多
いのである。例へて見ると、満月が皎々として中空にかゝつて、恰も晝のやうでも、夜

行の人は常に意に留めないがたま〜暗中に道を失うた時一炬を得ると、大に其の恩恵を記して、之を忘れないやうなるのである。うこであるからこの書の著述を要する譯なのである。

此書は久保翁が若かつた時の著述で、當時未だ維新の大御世にならないうで、世間一般に國體の何物たるを知らず、大義名分に通じない輩ばかり多い時であつた。これには種々の原因が有つたといひながら、一には學問といへば、漢學の事であるとか、かり思つて、國學或る部分は兎に角を、一般に少しも講究するものゝ無かつたのが、一の大原因であつたのである。久保翁こゝに感せられて、此の書を著し、世間一般に行はれて居る、千字文の類に代へられ、これによつて、少年子弟をして、不知不識の間に神明の恩徳を知らしめ、さうして國體の尊嚴なる所以をも悟らしめやうとの用意であつた。

此の書は漢文で記されてあることは、前にも云ふた通りである。うれは漢學が隆盛な時で、世間一般に漢文でない、書籍のやうに思はないのみならず、千字文の類に代用させるには、漢文が都合がよいと考へられたのであらう。又暗誦の便利を計つて韻を履んである。韻は韻を履むのが正體で、散文であるとするれば、變體なのである。

から、韻では韻を履まぬものは少ない、而して僅に八解九十六句六百七十二字に止まらうれで、爾も天地神明の御功徳を網羅して、大體について、遺洩がないのみならず、其の所々に本注をも加へてあるから、初學のものゝ、神徳の要領を悟るのには、極めて便利な書である。然れどもこゝに注意すべき事がある。うれは古道の眞面目から見ると、如何がはしく思はれる事實でも、世俗に流布してあるものは、特に擧げてある事である。これは前にも云うた通り、此の書はもと正經と爲やうとか、專問學者の参考に供しやうなき、云ふ目的では無いので、所謂神様といふものゝ御功徳を世俗一般に知らしめたいと云ふ本意であるのである。尙此等の事は、本文について、其の所々にもいはう、又一には、韻を履まれてあるから、文字の使用法が意の如くならず、従つて文章の流暢で無い所や、意義の酌量を要する所のある事である。ううであるから、文法章句などにばかり拘泥しやうものなら、却つて事實を誤る事もあらう。斯かる点が、所謂文を以て意を害ふべからざる点である。

久保季茲翁は、小字を鎮吉といはれ、後に立貞また琴書と稱せられ、杉舎と號せられた。また杉庵居士、弓巷隱士、玉甌道人、水玉老等色々の號がある。天保元年五月、江戸本郷に生れて、其の祖先は清和源氏である。うれだから本書に源季茲とある。翁は其の

性沈毅寡言であつた。十歳の時父君を失はれて、うれから専ら母君の教育を受られたのである。この母君は深く神道を信じ、國學の衰頽を憂へて、翁に國典の研究を勤められた。翁十五歳の時、始めて古事記傳を讀んで、大に悟る所があつたので、これからは専ら國書の研究に身を委ねられて、著述も随分多かつたが、明治十年に、火災に罹つた爲に、殆んど焼亡してしまつた。うである。しかし其時僅に残つたもの。又其後に著述されたもので、大凡三十八部七十冊餘ある。此の書も其の中の一である。さて翁は明治十九年三月五日に御死亡なられて、諡は道隈豐開別大人と申された。嗣子眞鄰君の許にある翁の略傳による。元來翁が神典を讀まると、際には、一字一句も忽緒にはせられなかつたが、うれは本志では無いので、翁の目的は常に古道の復興、國體の發揚等にあつたのである。此の書を讀むものは、これによつて、明教中の參考にせられたならば、即ち翁の素志に叶ふであらう。

神國風儀重神祇 政先神事後自餘

職原抄云、神祇官以當官置諸官上、是神國風儀重神祇故也。禁秘抄云、禁中作法先神事後他事。

神國とは字の如く神の御國といふ義である。我國は神明の生み成し給ひし御

國で、又旨要とある。神々は皆我國に生出まし、爾も其の神々の多く鎮り座す御國であるから、神國と申すのである。また神州とあるのも、義に於て變つた事は無い。さて我國の風俗として、天地神明を崇敬し、神習ふといふことを、萬事につけて、無上の肝要と爲來つたのも、名實共に協うて、外國に其例なく、甚だ尊い事である。○風儀とは、ナラハンと云ふやうな意味である。○神祇とは、神祇令義解に、謂天神曰神地神曰祇とある通りである。さて其の天神地祇の區別の事は、同書に、謂天神者伊勢山城鴨住吉出雲造齋神等類是也、地祇者大神大倭葛本鴨出雪大汝神等類是也とあるので、知るべしである。○神事とは、神祭を初め、神社に關する一切の事、神社の改造修繕等に到るまで、總て神明につきての事をいふのである。○自餘とは、神事以外の總べての世上の事柄を指す。○職原抄云々、職原抄とは、官職の根源をしるせる、抜書といふ意である。抄は書の俗字で、略書の意である。此の書は、准后北畠親房卿の書き給ふたのである。神祇官は、天神地祇の事を掌る役所で、この神祇官を太政官以下の諸官の上に置いて、百官の首とする定である。其の政は、神國の風儀として、天神地祇を重し奉る故で、これは外國と大に異なる所であるといふのである。○禁秘抄之、禁秘抄は、順徳院天

皇の御親禁中禁中とは御所即ち宮中のことで、また禁裡ともいふの御儀式な
どの事等を記されて、大方に示し給うた御書である。さて此の語は開卷第一に
見ゆてある。文義は聞えたるが如く、明かである。○樵談治要といふ書に、我國は
神國である。天地ひらけてからこの方天神七代地神五代あひつゝ給うて、よ
ろづの事わざをはじめ給ふた。又君臣上下おのゝ神の苗裔で無いものは無
い。これによつて、百官の次第を立てるには、神祇官を第一としてある。又議定始
といふことにも、まづ神社の修造祭祀の興行をもつばらと定めである。これ皆
神をうやまつ故である。と云ふやうな事が書いてある。照參して本文の意を味
ふべきである。

餘釋、皇國を神國というて、萬事につけて神明を尊重し奉り、神跡に神習ふ事を
以て、維神の大道として、此上なき能事とする事は、上にもだん／＼出で、古人の
定論もあれば、今更くりかへす要もないけれども、謹んで祭祀の事を按ずるに、
天孫降臨の時に、天祖御産靈尊の神勅に、吾は則天津神籬及天津磐境を起し樹
て、まさに吾孫の爲に齋ひ奉るべし。汝天兒屋命太玉命二神は、宜く天津神籬
を持ちて、葦原の中津國に降りて、亦吾孫の爲に齋ひ奉るべしとある。これ正し

く祭祀の始であつて、高御産靈尊の高天原に於て、事始給ふた。この祭祀は、これ
天下を治め給ふ最第一の御事であれば、其の御命令によつて、祭祀の事を掌り
給ふ。天兒屋命太玉命の神業は、即ち政事の主要たる事を掌り給ふ。義となつた
のである。マツリ(祭、マツリゴト)政の訓にても、祭政其の義を同じうすること
知られる。是は世に所謂祭政一致の本原であつて、後世までも、神事を以て、萬機
の首とし給ふ。神國の大道は、全くこゝに起つたのである。恐けれども、今の天
世となつて、萬事に足らばせ給ふ中にも、殊に祭祀の事には、鄭重の上にも、鄭重
を加へさせ給ふことは言ふにも及ばず、年毎の御政事始にも、必まづ神宮の事
を聞き召さるゝ御例であれば、御上の爲さるゝ事は、吾々下々のものも、謹みて
倣ひ奉るのが、神國の風儀である。然るに、漸もすると、口惜しい輩ばかり多くて、
いふも思まはしい事なき多いのは、甚だ慨かはしい事の極ではないか。かゝる
奴輩は、速く神國の臣民たる藉を脱しめて、神退に退ふべきことである。否々教
導に従事する諸君の奮發、驟起して、大に教化を加ふべき所である。かゝる奴輩
であつても、皆神國の神民で、神明の御裔であるか、然なくとも、神明の大御心で、
外國から歸化せしめ給うた良民であるから、是非教戒を加へ、而してこの義を

悟らせなくてはならぬのである。左に短歌數首をあげて、古人の意向を示しませう。後宇多天皇の御製に、天津神くにつやしろをいはひて予、吾あしはらの國は治まる。國津社は地祇といふが如く、あしはらの國は、即ち神國である。一首の意は聞えて居る。玉鉾百首に、本居宣長翁著、天の下、國はおほけと、神魯伎の生なしませる。大八島國、二首の意は、地球上に、國は敷しらす多くあるけれども、我天皇の御先祖伊邪那伊邪美命の生成し給うた國は、此の神國に限つて居るといふので、此所のカムロギとは、右の二神を指して居るのである。又百八十と、國はあれども、日本の本の、これの倭に、さす國はあらず、二首の意は、分り悪くい所はない。さて上には、萬世一系の天皇を戴き、下には、忠君愛國の臣民があり、氣候は度に適ひ、地味は肥えて豊なる等、我國の萬國に卓越してある事は、數ふるにいとまないはせである。

人蒙神恩 誰不敬。 聞説豺獭祭獸魚。

豺祭獸。 獭祭魚。 見禮記。

人蒙神恩、前後にいふやうに、國土万物、一として神明の生み成し給はぬものはなく、殊に神明の人民を愛しみ給ひ幸へ給ふ事の一旦を云ふならば、伊邪那

岐命豫美國から、モシコメに追はれて逃げ歸りませる時、桃に向うて、「有ゆる宇都志伎青人草の苦澁に落ちて苦しむ時に、助けてよ」と仰せられた事がある。かゝる危急の御時でも、百姓を愛はしめすことを忘れ給はぬ、大御心のほごは、實に尊い事ではありませぬか。又天照大御神の、五穀を見給うては、「宇都志伎青人草の食ひて活くべきものぞ」と詔り給ふて、反つて御親の聞し召し給ふとも、皇孫命の聞し召し給ふとも、詔り給はぬので、これ如何はとせで、吾人百姓を恵み給ひ愛しみ給ふかは知られるのである。ウツシキとは、愛しき之意で、親愛し給ふ義、青人草は、草の青々と茂りあふが如く、榮え行く人間と云ふ意、さてかく親愛なる、百姓と申させ給ふにても、大御心の程を思ひ、斗り奉られる。此等は、皇神等の百姓を愛しみ給ふ、大御心の一旦を示すばかりであつて、神明の御加護の廣大不測なる事は、尙次々に云ふのを見て、悟られたい。さて誰不敬とは、人たるものは、此の如く神恩を蒙りつつあるものであれば、誰か此の神恩を有難がりて、崇敬せないものはあるまいと云ふのである。○聞説豺獭祭獸、魚、聞説は、キクナラタと訓むので、聞き及ぶにはと云ふ程の意にて、説の字には深く拘はる事は要せないのである。豺祭獸といふことは、禮記の月令に、季秋

之月玄々豺祭獸とあり、豺食殘之獸とも云うて説文には狼屬だとあつて豺狼と云ふと、食殘不仁の例にも引くはどのもので、禽獸をどつて常食とする恐ろしいものであるけれども、秋の末には獸をどつて之を神に捧げ、而して自衛が年中、これ生活を得るを謝すと云ふ事である。○獺祭魚、此も月令に孟春之月獺祭魚と見えて、獺は他達之反颯也とあるから、タツと訓むので、ライと訓むは、誤説文には如小狗水居食魚とあり、世にカハオンと云うて、小狗のやうであるとも、大猫に似てゐるともいふものである。これも水中に住んで、平常魚を食ふものであるが、さて春の初には、其の魚を以て神に捧げて、かねての恩を謝すとのこと、尚俗に百舌のイケニへと云うて、秋季になると、小鳥の肉などを垣根などに申さしにして置くのは、神に捧ぐる心持だと云ふ事もあり、其の他にこれに類する事は甚だ多くある。又禽獸が人の恩に酬うた説話などは、數しらす書にも見えて、人のよくいふ事である。さて此所の文は、豺や獺でも、其の恩顧を受ける神を祭るに、況して人たるものはと前文にかへり、彌神明の恩顧を念ひ、益崇敬の誠意を表せよといふ意である。

餘釋、神恩の廣大なること、神恩に酬い奉るべきこと等は、今更詳言を要せぬ

から、此所にはたゞ、古人の金言二三を示しませう。正木葛に「諸人の、いのるにつけて、安き世も、猶やすかれと、神や守らむ」一首の意は、豫てより神明の守り給うて、安き御世であるけれども、諸人の誠心誠意を以て祈り奉るに附ては、神等もいよいよ安かれと守り在すであらうといふ意、拾塵集に多々良政弘もすれば、人はおこたる、神垣に、神やときはの、世を祈るらん」一首の意は、天下の泰平ならむことを、天地神明に祈る事は、吾人臣民の本分として、一日片時も怠るべきでは無いけれども、種々の事柄にまぎれて、兎もすれば人間は忘れる事もあらうが、神等は之に反して、常に其の鎮ります神垣の内、神等御自親、動きなき御世を、なはしも動きなかれと祈り給ふであらうと云ふことである。玉鉾百首に、「天地の神のめぐみしなかりせば、ひとひ一夜も、ありえてましや」一首の意は、明かである。但し、恵しのしは、助辞あり得てましや、は、有り得べきか、否々あり得べからずと云ふことである。玉櫛に「玉だすき、かけて祈らな、世々の祖祖の御祖の、神のちはひぞ」一首の意は、朝夕心にかけて、代々の御先祖及び其の御先祖の御先祖たる神等の御恩顧を謝しまつり、又其の幸福を與へ給はらむことを祈りまつり申せよといふことである。玉櫛は、カケにかゝる枕辭、おやは古は己を生

み給へる兩親に限らず、遠く祖先までに通じて申したことをば、さて代々の御先祖の元にさかのぼると、即ち神にますることは云ふまでもないのである。

二千八百六十社 延喜聖代官帳書

延喜神名式云、天神地祇、總三千一百三十二座、社二千八百六十一座、前二百七十一座、

延喜聖代官帳書とは延喜式神祇官神明帳に載せられてあるといふことを例の韻を履み字を限るから、かく書されたのである。さて延喜の年代に出来た式の書であるから、延喜式と云ふので此の書は都合五十卷あつて初の十卷を神祇式と云ふて神祇に関する諸事を規定してある。世に式内の社といふのは、即ち此の書に載せられた、二千八百六十一社の内なるをいふ。そして延喜は醍醐天皇の御宇の年號である。本注に見えたやうに、二千八百六十一社を本文には二千八百六十社とあるは、一社違へるやうなれど、それは例の文字に限るから、其の大數を擧げて、むとはそれと知らせた文法である。○前二百七十一座とある前は、住吉三前の大神などの前に同じく神の數をかゝへて幾社といふと同じ程の意で、此所は三千一百三十二座の内神社數は二千八百六十一座で

其の内に相殿に座す神二百七十一座ありといふことを知らせたのである。さて神祇を敬すべき事は上にあつて此所の總べての意は其の崇敬すべしといふ神祇は多數ましますことにて、延喜式神名帳九十の卷に載せられたばかりでも爾々の數があるといふことなのである。尙其の他崇敬すべき神は、次々にも擧げられ、また漏れたのも多くあるけれども、それは及ぼして知らせたのである。

今謹略述神祇徳 授之童蒙勿忽諸

神祇尊重不可妄言而敢述其徳者、欲謝其厚恩之万一也。讀者宜致思焉。童蒙 韻會に童音同獨也。言童子未有室家者也。また十五以下謂之童子とも見えて居る蒙は蒙昧で未だ啓發せないものゝ意。そこで童蒙とは、コトモと云ふ程の意となるのである。○忽諸とは、ユルカセといふ意で、粗忽に等閑に見過すなどいふことである。○神祇尊重不可妄言とは、神祇の御上の事は甚だ尊嚴重大なものであれば、其御上については、輕々しく妄なることをいうて、却て神祇を誣るやうな事があつてはならぬといふことである。○而敢述其徳者云々とは、而るに押して其の神祇の恩徳を述ぶる譯は、せめては其の御厚恩の万

分の一をも御禮返しを爲むと欲してのこと故に此の書を讀むものもまた能く思をめぐらして、軽々しく見過すこと勿れといふ意である。敢は、怖懼用勢、決之辭とあつて、言ふべきか言ふまじきかと懼れあやふんで、さて竟に止めることが出来ず勢を用ひて決定するやうの意である。○前にもいつた如く千字文なほにも代用せしめやうとの用意もあれば童蒙に授くとあるのも然るべき事なれども、一方から云ふと、著者の謙辭である。それは成人は見るに足るまいが童蒙が見て宜しい位のものだといふ意を含めてあるからである。

本居翁の言擧せぬ國にはあれど、まがことこのことあげておたし、言擧す我は「一首の意は、我國は物をうるさく論ずることを爲ぬ國柄なれども、邪曲の議論がさわがしさに止ことを得ず我は論辨す」といはれ、又業平朝臣の「思ふこといはでやたいにやみぬべき吾とひとしき人しなれば」といはれたるなほ思ふに久保翁の心もこれなのである。此所までは本書中序の如きものである。

三神在天造化首の二靈降地群品初。

古事記序云、乾坤初分三神作造化之首。陰陽斯開、二靈爲群品之祖。云々、三神者、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神。二靈者、伊弉諾尊、伊弉册尊也。式山城國乙訓郡羽束師座、高御產日神社、大和國添上郡宇奈太理座、高御產日神社、十市郡目原座、高御魂神社二座、出雲國出雲郡神魂神社、神魂大刀自神社、神魂伊能知怒志神社、對馬國下縣郡高御魂神社、又、神祇官八神中、有高御魂神社、又、淡路國津名郡淡路伊弉奈伎神社、又、近江國犬上郡多賀神社、伊弉諾尊也。紀伊國牟婁郡熊野社伊弉册尊也。又、伊勢攝社有伊佐奈伎宮二座、即此二神也。

冊尊也。式山城國乙訓郡羽束師座、高御產日神社、大和國添上郡宇奈太理座、高御產日神社、十市郡目原座、高御魂神社二座、出雲國出雲郡神魂神社、神魂大刀自神社、神魂伊能知怒志神社、對馬國下縣郡高御魂神社、又、神祇官八神中、有高御魂神社、又、淡路國津名郡淡路伊弉奈伎神社、又、近江國犬上郡多賀神社、伊弉諾尊也。紀伊國牟婁郡熊野社伊弉册尊也。又、伊勢攝社有伊佐奈伎宮二座、即此二神也。

三神在天造化首とは本注にある如く古事記の序文によつて文を作されたものであるれば、今は其の出所の本注について説明せう。二靈云々も同じ。○乾坤初分三神作造化之首、乾坤は天地といふやうな事で、三神は本注に在るが如く、造化は漢籍に天地陰陽の運行によつて万物の成り出づるを云ふ。さて此の文章によると天地が分れて、それから後に三神が生れ出でたやうであるが、そうでは無い。天御中主神は天地が分るゝ以前ばかりでなく、天地となるべき分子さへ無い其の初から在したので、此の神は初めと云ふこともなく終りといふこともないのである。天地間に始終本末のないものは神明でも、動物でも、また植物でも、一切のものを論せず、此の神一神に限ると知るべし。さて此の神の功

徳によつて、高御産靈神、神皇産靈神が生まれまし、ついで天地開闢といふ順序になるのである。尙詳しく言ひたいが、煩はしいから略く。○陰陽新開二靈爲群品之祖、陰陽とは女男と云ふやうな義である。此の二神が形跡を現し給うた男女の初めで高天原から此の國に降つて、万の物(群品)を生み成し給うたのであるから、爾云ふのである。さて此の處には、たゞ地に降るのみあるけれども、後に伊弉諾尊は天に昇られて日若宮に鎮り給ひ、伊弉册尊は豫美國に出ましましたことは、古事記や日本紀などに見えてある。そして此所は二神が此の土に降つて建て給うた功徳を稱へたまでである。○式云々、式とは延喜式である。山城國なる高御産神社、大和國添上郡なる同神社は、共に(大)月次、新嘗とあり、十市郡にあるのも同じである。出雲國なるは皆(小)とあり、對島國なるは名神、大とあり、神祇官八神の事はまた下にいはう。淡路國なる伊弉奈伎神社は(名神、大)とあり、今官幣大社である。近江國なる多賀神社も今官幣中社で、紀伊國なる熊野神社は(名神、大)とあり、今、國幣中社、伊勢、攝津と云ふのは伊勢神宮攝津といふ意である。○此の神等の御名義の大要を述べやう。詳しくは他に就いて御覽あれ。天御中主神とは、天の真中に座まして、万物を主宰り給ふよしで、高御産靈

神とは、高は高く、顯はるゝ意、産靈は万物を産出し給ふ奇靈の徳が在しといふよしである。神皇産靈神は、高に對して隠れたるよしなので、産靈は、上に同じ事である。神魂大刀自と申すも、神魂伊能知努志と申すも、皆別の御名で、大刀自トシは、戸主の義である。此神は相誘うて夫婦の道を初め給うたのである。餘釋、天之御中主神は、漢土では上皇太一とか、上々大乙とかいひ、高皇産靈神をば、漢土では盤古真王と、神皇産靈神をば、漢土では大元聖母と、天竺では大梵自在天神と、伊弉諾尊をば、漢土にて天皇氏とも、天皇大帝とも、又昊天上帝とも、天帝とも稱し、天竺では帝釋天とも、天帝ともいふ事などは、平田翁は詳しく論辨せられてある。○日本紀顯宗天皇の御卷に、月神の御託宣あり、高皇産靈有預鑄造天地之功と、鑄造と申すは、鍛をイカタに入れて、物を鑄造することで、天地を造り成し給うた事を譬へて云うたのである。其の外ムスビの神の御神徳の物に見えてあるもの、また先哲の議論あることなどは、今一々擧ぐるに遑ないから、此の一例で、其の御神徳を悟り、又推して御中主神の御功徳を思ひ知つて、貫ひ度いのである。例の金言一二を擧げて、参考の便に致しませう。後村上天皇の御製に、行末をおもふも久し、あまつ社國つやしろの、あらひひかぎりは一首の意

は明かである。後九條内大臣基家郷神ころは野をも山をもつくりおけ人にまことこの道をふゆとて「一首の意はまた明かである。玉銚百首に二柱みおやの神が玉銚の世の中の道はじめ給へる」ふた柱とは、諸冊二神のことで玉銚は道の枕詞世の中の道は人の行ふべき大道である。夫婦の道を初め給ひ、群品の祖で在す事などは既に云うた。總ての意は明かである。よく分つて居る。又天の下あをひとくさの朝夕に御かげとよそる道はこのみち「よそるは寄るといふやうな意で、一首の意は明かである。但し、もし萬の一にも此の道を踏違へやうものならば人といふ事は出来ず、所謂人面獸心である。謹みて畏るべき事ではないか。

天照大神在天上天、照臨六合功德渠（以上第一解魚の韻を用ふ）

書紀云、伊弉諾伊弉册尊、共生日神、號大日靈貴。一日天照大神、此子光華明彩、照徹於六合之内。二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒。不宣。久留此國、自當早送于天、而授以天上之事云々。

此の本文は本注によつて文を作されたのであるから、本注によつて解きませう。但渠は大なりといふ意である。○書紀云々、書紀は日本書紀のこと、さて此の所は神典中主要の義であり、本注にも抄略して引いて居るから、今は全文

を擧げて注釋を與へ、讀者の參考に供しませう。紀に云、既而伊弉諾伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者一歟。於是共生日神云々。以下本注と同じである。右の文章で、二神の天照大神を生み給うた御大心を知られる。さて古事記及び日本記第六の一書によると、日神の生れ坐し御事は、伊弉諾尊御身滌を爲し給うて清まり竟た所に成り坐る趣で、全く伊弉册尊に關係なくして此所の二神共に生み奉られし由に傳へたとは大に異ふ。此は一方は誤りで、一方の正しいことはいふまでも無い。さて何れを正しいと云ふに、此所に擧げられたのが正傳である。うは日本紀の瑞珠盟約章に、日神の御言に、夫父母既任諸子各有其境。とも見え、古事記にも、須佐之男命の御言に、伊弉册尊出坐せる根の國の事を、妣國根之堅洲國と申されたことが見え、古語拾遺にも、二神共爲夫婦、生大八洲國及山川草木。次生日神月神。最後生素盞鳴神とも、父母二神勅曰云々とも見え、また皇太神宮儀式帳にも、此掛卷畏天照坐大神月讀之神。二柱所稱伊弉諾尊伊弉册尊共爲夫婦合所生神と見えたるを初として、其外日神月神の伊弉諾伊弉册二神を父母として仰ぎ給うたこと多く、且道理上から考へても、まことに然あるべきことである。尙詳しく云ひたいけれども、紙數に

限あるから略した。○日神とは天の日を知しめす義を以て稱へ奉つた一つの御名である。○大日靈貴といふ御名義は、大は尊稱言、日をヒルといふは、夜をヨルといふに同じことである。ルは口に通ふ助辭で、萬葉には、夜をヨロというてある。今も中國では然いふ。驪は女の義で説文に、驪は貴女字也とある。意を借りたのである。此の大神は女神でないなどいふ論もあるけれども、今は略す。貴は大己貴のムヂと同一親み尊ぶよしで、皇親のムツ、また陸のムツ皆同言である。○一日天照大神 本書には、一書云とある。其の義である。さて御名義は天を照らすと云ふとは少し異うて、天に坐て照り給ふといふ意と心得て差支ない。テラスはテルを述べていふ古言、大神と稱へ奉れるは、甚々御尊さの限りなきを示したので、古語拾遺に、天照大神者惟祖惟宗尊無二、自餘諸神者乃子乃臣孰敢抗などとあるやうな所由に依る事である。他神にも大神と申す例はあるけれども、うは其の祭り給ふ因にいふか、又は幣帛などを奉らるゝに就いて崇め申したので、始終に貫いて大神と稱へ奉るは此の大神に限る事である。大神宮といふと伊勢大神に限ることゝもなつたのである。さて古事記、萬葉續紀、式神詞などに、多く大神と書いてあるから大神とあつても、オホミカミと讀み奉る

べきのである。○光華明彩 此は大神體の御光りませることを形容したので、明彩はアキラカといふ程の義である。上古の貴き神の御光り美しくませる事は古書に多く見えてある。然るに儒者どもが、大神の明彩を形容したのであるなどと言ふのは、聞くもうるさい説である。○六合は、天地四方のこと。古訓にアマツチとあり、○吾息の息は子といふ意である。○靈異之兒、古訓にクシビニアヤシキと訓んである。さて二神の御心には、唯其の生み成し給うた大八洲國及山川草木を統る神をと思はし凝して、生成坐せるが中に、天下をしるしめす計の神には坐さず其の大御光輝の麗しく坐して天地の内に照り徹らせたから如何なる所由に依つてかゝる大御子は生坐したであらうと、御自親さへ怪しみ奇しびに思はしめしたのである。此の御語にても、天照大神の如何に尊くましますかを思ひ奉るべきことである。○自常早速于天、自は固の字の誤りであらうといふ。天は即ち高天原のこと。○天上之事とは、高天原の御政事のことである。

餘釋 此の條は神典中最大主要の御事であるから、いさゝか注意をして置く。二神の大御詞に、何不生天下之王者、歟と詔り給うたことを今謹んで考へると

一巨り見奉れば、専ら此の國土の主君を生み給はむとの御事のやうに聞える
 けれども、さうでは無い、此は此の國土のみに限らず、いど、廣い御詞で、實は
 天上天下海上地下に亘つた御事である。抑二神が最初天神から、此の漂へる國
 を修理固成との大業を事依さ、れ給うた詞の此の漂へる國とあるのは、天上
 天下地下にまで亘つたものである。もし然でないとしたらば、いかでか今私に
 大御神を天に送り奉つて、天下の御政事をば、御授けあるべき、御授けならぬ
 である。又次に見わたやうに、素盞鳴尊をば、根の國にやらひ給ふ事のあるべき
 決して無いのである。然るを古傳は此の國土を以て主としたから、前にも漂へ
 る國とあり、此所にも天下の主と云うて、専ら天下の事のみを取り出して、天上
 地下の事には及ばないのでありませう。であるから、此所に天下之主とあるのは
 天上天下海上地下にまで亘つた甚々廣い御旨意と見なければならぬのであ
 る。ざるをたゞ本文の文字にばかり拘はつて見やうなら、恐しや、二神また天照
 大御神をも、廻ひ奉るべき説もおこるであらう。さて天照大御神の尊く坐さし
 て、其の御徳の廣大無邊なることは、前にも段々述べ、また皆人の知つて居る事
 でもあるから、此所にて總て漏らしたのである。以上本文の終の文字なる餘魚

書諸初渠は、皆魚と云ふ内の韻字である。これから下、更に韻を轉じるから、以上
 を第一解とす。

進雄安忍治根國、八雲神詠歌源。

素戈鳴尊勇悍以安忍、且常以哭泣爲行。故二勅曰、汝甚無道、不可以君
 臨宇宙、固當遠適之於根國矣、遂逐之。尊到出雲之清地焉、於其處建宮
 歌之曰、夜句茂多菟、伊都毛夜霸餓岐、菟磨語味爾、夷霸餓枳菟、俱盧、贈
 廻夜霸餓岐廻。

此の段も、本註に詳しいから、まづ本註を解釋す。○素盞鳴尊、此の神は、天照大
 御神の弟君にましく、後に月界の大主宰とられた。月讀命と申すのは、此
 の神の又の御名で、御名義は、スサは進む意で、狹勇まします由、ノヲは之男で、男
 は男の尊稱である。本文に進雄の二字に書かれたのは、意を得て文を作された
 のである。○勇悍以安忍、勇悍は進み猛き意、安忍は古訓にイブリと訓みて、憤
 はる状である。○常以哭泣爲行の、哭は聲を立て、なくこと、泣は涙を出して
 泣くこと、此は素盞鳴尊故あつて、常に泣くことばかりを爲事とし給ふと云
 ふ意である。○二神勅曰とは、伊弉諾伊弉冊の二神の仰せにはと云ふ程の意で

ある。○不可以君臨宇宙の宇宙は、天地四方のことで、前段に六合とあると同じ此所の總ての意は、此の地球上の君主となるべからずとの意である。○根國、黃泉國とも書いて、此の大地の底に在つたから根國といふたので、後に切れ離れて今の月界となつた國である。○清地は出雲國大原郡須我山といふ處がそれである。○夜句茂多菟、此より歌の解、八重垣立つにて幾重にも雲のたち重なることである。○伊都毛夜爾、岐は、出で雲八重垣にて、出でたる雲が幾重にも重なるつて、垣のやうであると詠み給うた。さて國の名の出雲も此の御歌から出たのであるが、この出雲は、まだ國名ではないのである。○菟磨語味爾は、夫妻隠にて夫婦隠る料にといふ意で、ソマとは夫婦の事。○夜爾、菟菟俱廬は、八重垣造るにて立ち上つた雲が幾重も重りたる垣を造りなしたといふこと。○贈、夜爾、岐、廻は、夫婦隠る爲の八重垣よといふ意で、ソノは上のソマゴミ二の句を承けたのである。ソハヨといふと同じ。一首の意は、今吾が宮を造るに、かく八重雲たち上り棚引くまで、其の雲の八重垣を作るは、吾が夫婦のこもり寝る爲に、八重垣を作る事であることよと宣り給うたので、本文に見えたる如く、實にこの御歌は、三十一字の始である。さてこの段は、日本紀によつて文を作された

が所々から抜き取られたのであるから、治根國と云ふより下續きがたい所がある。今左に大体を通釋せう。

伊弉諾伊弉冉の二神素盞鳴尊に、此の地球の主宰せよと仰せられたが、尊は故あつて、其の仰を好み給はず、常に泣き悲んでましく、たから、二神の更に仰せらるゝには、汝は甚だ道理なきことをするによりて、此の地球即ち宇宙に君とあらず、根の國に適ねよとて、遂ひに尊を逐ひ給うた。さて尊は種々の艱難辛苦を嘗め給うて、竟に出雲國に到りまして、柿稻田姫と御夫婦に御成り遊ばす爲に、清と云ふ地に宮殿を建て給ふ時に、雲の起ち上るを見給うて、御歌を讀まれたが、其の御歌は、やがて三十一字の始となつたといふ意である。さて又其の根の國に適ねと仰せられたは、御詞の上から見ると、たい御怒の餘りに追放されたやうであるけれども、然うではないので、實は根國を主宰し給ふこととなつたのである。また父母の神等の最初御命令あらせられた、此の國土を御主宰にならず、哭泣し給ふことは如何にも御不孝のやうに聞えて、一旦如何はしいやうであるけれども、深く考へ奉ると、大に謂あることである。今其の一端をいはうに、尊の天上に昇り給うて、天照大御神と共に御誓約をして、天皇陛下の御先

祖とまします、吾勝尊を生み給ひ、また此の國に御下り遊ばされては、諸外國を
 も經營し給ひ、殊に本書にも見ゆたやうに、蛇を斬り劍を獻られ、これは次に云
 とまた前にいうた如く、櫛稻田比賣と御夫婦になりて、大國主神の御出生にな
 るべき基を開き給ふなどは、皆此の國土の爲である。此の如く大君主とましま
 す、天皇陛下の御先祖を生みましました種々經營し給ふなどは、皆此の國土の爲
 であつて、言はれ父母の神等の君臨宇宙と御命令遊ばされし御事業中の一に
 わらぬはないのである。うれで目前にこそ御主宰は遊ばされぬ、其の實は何れ
 もく父母の御志を承け給ひ、繼ぎ給うた御事業で、所謂神世の幽契中吾人の
 測りしられぬ甚だ恐く尊い御業と申すべきである。故に今かく其の意を得て
 大略を擧げて文を作されたものであるから、讀者よくく注意して唯々本文
 の上のみには拘はり疑を起してはならん、尙此の事については言ひたい事は多
 くあるが、煩はしいから總て略することにした。

斬蛇獻劍號氷川 箱茅除疫稱祇園

素盞鳴尊、自天降到於出雲國簸之川上。其處有香人、大蛇、尊乃斬之。至
 斬尾時、劍刃少缺、割而觀之、則尾中有一神劍、乃上獻於天神也。見書紀。

北海武塔神借宿巨旦將來不借、又乞蘇民將來許之、以粟莖爲座、以粟
 飯爲饗。其夜大疫流行、除蘇民家皆遭殃亡、神乃以茅輪與蘇氏曰、吾是
 速進雄神也、後世有疫則汝蘇民將來子孫、以茅輪應著之、得免見備
 後風土記及記書築瓊等式云、武藏國足立郡氷川神社、乃祭素盞鳴祀
 也。又祇園社所祭武塔神也。按此社本自播磨國廣峰移之。國史貞觀八
 年七月十三日、授播磨國無位速素盞鳴神從五位下、蓋是也。

此の本文も亦本註を解釋すると意義分明であるから、直に本註を説き明さう
 ○素盞鳴尊自天降到於出雲國簸之川上、簸之川上は、出雲國大原郡なる簸の
 川上といふ意である。さて此の文によれば、天上より降りて、直ちに此の所に來
 り給へるやうにも聞えるけれども、然ではない次に見える、備後風土記の事な
 るであつて、後に此所に來り給うたのである。然るに此の事を先づ擧げられたの
 は、本文を作されし都合によられたので、本書には此の例が多くある注意しな
 いと思ひ違ひする。○有香人大蛇、此の大蛇は、八岐大蛇というて、脚摩乳手摩
 乳の女を執り呑みて、恐るべき大蛇なることは、人の知る所である。○神劍は、日
 本紀にアヤシキツルヤと訓んである。して見ると此の神の字は神明といふ神

の意ではなくて、易に陰陽測られず之を神といふとある如く、怪しく測り難い
 劍といふ由に見るのである。此は所謂草薙劍で、今熱田神宮に御鎮坐おつて、實
 に古から奇々妙々の靈徳ある神劍である。○乃上獻於天神也。此所の天神と
 は天照大御神を指したのである。さて乃上獻すとあるから、此の時直に奉られ
 たやうであるけれども、そうじやない。此は年月を経て根國に出でます時にの
 予み上獻られたのである。これには議論があるけれども、さて此所までの大意
 を解くと、素戔鳴尊天上から天降りまして、所々を巡り給ひ出雲國なる簸の川
 上に到りませる時、其の處に入岐大蛇とて、人間を呑む恐しい大蛇が居つた。尊
 やがて之を斬り殺し給うて、さて尾を斬り給ふ時にさしもの名劍たる天の羽
 や斬といふ劍の刃少しく缺けたから、怪しみて其の尾を割りて見給うたら、尾
 の中に一の神劍があつた。其の劍を御許に置き給ひましたら、種々な靈異の事
 があつたから、此は私にすべきものでないとして、後に天照大御神に上げ獻り給
 うたといふ意である。文中、をを加へたのは本文の表にはあらはれないのを
 意味を敷衍したので、後皆、をを加へたのは其例である。○北海武塔神
 (此所からは備後風土記の文。此は素戔鳴尊を申したので、北海とは此の神は三

韓即ち今の朝鮮の方に出まして、其所から歸りましたとき、我國より彼の國は
 北方に方るを以て、北海と申しあげたのである。武塔はタケアラキと訓むべし
 といふ事である。御名義は、武荒君か、此の神の武雄にませる事は上にもいうた
 通りで、此文は、備後風土記の疫隅郷の所にある。○且且將來、蘇民將來は、コタコ
 ムンニコムと訓むのだといふ何れも外國より歸化した人種であらう。上古か
 ら外人の歸化した例は古書に多く見えてある。○其夜云々、此の文によると
 宿を借られた夜のやうであるけれども、そうではなく、釋日本紀七の卷の風土
 記を引いた條を見ても、最初宿り給ひ、さてうれから外國に出でまして種々の
 事を遊ばされ、御歸の途すがら立ち寄りて再び蘇民將來の家に宿り給うて云
 々の事があつたのである。○茅輪は茅を結んで輪としたものである。○此の文
 の大意は、素戔鳴尊天から降りまして、備後國沼隈郡疫隅郷に到りて、宿を巨且
 將來に乞ひ給ひしに、借しまつらず、また蘇民將來に乞ひ給ひしかば、御受を申
 し、田舎のことにて、粟の莖を以て敷物と爲し、粟をかきぎて御食物として奉つ
 た。さて尊はうれから外國に行かれ、年を経て歸る途中再びかの家に宿り給うて
 其の方の家には、如何なるものが居ると尋ね給うたから、男女の子供の居るよ

しを答へ申した毎の仰せらるゝには、されば茅輪を造りて腰につけさせよと。さて其の夜疫病大に流行して、蘇民の家を除く外は皆禍にかゝり、或は病み、或は死亡した。母始めて御名を御名乗遊ばされて、後世疫病があつたならば、汝の子孫茅輪を以て腰に着けよ、さすれば其の禍を免れると仰せられたといふ意である。本書と異同あることは前にいうた通りである。さて此から出雲に出で、まして前段の御事共にあつたものと知るべし。今備後國沼隈郡鞆町に鎮ります國幣小社沼名前神社(式内)の御一坐は尊である。維新の前までは、疫隔祇園宮と申した。式云武藏國足立郡氷川神社の式云とは、延喜式に載せられたるといふ意。此の社は、今北足立郡につきて官幣大社である。○祇園社、維新後は八坂神社と申し奉る。山城國京都市に鎮りまして、官幣中社である。祭神は素戔嗚尊、稻田比賣命、八柱御子神である。○此社本自播磨國廣峯移之。此の事は廣峯宮の社記等を始めて他書にも見えてある。峯相記によると、此の廣峯の宮は、吉備大臣飯朝の際に勧請したものである。

餘釋：本書に載せられたる、素戔嗚尊の御神徳は、其の一旦を示されたまで。此の神の天照大御神に續ぎて尊くまし、其の御功德の廣大なることも、今

更言ふまでもない。また此の神は月讀命と同神にすすくことは、平田翁の詳しく論せられた通りで、久保翁も其の説に従はれたのである。故に本書には別に月讀命の御神徳を擧げなかつたのであらう。○今の世に六月の大坂に大なる茅輪を製りて之をくもりて、罪惡を赦ふことがある。此れ此の風土記に見えた古事に因んだものである。此は序であるから、いうておく。

龍田兩神是風伯、吹二掖朝霧一期二幹坤。

伊弉諾尊曰、吾所生之國、唯有朝霧而盡滿之哉、乃吹掖之氣化爲神号曰級長戸邊命、一曰級長津彦命是風神也。式云大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、稱徳天皇紀云、神護慶雲三年七月、奉幣於二五畿内風伯、按風即風神也。

龍田兩神是風伯、龍田の事は下に云ふ、兩神とは下に見えた天御柱命、國御柱命である。亦の名を志那都比古神志那都比賣神とも申す。また龍田比古龍田比賣神とも申す。風伯とは本註にも見えて、如く風の神といふことである。○吹掖朝霧朝乾坤、吹掖朝霧は次にいふ、朝乾坤とは、天地を清明にすといふ意。乾坤は天地で、上に六合とあり、宇宙とあるも、皆同じ事である。さて二句の總ての

意は伊弉諾尊が朝霧を吹き撥はして龍田の兩神生れ給ひ其の兩神の御功徳
 で乾坤の清明になつたといふ意である。○伊弉諾尊曰吾所坐之國唯有朝霧而
 云々、此の本注は書紀の一書によつて文を作されたのである。さて此の事實
 は前段よりは遙以前のことで朝霧とはただ霧のことであるを霧は多く朝
 たつから朝霧といふのである。蒸滿之哉とは霧の幾重にも棚引いて大空にホ
 ボクしく闇がちなるをいふのである。今の世にはカヲルとはだゞ香の事に
 ばかりいふけれども古は香にでも烟にでも霧にでも總て棚引き廣がる物は
 皆かくいつた吹撥之氣を書紀にフキハラフイキと訓んである霧の甚しく立
 ち込めたのを極々強く口で吹きはらはれた其の御息にといふ得である。○化
 爲神を同書にナルカミと訓んであるから御出來になつた神といふ意に見る
 のである。此の書に文字の儘に訓まれたのを以て思ひ違はないやうにありた
 り。級長戸邊命一日級長津彦命の一日を同書には亦曰とある此の書は山陰の
 説によつて改められたやうだけれども尙本書のまゝでもよからうとおもふ。
 級長戸邊命また級長津彦命とも申すと云ふ意さて級長は息長の意でこは息
 の古言である。此は息を長く吹き給うたによつて生りませる神であるから直

に御名に負ひましたのである。戸は所で亦の御名の津と同じく風氣の常にあ
 る所をいふのである。邊はミに通ふ言で、モヲの義亦の御名の彦は男神の尊稱
 されば此の御名は風を主宰し給ふ由である。御息やがて風となつたから、シナ
 即ち息長とは正しく風の事となるのである。此の所の大意は伊弉諾尊等二
 人して生める國は霧のみ多く立ちこめて鬱陶しとて御息を長く吹かれた所
 が、其の御息によつて級長戸邊命また御一名を級長津彦命と申す御子御生れ
 遊ばされ、これやがて風の神で、此の神の御徳により、乾坤もはがらかになつて
 今に空氣のよく流通する事になつたといふ義である。○式云云々この龍田坐
 神は今龍田神社と申して官幣大社である。○五畿内風神とある五畿内は山城
 大和和泉河内攝津の五箇國である。奉幣とは幣帛(御備物)を奉ることを云ふ。
 餘釋 右の如く風神は男神であるけれども、又御分身になれば比古比賣の二
 柱に御成遊ばすことである。其の時の御名を以前に申すことと天御柱命國御
 柱命とも志那都比古志那都比賣神とも龍田比古龍田比賣神とも申す。一神が
 御身を分けて二神に成り給ふと云ふことは今の人は疑ふけれども神の御上
 には甚だ多い事である。其は速秋津日子命は一柱であるけれども其の分身の

ときは男女二柱になりまして河海に依りて持ち別けて御子をさへに生み坐るやうである。然るに淑長戸邊命と申す邊を女の意に思うて最初から二神のあれましたやうに思ふ人もあるがこれは誤りでせう。古事記にも書紀にも御出生の所には皆一神にしてある。ですから此の書に龍田の兩神とあらは、御分身の御上を指されたものと見なければならぬのである。

久久廼馳爲木祖、草祖野槌主郊原。

木祖句句廼馳、草祖草野姫、亦名

野槌、草生於野、故草神亦主野。

久久廼馳爲木祖とは久々廼馳神は木の御先祖であるといふ意である。さて久々は莖と同音で、木のクツクツと延ぶ状を云ふのである。ノチのノは助辞サは尊稱言である。されば此の神は木のクツクツと延ぶことを守り給ふので御名に負うた。平田翁は此の神を豐宇氣比賣神の幸御魂神とせられた。○草祖野槌主郊原とは草の始祖は野槌神で、此の神は郊原をも主宰し給ふといふ。郊原は野原といふやうなことで、さて野槌の野は字の意、ツチはノチといふと同也。ツチはク、ノチのノチと同也である。○本註なる草野姫は古事記に野は神となる

カヤとは古すべて屋を葺く草をいつた茅をカヤと云ふは後のことである。野の神の御名に負ひませるから、野の主となるものは草で草の用は屋を葺くを以て主とするからである。本註に野槌神は草の祖で、草は野に生ずるから此の神また野をも主り給ふといはれたのは書紀に草祖とあるによつて文を作られたのである。けれども如何であらうか、尙古事記の傳によつて此の神は野の神であるが野には主と草があるから、やがて其の草をも主り給ふのであると見る方がよろしからう。但し何れにしてもつまりは一つになるのである。さて祝詞によると久々廼馳神と此の草野姫神またの御名は野槌神とを合せて屋船神と申してあつて、屋船神は家屋の神である。

滄海少童山山祇、速秋津日守水門。

書紀云、少童此云和多都美、大綿津美神、亦名豐玉彦、是海神也。大山祇神、是山神也。速秋津日子、速秋津姫、是水戸神也。式云、筑前國那珂郡志加海神社三座、伊豫國越智郡大山積神社、又海神社猶多載之。今不悉引、又、伊勢縣社龍原宮速秋津彦命、並宮速秋津姫命、見倭姫世記。

滄海はウナハラともアラウナハラとも訓ひハラは原の義で、原とは都て廣い

所をいふ稱である。○少童は本註に見えたやうに、ワタツミと訓みて、大綿津見神、ワタは海で、海は渡り行くものであるから、ワタ(渡)の意とはいふのである。ツミのツは、ノに通ふ助辞、チは例の尊稱である。また一説にツミはノモチの義で、ワタツミは(渡)を持つ義で、持つとは主宰することであるといふのも、又然るべき説である。少童と云ふ文字は、神武紀には海童とも書いてある。博物志に西海神童、張華詩有海童遊、鮑注云海神也とあり。山陰と云ふ書にかゝる漢籍の名をとり用ひられたのは、心よくない書さまで、漢國にはかやうの神等を輕んじて、卑しい物のやうに思ふならひであるから、其の名をとりて書いては、自ら神を輕しむる心になるわざである。と云はれたのは、實に然るべき事である。○山祇は本註に見えてある如く、大山祇神で、大山は字の如し、大は尊稱で、山を主宰し給ふから御名に負ひましたのである。ツミはワタツミのツミに同じ、さて以上の文意は、滄海をば大綿津見神の主宰し給ひ、山をば大山祇神の主宰し給ふと云ふ意である。○速秋津日は、本註なる速秋津日子、速秋津姫の二神を申したのである。此の神は伊邪那岐命の阿波岐原で、ミソギを爲し給うた時に、生れさせる神で、菘を奪り給ふ神である。うれであるから、御名の秋は清明意にて、罪穢を菘ひ

清めて、清く明らけき由から、かく御名に負ひませるのである。また開くことア、クといへるから、水の門口の塞がらぬやうに開け給ふ由から、負はした御名であらうとも云ふ。○水門は水の門で、水の海に注ぎ入る戸口である。○豊玉彦と綿津見神を申せることは、潮干玉、潮満玉を持たせ給うてからの事だといふ。此の玉を持ち給うたことは、神代紀の下條に見えて、人のよく知つてをることである。から今は、煩はしくはいはいはぬ、またたも稱へた御名であらうとも云ふ。玉も以て稱へた例は多くある。○筑前國那珂郡志加海神社三座は、或は糟屋郡とも見えてある。うれは初は糟屋郡であつたが、後に那珂郡となつたからである。志加をしがと濁りに唱ふるは、後世の誤りで、古はシカと清みて訓んだのである。○伊豫國越智郡大山積神社は、今は大山祇と書きまして、國幣中社である。○海神社は播磨國明石郡に國幣中社がある。又隱岐國にもある。同國のはワタスと訓じ、海住の心か、また對馬國上縣郡にある國幣中社海神々社も御同神である。○伊勢攝社瀧原宮云々、倭姫世記には、かく記されたけれども、式及び儀式帳に大神遶宮と有るから、此は後人の加筆であらうともいふ。

通安是土金山金、問象主潤香雷燐。(以上第二解元の韻を用ふ)

土神 埴安姫、金神 金山彦、金山姫、水神 罔象女、火神 軻遇突智、亦號 火彦
 靈神 並見 書紀及古事記 罔象 此云 美都波式云、大和國十市郡 畝尾坐、
 健甕安神社、河内國大縣郡 金山孫神社、金山比女神社、阿波國美馬郡
 美都波能賣神社、丹波國桑田郡 阿多古神社、今作 愛宕、是火神也 仲山
 社 今稱 南宮、世俗 或以 讚岐國 金毘羅社 爲 金山彦者 妄也。

埴安是土金山金といふも埴安姫神は土を掌り給ひ金山彦金山姫神は金を掌り給ふといふ意である。埴安の名義は埴黏であるといふ、チヤスは俗にチルともコチルとも云うて、泥物を作ることと土を掌り給ふよりかく御名に負ひませるのであると心得ていゝのである。此の神を古事記には彦姫の二神としてある。○金山彦金山姫は金の屬を掌り給ふ神であるから、かく御名に負ひませるので、金は山にあるものであるから、金山といふたのである。○罔象は書紀に罔象女とあるを略して記したのである。本註にある如く、ミツハと訓ひ、古事記には彌都波能賣神と書いてある。名義は水生にて、水を産出し給ふ意、ハはもと物を分の意の言であつて生ずる意にも用ゐるは常の事である。さて水を多くはミツと濁りていふけれどもミツと清みて唱ふるのが正しいのである。罔象と

いふ文字は、史記に水之怪龍罔象白澤圖に水之精名罔象なとある。所から採つたのである。かゝる文字を用ふることのよろしからぬことは、上の少量の所にいふ通りである。○主潤とは水は都て物を潤すものである。から水を掌り給ふ其の用を示して、かく文をなされたのである。○香雷は軻遇突智(書紀の文字)と本註にある神である。また火雷とも火之迦具土とも書く(尚種々の御名が多々あるけれども煩はしいから略く香雷とは漢風に文字を借用ひられたまへること)で、名義はカクは赫と云ふ意、ツチのツはノに通ふ助辞、チは例の尊稱である。本註に又の御名を火彦靈神と号すとある。彦は産の誤字であつて、ホムスと訓ひべし、火は都て物を産出す材料の主となるものだから、殊に産靈と云ふ名を負ひ給うたのである。ムスビのことは上にいへり、○燧とは火は物を燧ものであるから、火を掌り給ふ用を擧げたことは、上の主潤の例に同じである。○式云々は其の意明かである。但し愛宕は古くアタゴと訓んだが、後にはヲタギとも訓みならはしたのである。○俗或以 讚岐國 金毘羅社 爲 金山彦は、妄説なることは、本註にもことわられた如くなるが、此は彼の本地垂迹論者が金と云ふ文字について、縁もなきことを云ひ出でたのを、俗間に流布したみだ

りことである。金毘羅と云ふ字も普通に用ふるによられたのであるけれども正しくは金刀比羅と書くのである。名高き社であることは世の人の知つて居る通り。

人生所頼在衣食、保食神恩那得忘。

保食神身生五穀牛馬及桑蠶是蓋衣食之原也。保食此云宇氣母智伊勢國度會宮豐受姬命大和國廣瀨郡廣瀨坐若宇迦能賣神社山城國紀伊郡稻荷神社倉稻魂神皆國神也。説見古史徵及傳。

人生所頼云々那得忘とは人間の此の世に生活してゐるに頼とするものは食物と食物とより大切なるものは無いのであるから其の食物食物を掌り給ふ保食神の御恩徳は一日片時たりとも忘るることが出来やうか否々決して忘れることは出来ないといふのである。保食のツケは食物の事で持は其の事を一身に負ひ持ちて掌り給ふを云ふのである。私記に言は保持食物之神也とあるにても御名の義は覺られる。○保食神身生五穀牛馬及桑蠶とは舊紀古事記等に此の神の鼻口また尻より種々の味物を取り出で給ひまた殺されまし、後に眉の上に蠶と桑木と生り目に神生り腹に稻種生り陰所に麥また大豆小豆生

り、項に牛馬の生つた由なきの見えることをいはれたのである。さて五穀とは稻粟麥稗豆を云ふ桑と蠶とは衣物の料であることは云ふまでもないことである。○伊勢國云々は是れ即ち外宮の大神であることはいふまでもなく皆人の知る所である。○廣瀨坐若宇迦能賣神社は今廣瀨神社と申して官幣大社である。○稻荷神社は世の人の知れる伏見の稻荷神社である。これも官幣大社で、イナリは稻生の義である。さて稻荷と云ふと狐のことを思ひ起す俗間のならひであるが、此は弘法大師(即ち空海と云ふ真言の僧である)が作り初めた妄説で辨する價值も無い事である。○倉稻魂神は保食命の御一名なり。クラとは古くは都て物を置くものをいうた名で、此は冬になつて稻を蔵めた後に御魂を幸ひ給ふ由の御名義であるといふ。又倉は食の字の誤であらうかともいふ。○古史徵及傳とは古史傳をいふのである。

水分致雨致旱魃、大雷示威殺野魃。

天水分神、國水分神、是施雨之神也。式大和國吉野、宇蛇、葛木、都所等、有水分神社。水分此云美久麻理、後世訛訓美古毛利、遂爲三復胎之義。大非古義也。野魃者、魃也。烈日照地、則虫生稻枯。雷神示威、水神致雨、蟲死稻

活式云、和泉國大島郡、大雷神社、越前國丹生郡雷神社。

水分は本註にある如く天水分神國水分神を申すのでミクマリは水分配の義で雨を降らし、水を施し給ふ神である。○致雨とは雨を降らすことで、○早魃はヒナリのことである。○大雷示威とは雷神の鳴りはたゞくことで、雷の鳴るはいと恐ろしい畏れしいものであるから威を示すというたのである。神代記に迦具土神の御骸の一段に大雷神の生りませるこゝろが見えて居る、イカツチのイカは殿の意でツチは例のノチである。○好妨は本註にある如く蟬のことである。蟬はイナムシと訓ひ、○式大和國吉野云々は、神名式に大和國吉野郡吉野水分神社、宇陀郡宇陀水分神社、山邊郡都介水分神社、葛木上郡葛木水分神社とある是である。○後世説訓美古毛利云々は、ミコモリのミを身の意に思ひ、コモリを胎内に于のやどりたるに思ひなした説である。○烈日照地則虫生稻枯の烈日は烈しい日、夏の日光は烈しいものであるから然らうたのである。さて虫生稻枯とは文の上から一旦見れば、烈日の地を照す爲に、虫のわき出で、さて其の虫が稻を喰ふ爲に稻の枯るゝとやうにもあるけい、下文の雷神示威水神受雨蟲死稻活とある文に照應して考へると稻の枯るゝは蟲の喰ふのみでは

無くて早魃の爲に枯れしはるゝ意も含まつてあるのであらう。○雷神示威水神致雨蟲死稻活とは、大雷神の鳴りはたゞく給へば、蟬の振ひ落されて死し、水分神の雨を降らし給へば枯れしはらみたる稻の勢よく活き反るといふ意。○式云々は意義聞えたる如く明かである。

鎮魂八神護聖躬、住吉三前濟大洋。

神祇官巫所祭八座、高御魂魂魂、生魂、足魂、玉積魂、大宮乃賢御膳神、事代主神、皇系圖爲、皇帝鎮魂神、鎮神祭所祭蓋是也。住吉三前者、上筒男命、中筒男命、底筒男命、此守海路之神也。式云攝津國住吉郡、住吉神社、四座。書紀私記云、稱四座者、神功皇后坐別殿一敷。

鎮魂八神とは鎮魂祭に祭る八神と云ふ意、八神は本註にあるが如くであるが尙次に注しませう、鎮魂祭の事も下に見ゆ、○護聖躬とは天皇陛下の御玉体を守護り給ふと云ふ意である、但し此の八神は主と天皇を守護り給ふことは勿論なれども吾々の臣民をもかねて守護り給ふ神にまします。○住吉三前も下に注せう、○濟大洋とは海路の往復を守護り給ふと云ふのである。○神祇官巫の神祇官の事は、最初に見えてある、巫はミカムノコと訓ひ、御神の子の義で、神

に仕へ奉る女子と云ふ意、祝詞式には此の八神を祭ることは、殊に大御巫とい
うて他のよりは重んずるよしが見えて居る。○高御魂神魂は上に注した天地
万物を始めて人の身体靈魂をも成し出し給ふ産靈の徳のまします神である。
さて祝詞式を始め他の古書には皆神魂高御神と順序であるがたゞ古語拾遺
のみは高御魂を上にしてある。此の書は同書によられたものでせう。此の順序
にについては議論があるけれども今は云へない。要するに本書の如くあるべき
である。○生魂は生活運動く産靈を掌り給ふ神である。○足魂は不足なく足り
備はる産靈を掌り給ふ神である。○玉積魂は浮れ住く靈魂を身体の中に鎮め
留むる産靈を掌り給ふ神である。或は玉留神とも書く。○大宮乃賣は心の和樂
して憂苦なく靈魂平かに安らかならしめ給ふ神で、此は天宇受賣命の御別名
である。○御膳神は食物の神で、上に見えた保食神と同神で、祝詞には大御膳都
神と申してある。○事代主は皇朝を守護り給ふ神、コトシロは言の信で、此の神
天神の勅命に違はじと仰せられて其の言の信に船を踏み傾けて青柴垣に墮
り坐し、ことありしによつた御名である。さて神祇官にも東院西院の別あつ
て東院は政務を取り扱ふ役所で、西院は神明を齋き奉る場で、其の内に八神殿

があつて右の神等を齋き奉られたものである。○鎮魂祭は毎年十一月に行は
る、神事で、天皇の御璽を鎮め奉り玉体の安全を祈り給ふ祭で、此の祭は神武
天皇の御世に始まつたのだと云ふ。○上筒男命のツ、はツチにてツはノに通
ふ助辞、チは尊稱である。男は字の如く男子の稱で、上と中と底とは海の上下の
場所を指したので、此の三神は伊佐那岐命の海に入りて、身藻を爲給ふ時に生
れました神であるから水の上に浮び渡ぎ給ふ時に生れませるを上筒とは申
したのである。下の二神の中と底とも、これと同じく例して覺るべし。○守海路
之神也、此の神等の海路を守り給う事の證の炳きは、神功皇后三韓征伐の所に
見え詳しいことは、書紀古事記等を見れば知られる。○住吉神社四座は、今官幣
大社である。四座の一社は本註にある私記の説の如く、神功皇后即ち息長足姫
命である。住吉を古くは、スミノエと訓みました。スミノヨシと云ふのは後のこと
である。

奥津彦姫是司竈、木祖稻靈守三宅堂、
奥津彦神、奥津姫神者竈神也。木祖久々運命、稻靈豊宇氣姫命、併此二
神一稱、屋船命、是守家之神也。故大殿祭、祭此二神、詳祝詞式、御鎮座傳記

奥津彦姫とは奥津彦神奥津姫神と云ふべきのを略して云うたことは本註にある如くである。さて名義は置土にて、竈の事であらうと云ふ其は竈は土を置いて製るものだからである。奥津をオクツと訓ひのは俗の訛で、必ずオキツと訓まなければならぬのである。○木祖は木の先祖と云ふ意。○久久運命の名義はク、は莖に同じでクツクとノビルなど云ふと同言で、木の成長を守り給ふ由である。ノチは例の如しである。○稻靈豊宇氣姫命とは本文に稻靈と云へるのは、豊宇氣姫命のことを申したのであると云ふ意である。此の神は上に見えたる保食神、またの御名は御膳神と同神である。○併此二神稱屋船命の二神は、久久運命と豊宇氣姫命とを云ふ屋船とはやがて家の事である(古言に、すへて物を入るゝものを船といふた家は人を入るゝものであるから船といふのである)さて家は主と木と草とで作るものであるから、此の二神を合せて屋船即ち家の神と稱したのである(久久運命の木祖であることは本註にある通りである。稻の葉もやがて草の一種として、多く屋根に葺くものであることは、云ふにも及ばず人の知るところである。○大殿祭は屋船神を祭りて、大殿に災害

のなきやうに祈らるゝ祭である。群しいことは祝詞式の同條に註するからこれで御知りなさい。但し此の祭に限つて、祭の字をマツツとは訓せず、オカと訓むならぬである。○瑞舍の瑞は、ミヅクしさを美めたのである。舍は御在所の意、これも大殿祭の所を見て其の詳しい事は御知りなさい。此の瑞舍も本文の室堂も、共に家のことである。

供御立酒鳴雷主 疫神爲厲國韓攘

立酒水之異名也、式云生氷司坐神一坐、鳴雷神社、又云、宮内省坐神三座、國神社韓神社、大倭神社注進狀云、國神者、大物主神也、國花飛散之時、發疫病、守之鎮止之。韓神者、大已貴命、少彥名命也。爲三顯見蒼生、則定療病之方。令義解云、鎮花祭、謁大神狹井二祭也。在春花飛散之時、疫神分散行厲、爲其鎮遏、必有此祭。按大神者、大物主神、狹井者、其荒魂神也。

供御立酒鳴雷主とは天皇の御料の水は鳴雷神の掌り給うと云ふ意、供御とは天皇の召しあがるものを云ふ。鳴雷神の事は書紀古事記等に見えて居る雷は鳴り渡るものであるから、鳴と冠らせたのである。○疫神爲厲國韓攘の疫神は

俗に疫病神と云ふのが是である。疫とは流行病のことである。さて此の疫神は
 瀧津日神煩主神等の爲給ふ禰事である。厲はタ、リとも訓みまして病をばや
 らすことで圓韓は次にいひませう。攘ふは疫神の厲を攘ひ去らしめ給ふを云
 ふのである。○主水司とは、字の如く水のことを司る役である。但しこの水は主
 と天皇の供御の料をいふ。水とモヒといふのは古言である。○宮内省坐神三座
 云々は、園の神大物主神と韓神大己貴命、少彦名命と合せて三神なる故にかく
 云ふのである。○大物主神は大己貴命の和魂の神である。御名義のモノとは鬼
 神を云ふので、幽世にて神の主宰と申す由の御名である。と心得てよいのであ
 る。さて此の神を園神と申す由は、本註に見えて居るやうである。但し園花飛散
 の時とは、春の末夏の初に百花の散る時にて時候の變りめに乘じて諸病のよ
 くはやる時である。○大己貴命少彦名命云々、此の二神の醫藥禁厭の方を定め
 給うたことは古書に多く見えて、人のよく知る所である。さて大己貴命の御名
 義は多名持にて御名を多数持ち給ふ由である。總て御名は御功徳によつて付
 くるものであるから御名の多いのは、御功徳の大きいことが知られるので
 ある。此の神の御名は五つありとも七つありとも云ふ少彦名の少は、御形の小

くました由である。此の神の形体の小さくました事は、古書に多く見えて居る。
 古言には、多に對へて少きを云ふのみならず、大なるに對へて、小きをもスクナ
 と云つたこと、もうれである。彦名は例の稱言で、顯見蒼生は、ウツシキアヲヒト
 ザヲ訓み、親愛き青人草と云ふ意で、人間を親みて云ふ稱である。青人草とは、人
 間の殖む廣がるのを草の青々と生長するに譬へて云ふ、またウツシキは、字の
 如く顯在なる由で、此は幽冥の神に對へて云ふ稱である。と云ふ説もある。○鎮
 花祭云々は、其の意は明かである。但し鎮遏とは、鎮め止むる意で、此祭とは、鎮花
 祭を指したのである。○按大神者云々は、記者の文義解の文で無い。大神は大和
 國城上郡なる官幣大社大神神社で、狹井は、式に城上郡狹井坐大神荒魂神社と
 ある。是である。但し此は大己貴命の荒魂と云ふとは異ふ。思ひまがはんやうに
 注意して置く。此の荒魂の事については、説があるけれども、煩はしいから省く
 ことにした。

富士木華避火熱、雲見磐長使壽長。以上第三解陽の韻を用ふ。
 大山祇神女、姉曰磐長姫命、妹曰木華。開耶姬命、姊曰而妹美、天孫因娶、
 開耶姬命、磐長姫命、恨曰天孫若不斥妾、而御者生兒永壽、如磐

之常存、今既不然、其生兒必如木華之移落、式駿河國富士郡淺間神社
開耶姬也、俗稱富士淺間、又伊豆國賀茂郡伊波乃比咩命神社、磐長姫
也、俗稱雲見淺間、夫木花容貌雖美、一朝遷轉、磐石形狀雖醜、萬世常存、
自神代而然矣、又開耶姬命無戶室之誓、火不能燒、故至今櫻樹能除疫
熱云云

富士木華避火熱とは富士の本宮に鎮ります木華開耶姫命は火災や熱病を避
けのがる、やうに守り給ふと云ふ意である、詳しいことは本註について註ふ
を御覽あれ、○雲見磐長使、善長とは雲見の淺間に鎮ります磐長姫命は善命の
長かるべく守り給ふと云ふ意である、○大山祇神のことは既に上に云つた、○
磐長姫命の御名義は、磐石の如く長く變らぬ由の稱名である、○木華開耶姫命
の御名義は、サクヤは咲光映で、サキハエとは、花の咲き匂ふを云ふ古言で、櫻の
花の咲き匂ふが如く、御容貌の美しくませるを云ふ打ちまかせて花と云ふと
櫻のことである、○醜とは見苦さを云うて、美とは美麗さを云ふのである、○天
孫は天照大御神の御子孫と云ふ後で、廣く御代々々の天皇を申す稱である、但
しこのは遷々梓命に當らせ給ふのである、○娶るは御后と爲し給ふと云ふ

○磐長姫命恨日云々は文意明かである、但し御とは御后と爲し給ふことを云
ふ、如木華之移落とは、櫻の花の速く移ろひ散が如く御兒の御命のもろくまし
ますであらうと云ふ意である、尙餘釋に云はう、○式云々富士郡淺間神社は今
國幣中社である、○俗稱富士淺間の淺間の文字は、正しくはアサヤと唱ふべき
であるけれども、今世俗ではセンゲンと唱へる、○遷轉とは散ることである、○
無戶室之誓とは、開耶姫命の姪みまし、御子を國神の御子であらうと遷々梓
命の疑ひまし、によつて開耶姫命之を證明さうとて誓を立て、遂に込めて出づ
べき戸口の無い室に入りて、外面から火を付けさせ、其の中で御子を生み給う
たが御母子ともに不難にあらせられた事を云ふのである、詳しい事は書紀、古
事記等にあるから、就いて御覽なさい、○櫻樹能除疫熱此の事は古書に多く
見えてゐる、但し漢國の醫書にも見えてゐるけれども、彼の國の櫻と云ふもの
は、我が御國のと異つて居る、これは思ひまがふべからざることである、
餘釋 此の條の磐長姫命恨日云々は書紀の一書によられたので、古事記には、大
山祇神の太く取て云々と申し給うた由に見えて居る、そは兎に角、此の恨みて
曰くともあるを、單に世の常なる腹立と思ふは大なる非事、其は玉櫛に詳しく

辨じてある、今其の概要を記すと、此の大山祇神の御語と、咒詛の事と思ひ錯る
 けれども、詛言で無い、うは石長姫を召したならば、御壽の長さと開耶姫を召し
 たならば、御壽の短いとを以て、御醫の御下は願くは開耶姫を反して、石長姫を
 止め給はらむとの裡心で、奉つたのを皇御孫命の御命の短さを察して、かくは恨
 醜態を進つたことを大く恥ぢ給ひ、また御子の御壽の短さを察して、かくは恨
 む白されたのである。また磐長比賣の恥ぢ恨みたるも、詛言では無く、父神と同
 く、容貌の醜さを恥ぢて、天皇は更なり、世の人までの壽命の短いことを憐みて
 の語である、されば世人の命の短いのは恥ぢ恨みでの語の爲で無く、天皇の磐
 長姫を反し給うた故である云々、これにて其の道理を辨ふべし、御代々々の
 天皇及び世上一般の人の壽命の長短を大山祇神と石長姫命との一言によつ
 て決したと思ふは、甚しいひがごとく、此は神髓の道理によつて、かくあるべき
 筈なのを、今此の二神のトひ知つたのを以て、其のかる道理なるを恨んだの
 である、此は大切の事であるから、聊か注意して置くのである、○また天皇御一
 人の御事の爲に、天下万世の臣民まで、盡く壽命の長短にかゝるは、あるまじ
 き事であると疑ふ人もあらうけれども、これは淺はかな議論である、世の事万般

の出来事は、何もかも、天皇を本として、それに習ひ奉るのが、世の中の常である
 から、神典を窺ふものは、よく、此の道理を覺るべきである、
 因に、いふ、雲見淺間は、延喜式の頃には、那加郡に屬して居つたけれども、同郡は
 石倉命神社とあるのが、此の磐長姫命であらうと、或人は云ふ、聊か由むば、な
 説であるから、序に書き添へて置く、

座摩、掌井及宮地、磐廬守門、道祖儼、
 式云、座摩、巫祭神五座、生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神、古
 語拾遺云、是大宮地之靈、按生井、福井、綱長井、蓋井神、阿須波、波比祇、是
 大宮地靈耳、又式云、御門巫祭神、櫛石、宍神、豐石、宍神、此即天石、戸別神
 別名、見古事記、道祖此云、佐倍乃加、微、八衢、彦八衢、姫、久那斗三神、是也
 塞於大八衢、防下、退自根、國所來之惡鬼、見于祝詞式、儼者、驅疫鬼之祭、所
 謂道祖祭、疫神祭、四角、四界祭等、皆祀此三神也、

座摩、掌井及宮地とは、座摩の神等は、御井また大宮地を掌り給ふと云ふ意で、座
 摩は井がすりと訓むのである、○オナデまたサスリと訓むは、共によるしく無
 し居が代の義である、代をシリと云うた例は、禮代を出雲神寶詞に、禮自利とか

辨じてある、今其の大要を記すと、此の大山祇神の御語を、咒詛の事と思ひ錯る
 けれども、詛言で無いうは石長姫を召したならば、御壽の長さと開耶姫を召し
 たならば、御壽の短いとを以て、御誓の御下に願くは開耶姫を反して、石長姫を
 止め給はらむとの裡心で奉つたのを、皇御孫命のかく詔へるから其の推して
 醜態を進つたことを大く恥ぢ給ひ、また御子の御壽の短さを難きて、かくは恨
 み白されたのである、また磐長比賣の恥ぢ恨みたるも、詛言では無く、父神と同
 く容貌の醜さを恥ぢて、天皇は更なり世の人までの壽命の短いことを恨みて
 の語である、されば世人の命の短いのは恥ぢ恨みての語の爲で無く、天皇の磐
 長姫を反し給うた故である云々とこれにて、其の道理を辨ふべし、御代々々の
 天皇及び世上一般の人の壽命の長短を、大山祇神と石長姫命との一言によつ
 て決したと思ふは、甚しいひがごとく、此は神髓の道理によつて、かくあるべき
 筈なのを、今此の二神の下ひ知つたのを以て、其のかる道理なるを恨んだの
 である、此は大切の事であるから、聊か注意して置くのである、○また天皇御一
 人の御事の爲に、天下万世の臣民まで、盡く壽命の長短にかゝるは、あるまじ
 き事であると疑ふ人もあらうけれども、これは淺はかな議論である、世の事万般

の出来事は、何をもく、天皇を本として、それに習ひ奉るのが、世の中の常である
 から、神典を窺ふものは、よくく、此の道理を覺るべきである、
 因は、いふ、雲見淺間は、延喜式の頃には、那加郡に屬して居つたけれども、同郡は
 石倉命神社とあるのが、此の磐長姫命であらうと、或人は云ふ、聊か由あるは、
 説であるから、序に書き添へて置く、

座摩掌井及宮地、磐廬守門道祖儀、
 式云、座摩巫祭神五座、生井神、福井神、網長井神、波比祇神、阿須波神、古
 語拾遺云、是大宮地之靈、按生井、福井、網長井、益井神、阿須波、波比祇、是
 大宮地靈耳、又式云、御門巫祭神、櫛石密神、豊石密神、此即天石戸明神、
 別名見古事記、道祖此云、佐倍乃加微、八衢彦、八衢姫、久那斗三神是也、
 塞於大八衢、防下邊、自根國所來之惡鬼、見于祝詞式、儀者、驅疫鬼之祭、所
 謂道祖祭、疫神祭、四角四界祭等、皆祀此三神也、

座摩掌井及宮地とは、座摩の神等は、御井また大宮地を掌り給ふと云ふ意で、座
 摩は井がすりと訓むのである、(キナデまたサヌスリと訓むは、共によるしく、無
 い居が代の義である、代をシリと云うた例は、國代を出雲神賀詞に、神自利とか

ける等にて其の例を知るべしである。さて居が代とは人の居る代今は常に城の字を用ふと云ふ由で宮地の古名である。井及宮地のことは次に云ふ。○磐扇守門道祖禰とは楠石窓神豊石窓神(御名義は次に云ふ)は宮門を守り給ひ道祖は悪鬼等を追ひやり給ふと云ふ意である。○生井神福井神綱長井神は御井の神を三座に分けて稱へたので此れはいはゆる御溝水の神である。井とは今の世には掘りたるをのみいふけれども古へは今の世の堀と云ふものをも井と云うた。この井と云ふも皇城の外面を周れる堀を云ふのである。但し掘りたる井もこれに含まりてはあるのである(名義は生も福も共に美て云ふ稱で綱長は常長の意でこれも美稱である)文字によつて井の綱の長を以て稱へたのだと云ふ説もある。それは綱の長さは井の深さにて深き井の水は大方はよろしいからである。○波比祇神阿須波神の波比祇はハヒイラギミの意でハヒイラギとは今の世にハヒイラギナと云ふと同じく門より玄關までの間の庭を云ふ古言である。阿須波は足揚の意で屋敷の内にて建物もなく下の立ちて歩く所を云ふ古言で此の二神は庭上の神である。○大宮地之靈とは皇城の内の土地を守り給ふ神靈と云ふ意である。其は右の五神は外面の堀と城内の庭上とを守

り給ふ神であるから此の神等を合せて宮地の靈とは申したのである。さて此所に按云々とて御井神と大宮地靈とを二つに分けられたるは少か程かならざるやうである。思ふに此は久保翁の初め井と云ふを今のキナとのみ思ひ深められしよりふとかくは分かれたのであらう。されば後年に至りては此の説を言はれた事はさうません。且古書の際にも合ひがたく思ふから今は按生井福井綱長井、善井神、阿須波波比祇是大宮地靈耳の二十三字は暫く讀まぬ方でもいいでせう。○楠石窓神豊石窓神の楠は奇の意で豊と同一稱名である。石窓とは石真門の意で石とは門の堅き由を云ふのである。さて此は次に見たやうに石戸別神の別名なるを御靈を左右に別けて祭つてからかく二神の如く傳へたのであると云ふ。石戸別神は手力雄神の別名で石屋戸の古事から此の御名を負ひましたことは多く書に見ゆる通りである。○八衢彦八衢姫の八衢は彌道侯の意で道の幾箇にも別れて居る所を云ふのである。其の所に塞りまして根の國から來る悪鬼を防ぎ退め給ふ神であるから御名に負ひませることは次の文に見えてをるやうである。○久那斗のクナは來ナの意トは所の意で、こゝより根の國の悪鬼の來など云ふ意である。或はクナは經六の意だとも

云ふ右の御名義にて其の功徳を知り奉つるべきである。○健者は云々追健と
も書さオニヤラヒと訓ひ十二月の除夜に行はる祭である。道靈祭云々の諸
祭は皆惡鬼を祓ひ除く爲の祭で祝詞式及び儀式等に詳かに記してある。
照武鹿島香取神、平定天下驅妖魔。

常陸國鹿島郡鹿島神宮武靈槌神也。下總國香取郡香取神宮靈津主
神也。此二神平定葦原中國驅降不順邦神見書紀靈武道祖神也。

鹿島香取の兩神宮は共に今官幣大社である。○武靈槌神は熾速日神の御子御
名義は武は字の如く武勇の義靈は借字でイカ(鰐)の字の義ミとイとは通音槌
も借字でノチの義である(ノは助辞チは男の尊稱であることは上にあらうた
○經津主神は磐簡之男磐簡之女神の御子で御名義は斷靈劍と稱ふる名劍を
持ち給うたから其のフツノミタマのフツをとめて其の劍の主と稱へ申した
のでフツとは今の俗にフツツリまたフツツリといふと同じく劍の斬味のよ
さを云ふ。○平定葦原中國驅除不順邦神の葦原中國とは此の國土を云ふ古稱
である。さて二神の御事は大方の知れることであるから今は其の大意を述や
す。天照大御神高皇靈神が此の二神に詔りして葦原の中國の大國主神に其の

國を皇御孫命に奉るべき由を問はしめ給うた。よつて二神は此の國に降つて
大國主神事代主神また建御名方神を始め多くの神々を飯饗せまた不順の邦
神等を征伐して大に武威をかいやかし國土を平定せめて其の旨を復命し給ひ
爲に皇御孫命は何の障害もなく安らかに天降りましました。で武道の祖神と
して今も崇敬するのである。

天鈿女命猿女祖、巧作俳優靈女靈。

天鈿女命、巧作俳優、詳見書紀、音樂之原、皆出於此。

天鈿女命の御名義フズはオズと通うて強く猛き由で此の神は女ながらもい
とく御心の雄々しくましくした神である。○猿女は猿女君といひて猿女は
氏で君は尸である。○巧作俳優靈女靈の俳優はワザヲキと訓み事業を爲して
祈禱まつる由で靈はカヅラと訓み頭の飾である。女靈は和名抄にヒカゲと訓
んである。但し先哲の説に鈿女命の靈とし給ひしは古語拾遺等にもある如く
異時爲でヒカゲ(女羅)では無いといひてある。さて右の事柄は天岩屋戸隱の時
に爲し給うたのを指したのである。

大菩薩神内侍始、善言能教君臣和。